

「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告書」  
 に対してお寄せいただいたご意見  
 （平成 23 年 1 月 31 日受付の 29 件。受付順）

受付年月日	No.	ご意見
2011. 1. 31	90	<p>現在法科大学院に在学中の者です。                      以下、意見を述べさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業後 5 年間、計 3 回の受験制限は廃止にすべきである</li> </ul> <p>そもそも、この受験制限は法科大学院設立当初の「3000 人を合格人数目安とする」という当時の閣議決定を前提に設けられたものです。</p> <p>確かに、当初言われていたように「卒業生の 8、9 割が合格する制度」であれば、不合格はある程度自己責任であり、受験制限にも合理性はあったかも知れません。</p> <p>しかし、現在の合格率は 24.5% 程度であり、今後も増えることはほぼ絶望的であると言えます。それでも旧試験の 3% 台よりはマシではないかとの意見もありますが、旧試験には実質的には受験制限がなく、大学 2 年次以上であれば誰でも受験できました。記念受験もかなり多かったです。</p> <p>これに対し、新司法試験は受験者全員が法科大学院で 2、3 年間みっちり勉強してきており、記念受験など考えられません。</p> <p>新司法試験が旧試験と同程度の難易度かどうかは分かりませんが、見かけの合格率よりも厳しい試験であることは是非とも理解して頂きたいです。</p>
2011. 1. 31	91	<p>新司法試験の合格基準について</p> <p>司法試験法第 1 条第 1 項で、「司法試験は裁判官、検察官または弁護士になろうとする者に必要な学識およびその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする。」とあり、法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告書（以下本報告書という）資料 3「規制改革のための 3 か年計画（閣議決定）」では、「新司法試験は資格試験であって競争試験ではないことに留意し」とある。新司法試験は競争試験でない以上、評価基準は当該年度に受験した受験生内での相対評価であってはならない。当該受験生に必要な学識およびその応用能力があるかないかの絶対評価であるべきである。</p> <p>しかしながら、新司法試験論文式試験の採点および成績評価の方法は、絶対評価ではなく、相対評価である。</p> <p>「新司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準について」（平成 22 年 1 月 17 日新司法試験考査委員会議申合せ事項・法務省 HP <a href="http://www.moj.go.jp/content/000006493.pdf">http://www.moj.go.jp/content/000006493.pdf</a>）第 2 論文式試験の採点 1 採点方針（3）により、採点者がつける点数の目安が、人数割合で示されている。100 点満点で採点者が 75 点以上を付ける人数は受験生全体の 5% 程度、58 点以上を付ける人数は受験生全体の 30%（5%+25%）程度とされている。受験生全体の 70% 程度には、57 点以下を付けるとされている。</p> <p>100 点満点で 60 点以上を合格点とし、採点者の裁量で何人でも 60 点以上の合格点を付けることができ、結果として過半数の受験生が単位を取得できる大学の</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>定期試験とは採点方法が大幅に異なる。</p> <p>仮に法科大学院が充実した教育をしたとしよう。その結果、受験生全体の7割が60点を超えると新司法試験の採点者が判断しても、58点以上は受験生全体の30%にしか付けられない。</p> <p>「これは一応の目安であって、採点を拘束するものではない。」とされている。しかし10%～15%程度なら目安を離れることもできるだろうが、目安を大幅に無視して70%の受験生に60点以上を付けられるとは思われない。</p> <p>しかも「新司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準について」第2 論文式試験の採点 2 採点格差の調整方法 には、「各問題ごとに難易度等が異なるため、平均点や採点のばらつきの程度が異なることから、採点格差（考査委員・問題によって、採点結果が全体的に高めになったか低めになったかの差、あるいは、評価の幅が広がったか狭くなったかの差）が発生し得るので、以下の方法により採点格差の調整を行うものとする。」とある。以下の方法とは、標準偏差を用いて素点を偏差値化することである。偏差値化された得点が当該受験生の得点になる。</p> <p>採点者が、多少目安を離れた採点をして、偏差値化により、絶対評価の要素は払拭され、相対評価の結果が得点になる。第1回ないし第3回新司法試験で使われた採点基準「新司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準について」（平成17年11月16日新司法試験考査委員会議申合せ事項・法務省HP <a href="http://www.moj.go.jp/content/000006407.pdf">http://www.moj.go.jp/content/000006407.pdf</a>）も短答式試験の得点を2分の1にするかしないかが異なるだけで、論文式試験の採点基準は全く同じである。</p> <p>短答式試験の得点には人数目安もない。偏差値化もされない。絶対評価といいうる。しかし論文式試験の得点は当該年度の受験生中の相対評価である。試験問題の難易度のばらつきまで偏差値で調整されるシステムである。</p> <p>新司法試験受験生の質を知る手がかりは点数である。本報告書P10～P11では、新司法試験の合格点・得点率・得点状況について詳細に分析している。しかし、現在の相対評価的な採点基準による点数を分析しても、新司法試験受験生の質の絶対評価をすることはできない。</p> <p>本報告書P10の3では、最終合格点の得点率が第3回新司法試験まで50%を上回っていたのが、第4回新司法試験以降50%を下回ったことを問題にしている。しかしながらこの原因は、総合点のうちの短答式試験の比率が下げられたことが原因である。絶対評価の短答式試験は、50%以上の得点を取ることが容易である。過去の新司法試験で短答式試験のみの合格ラインは210点～230点（得点率60%～67%）である。しかし論文式試験は素点の段階で受験生の70%に57点以下が付けられ、さらに偏差値調整されるので、論文式受験生得点率平均は50%に近くなる。短答式試験のように合格者の最低でも6割得点というわけにはいかない。得点を取りやすい短答式試験の比重が低くなるほど総合点も低くなる。</p> <p>本報告書P11の4では、合格者同士の得点の格差や、合格者と不合格者の得点差を問題にしている。しかし標準偏差で偏差値化された得点の差で、絶対的な質を</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>判断するのは非常に困難である。</p> <p>一方、いわば司法研修所の卒業試験である裁判所法第67条1項に定められた司法修習生考試（いわゆる二回試験）は、絶対評価の試験として運用されてきた。</p> <p>新司法試験の不合格者、特に順位3000番以内の新司法試験不合格者が司法修習生になる能力があるかどうかを客観的に検証するには、新司法試験不合格者に二回試験を受験させ、合格点を取れるかどうかを調べるのが有効である。新司法試験不合格者は法科大学院で民事実務刑事実務も学んでおり、司法修習の課程を経なくても二回試験にある程度対応できる。順位3000位以内の新司法試験不合格者の大半が二回試験で合格点を取れば、受験生の質の面からは、新司法試験も3000人合格させるべきであるといえる。</p> <p>新司法試験合格者についても、不合格者とあわせて、受験者ごとの司法試験と二回試験の成績順位を縦軸と横軸にとって分布をグラフ化し、司法試験成績順位と二回試験成績順位の相関関係を検証すべきである。</p> <p>司法試験成績と二回試験成績の間に正の相関関係があり、司法試験をボーダーラインぎりぎり合格した者が二回試験に落第し、司法試験不合格者が二回試験落第相当成績を取るのなら、新司法試験3000人合格は慎重にすべきといえる。</p> <p>仮に司法試験成績と二回試験成績の間に相関関係がなく、司法試験に上位合格した者でも二回試験に落第する者がいて、司法試験に不合格だった者が、二回試験合格相当の成績を取るならば、かつて99%程度だった二回試験合格率がここ数年94～96%に低下したことは、司法試験合格者数抑制の根拠にならない。</p> <p>もちろん司法試験不合格者が二回試験合格相当の成績を取っても、司法修習の過程を経ていないので、裁判所法第67条1項により法曹資格は得られない。</p>
2011. 1. 31	92	<p>内部事情を見ていると、特に新卒者がそうですが、入学当初は、夢に胸躍るも、しばらくして、現実に気がつくということが多いようです。</p> <p>理念に対して、実際に法曹になれなければ、何一つ残らないという制度設計には大いなる問題があります。</p> <p>さらに、予備試験の開始による今後の合格率の低下が見込まれる中で、このままでは制度自体の破綻が明白です。</p> <p>文部科学省も補助金削減による統廃合を検討しているそうですが、内容としては、さほど効果的ともいえません。</p> <p>たとえ法科大学院の補助金を削減しても、大学全体の別の受け皿から運んでれば、同じことです。</p> <p>補助金削減の条件に、入学倍率をあげていますが、表向きだけ受験者を増やして、表面上倍率の数字を操作することも容易です。</p> <p>なかには、「一年次転入学」と称して、別ルートでの抜け道をしている法科大学院もあります。</p> <p>エリート養成機関として、入学＝法曹を担保できる制度でなければ、意味がありません。</p> <p>当初の目標としては、20～30校が望ましいとされていたのが、結果的に74</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>校も許認可が与えられたことが、原因にあるものと考えます。</p> <p>仮に、この目標どおり20～30校であれば、現状のような合格率の低迷はなく、対比される医学部と同様に、入学者のほぼ全員が法曹になるという計算になります。</p> <p>現場で日々精進されているロースクール生の人生を裏切らないためにも、一刻も早い制度改革の必要性を感じます。</p> <p>ロースクールには、高額の投資をして、前職を捨て、人生をかけてやってくる方々も多いのです。</p> <p>こうした方々が、いわゆる三振した場合の末路は大変なものです。(人生の軌道を外れ、借金だけが残るなど)</p> <p>これでは、旧司法試験から新司法試験に変更したのは、名前だけに過ぎません。</p> <p>そのために、今後、当初の目標どおり6～7割の合格率がなければ現実が伴いません。</p> <p>したがって、実績が上がっていない大学院は、これ以上の被害者を出さないためにも、募集を停止し、許認可を取り消すべきです。</p> <p>補助金として、億単位の税金がつき込まれています。</p> <p>それは、法曹を輩出するのだから、それだけの額を負担しても割に合うという考えからでしょう。</p> <p>しかし、実際に法曹を輩出しなければ、大いなる税金のムダ使いに過ぎません。いわゆる低迷校にも多額の税金が負担されてしまっています。</p> <p>それでいて、ある低迷する法科大学院の教授は、「百万円くらいすぐ出てくる。たとえどうあれ、カネはまた出てくるから心配せんでいい」とまで豪語しています。</p> <p>以上、社会的観点からしても、現状のロー制度は、矛盾だらけであり、日本の司法のためにもなりません。</p> <p>総務省の方々に対しては、現場の声を知ってもらった上で、上記で述べたよう、改革を求める次第であります。</p>
2011. 1. 31	93	<p>法科大学院は実務法曹家養成のための機関である。そこでは新司法試験に合格するに足る実力を養成することも目的としているばかりでなく、司法修習前期のかわりになる教育をも行うこととされている。そして、法科大学院に入学し必要最低年限である2年あるいは3年間在籍することにより、学費、生活費併せて1000万円近くが必要である。この経済的負担は学生にとって決して軽いものではない。その意味でも在籍する学生にとって、法科大学院は人生を担う教育を受ける「場」といえる。</p> <p>このような「場」において、学生自らが努力しなければならない部分があるのは当然のことである。しかし、他方で、法科大学院で授業を行う研究者教員と実務家教員には、そもそも上記のようなことを十分に理解し、きちんとした授業を行おうとする姿勢さえ有しているとはとても思えない者がいる。ここに書けない内容が多々あることを理解し、研究者教員、実務家教員あわせて法科大学院において求められる授業内容を行う実力を有しているといえるのか、調査していただきたい。</p> <p>法科大学院において成績評価の厳格さが求められていることは、適切なことと思</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>われる。ただし、この厳格な成績評価の前提として、当該授業自体が充実し、かつ、適切な内容であること、そして公平な試験が行われ、公正な成績評価が行われることまでもが当然に求められるべきはずである。そのような適切さ、公平さ、公正さが満たされないまま成績評価がなされ、留年や除籍という、出費だけ残るような結果に至ることは、許容できない。</p> <p>ある法科大学院においては、問題文の主要部分に誤植のある試験問題による定期試験が、公然と行われている。同一の履修科目を複数のクラスに分け、複数の教員で担当しているにもかかわらず、授業内容に関して、担当教員間での事前打ち合わせが不十分な（あるいは全くなされていないと思われる）授業があり、FDが行われている形跡さえも見えない。さらには、その定期試験において、担当教員の一人が問題の一部を受講生に話しており（漏洩）、このようなこと自体、既に公正な試験が行われているとはいえない。また、この後期、教員が長期間授業を行わなかったという状態だった。その間、事務に言っても、意見交換会で他の教授に言っても、何らの措置も執られなかった。これらのようなことが当該教員の個性、教育の自由として正当化されることなど、ありえない。</p> <p>学生は学費を払って人生をかけて入学してきている。その学生に対し適切な授業を行う、公平・公正な成績評価を行うという当然のことよりも、教員の「事情」が優先されることなどあり得ないのではないだろうか。授業の状態がたとえどんなものでも、進級できなければ経済的に道が閉ざされる学生もいるのだ。教員の「事情」は教育の自由として正当化できるものか。</p> <p>教授側は、文部科学省が厳格な成績評価をしろというので、厳しくしなければならないという。本当に文部科学省は法科大学院に対し、適切な教育、適正な試験、公正な評価を行うことなしに学生を落第させろと強要しているのか。</p> <p>新司法試験の合格率や入学試験での倍率等で法科大学院の数を「整理」しようとする前に行わなければならないのは、新司法試験に合格できなかったとしてもそれは自分の問題と学生自らが納得できるくらいに、自分たちが認可した法科大学院の授業の質、教員の質を高めるための措置を真摯に行うことが先なのではないだろうか。</p>
2011. 1. 31	94	<p>1 法曹人口の増大について</p> <p>この件について、弁護士の就職難に関し、巷で言われていることに違和感を感じます。</p> <p>自分は弁護士複数から、「仕事の量自体は捌ききれないほどあるが、新人を採用すると育成しなければならない。今育てている人が独立していかないと新人採用枠があかない」という話をよく聞きました。それも、いわゆる人権派から企業法務弁護士まで、様々な弁護士が本音では同じことを言います(しかし、県の弁護士会＝建前では違うことを主張しているが)。つまり、弁護士の就職難は、(少なくとも自分の住む地方都市は)、仕事の量に比して弁護士の数が多すぎるのではなく、事務所の新人採用枠が埋まっているからだけなのです。そうであれば、この問題は時間が解決すると思います。弁護士が独立するのは大体5年位と聞いてい</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>ます。そろそろ、増員を始めた頃の弁護士が、独立を始め、独立ラッシュになるでしょう。一人独立すれば、元々いた事務所の採用枠が一つ空き、独立した事務所でも一人くらいは採用できるのではないのでしょうか？</p> <p>今現在、就職難があるからといって、必ずしも需要に比して弁護士の数が多いとは限らないはずで。適切な法曹人口がどのくらいなのかについては、もう少しきちんと算出の仕方を考えるべきです。</p> <p>適切な法曹人口とは関係ないのですが、司法試験の合格者数を増加するのは間違いだと思います。増加するなら、法科大学院の修士倍率の高かった頃に入学した者が受験したここ数年の合格者数を上げるのが正しかったのであり、法科大学院の受験者数が減って以降に入学した者の合格者数を上げることはおかしなことです。しばらくは現状維持をしつつ、受験者数が減るのに合わせて合格者を減らしていくのが妥当でしょう。</p> <p>合格者を増加させてから、弁護士のレベル低下が起こっているという意見もありますが、もしそれが本当なら合格者を減らすのではなく、弁護士資格を、試験を伴う更新制度にすればいいのではないのでしょうか。増員が原因でレベルが下がっているなら、もう合格者を増やしてから何年も経っているのですから、レベルの低い弁護士だらけのはずでしょう？今から合格者を減らしてもしょうがないので、更新制にしてレベルの低い人は排除する方が合理的だと思います。でも、実際にこれを導入したら、増員後の世代よりもそれ以前の方が排除されるような気がします。</p> <p>2 採点基準の不透明さ、不平等について</p> <p>司法試験、特に論文の採点基準はよくわからない。旧司法試験時代で、受験歴が長かった者が多かったのも、これが原因ではないだろうか。採点基準が分かり、努力の方向性が分かれば、優秀な者はすぐに合格し、そうでない者は自分の限界を知って撤退するが、今のように不透明では、いつか受かるだろうと、なかなか撤退にも踏み切れないでしょう。</p> <p>また、採点基準が不透明なだけではなく、法科大学院間での不平等もあります。試験委員のいる法科大学院の院生のブログでは、試験委員が「司法試験ではこういったことが点数になる、こういうことをいっぱい書いてもあまり点数にならない」とか「(判例の見解を中心にした自分の本を片手に)司法試験の○法はこの本で必要にして十分である」などと、どのような答案、勉強が点数につながるのかといった内容を語っていたと書かれていました。他にも、試験委員の講義で採点基準について語っていたという話も聞きます。採点基準を公開するのは良いのですが、公開するなら全受験生に対してでないと、問題漏えいよりも合否に影響すると思います。そのような不平等は生じないように、各法科大学院の教員に対してだけは採点基準についての説明会を行う等の配慮はなされなかったようです。こういった、法科大学院間の情報格差は何とかしてほしいものです。</p> <p>法科大学院内での格差もあります。自分の通っていた法科大学院では、一部の</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>者だけに受験指導をしていました。自分の学年で合格したのはそれらの受験指導を受けていた者だけです。これが選抜試験を行って公平に機会を与えていれば、まだ納得もできますが、連絡役の学生がいじめの一環として連絡をしないだけでした。その件に気付いてから、自分たちにも同じ程度の受験指導をしてくれと頼みましたが、「最近受験指導をしないようにきつく言われているからダメだ」と言われました。ちょっと、納得できない話です。このように、同じ法科大学院内でも、受験指導格差があります。</p> <p>こういった問題を解決するために、法科大学院卒業後に、試験委員による答案練習会を何度かやってから新司法試験を受験できるようにするのはどうでしょうか。もう、試験委員を法科大学院に置くのは禁止して、受験生に対する答案練習会の問題作成と答案の添削、それと本来の試験委員の仕事に専従するのです。予算等で実現は難しいかもしれませんが、本試験と採点基準を同じにした答案練習会を行うというのは、採点基準の不透明や法科大学院間の情報格差を軽減することができるのでいいのではないのでしょうか。司法研修所で行う起案と称した答案練習会を前倒しするようなものです。試験委員が嫌いな予備校への打撃にもなりますしね。</p> <p>3 三振者への対応</p> <p>他の人の意見でもありましたが、三振者への対応がないのも問題です。官庁でも法科大学院卒業生を対象にした求人をしてしていますが、どこも司法試験に合格していることを条件にしています。民間企業でも三振者を採用しようとするところもありませんし。</p> <p>弁護士の就職難については大騒ぎしていますが、弁護士資格をとれなかった三振者の方が深刻な問題でしょう。弁護士会などが弁護士の就職難を理由に合格者数を減らそうと主張しているのは、それによってより多くの三振者が生まれることに配慮しておらず、弁護士という特権階級を守ろうと考えているだけにしか思えません。二回試験に落ちた者に対して、修習の同期がカンパして助けるという慣習がありますが、修習よりも長い間法科大学院で共に学んだ三振者に対してそのようなことが行われたという話を聞いたことがありません。やはり、司法試験に合格した者は仲間だが、そうでない者は知らないという意識があるのではないのでしょうか？</p> <p>4 以上を、法科大学院制度に翻弄されている一人の意見として記しました。締め切りまであまり時間がなく、拙い文になってしまい申し訳ありませんが、参考に使ってください。</p>
2011. 1. 31	95	<p>今般、「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告書」に対して、一国民の立場から一言意見を申し述べさせていただきたく存じます。</p> <p>結論</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>「新司法試験の合格者数を平成22年ころには年間3000人程度とすることを旨とする」という司法制度改革推進計画（平成14. 3. 19閣議決定）を万難を排して実現し、遅れを取り戻すには何をなすべきかの提案を含めた評価報告を、1月24日付で貴局が計画を公表された「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」でまとめられんことを切に期待致します。</p> <p>理由</p> <p>1. この推進計画は、ご承知の通り「司法制度改革審議会意見書」（平成13. 6. 12）に基づき、国会で圧倒的多数で可決成立制定された「司法制度改革推進法」によるものであります。この意見書は、その審議会で広汎にわたる国民の意見を調査、公聴し、国を思う公正無私、複数の弁護士も含む委員により審議され、高い理念と実現性及び効果を見通したものであります。この推進法の国会での可決にあたっては、必要な予算措置を確実にすべし等の附帯事項までも附されております。本推進計画の推進にあたって、各方面から部分最適的な、弱気な、時代逆行的あるいは既得権益死守的な意見が出ていますが、それらに耳を傾けるべきではありません。</p> <p>2. この推進計画を遅らせたり目標を減じたりするのであれば、国民、学生に対する裏切り行為であり、国家的詐欺行為といっても過言ではありません。質の高い法曹を目指して、厳しい試験・評価で多数から選抜という旧制度から、厳しい養成を主体とした医師国家試験に近い大学院型の新制度に移行し、高い合格率の司法試験を目指したはずです。ところが、大学院の総定員を過大に認可しすぎたことと、年間合格者を2000人余りに絞り続けていることにより、累積する不合格者の人生を狂わせ、また、法曹を目指す志望者の意欲を減退させ、大学院志望者の質と量を低下させる悪循環に陥る方向になっています。優秀な法曹候補者を確保したいというならば、司法試験合格率を上げる方法を考えるべきです。</p> <p>卑近の例で恐縮ですが、小生の高校の教え子は、旧司法試験では余りの合格率の低さに人生を賭ける気にもならず法曹への道を諦めて大企業へ就職していましたが、新制度での合格率からすれば一か八かのレベルではないと、退社してパートタイムをしつつ法科大学院生となり法曹を目指しておりますが、将来への不安は隠しようもない様子です。</p> <p>補足意見</p> <p>万一、この推進計画を変更するのであれば、理念、方法も含めて、先の調査、公聴、審議、国会討論のレベルに匹敵する過程を経る必要があると思います。</p> <p>司法試験合格者数を早期には増やさないというなら、学生募集の段階から発表すべきで、発表以前に入学あるいは修了した学生については最低でも合格者3000人化計画を過去に遡って達成し、大学院生定員や司法試験合格者数の減員はそれ以降にしないといけません。</p>



受付年月日	No.	ご意見
		<p>そのための修習予算が確保できないというのなら、それは本末転倒ですが、それならば、少なくとも3000人化計画との差分人員を法務省と文部科学省で採用枠を設けると共に、大学院修了者で司法試験不合格者が人生を棒に振らないで済むような就業支援等の施策を国家補償の意味を含めて強く進めるべきです。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
2011. 1. 31	96	<p>法科大学院1期卒業生で、受験資格を喪失した者です。法科大学院卒業生の現状を知っていただくという点から、私の卑近な話で恐縮ですが、特に経済面からお話しさせていただきたいと思います。</p> <p>私は、在学中に日本学生支援機構から、およそ700万円借りました（月々の返済額は3万円ほどで返済におよそ20年ほどかかります。今のところ支払猶予していただいておりますが、今年（2011年）10月から返済が始まります）。他方、お恥ずかしい話ですが、現在収入は年間で300万円ほどです。これから、それほど急激な収入増は見込めないと考えています。</p> <p>このような事情ですから、月々3万円ほど返していくと、日々の生活はしていけるでしょうが、20年経ったときには何も手元に残らないと考えられ、生活設計ができず困るという状況になっています。</p> <p>私の近くには、同様に受験資格を喪失した者が複数おり、経済面からいえば私はまだいい方で、自己破産を現実的なものとして考えている者すらおります（こうした窮状については、支払猶予願の申請によって日本学生支援機構に、おそらくは情報が集まっていると思われまます）。</p> <p>法科大学院を目指そうとしている者が激減しているのは、こうした経済面での不安が少なくないと思います。経済面において、もっと安心できるような制度設計に変更しない限り、法曹養成システムの今のジリ貧傾向はますます進むと思います。</p>
2011. 1. 31	97	<p>現在は過渡期であり、グローバル時代のなか将来には必ず外国に向けての、弁護士が必要になると思われます。</p> <p>つきましては、法曹養成は将来に向けても法科大学院卒業生での3000人の合格養成は必須と思われます。</p> <p>法曹の質の低下と言われていますが、弁護士の悪行で新聞ざたになっているのは、ほとんどが年配の弁護士であります。</p> <p>質の低下と言って合格者を減少させようとの意見は、既得権益の低下を望まない既存法曹の詭弁であります。</p> <p>若者の就職率低下が叫ばれているなか、優秀な法科大学院生を合格させることなく、無職のままに据え置く現状は到底許されるべきではありません。</p> <p>政府の閣議決定どおり、今年から3000人合格を実施すべきです。</p> <p>また、研修費用も給付すべきです。</p> <p>貴重な国家の優秀な人材を無駄にするべきでは無いと思われます。</p> <p>既得権益者に与する政治は即刻止めるべきです。</p>
2011. 1. 31	98	<p>ロースクール在学の社会人学生です。報告書コメントを拝見し、「旧司ノスタルジー」「閉鎖的で高踏な法曹業界根性」に苦笑です。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>私見。</p> <p>-旧司はそれなりに合理的な制度だった。 (理論は試験までに、実践は修習で。誰にでも門戸は開かれていた)</p> <p>-ただし弊害もそれなり。 (試験がすべて、現代の科挙と化す。理論バカ、テクニック偏重傾向顕著。法曹が特権階級化、でも玉石混交(特に人格))</p> <p>-新司は理想を追い求めた制度。 (点から線、面への教育。科挙化を排す。理論と実務のバランスとれた法曹人材育成)</p> <p>-でも理想に現実が追いつかない。 (LS教育がいまだし(特に基礎インストール1年目)。予備試験というバイパスを残してしまった。(大学を味方につけるべく)LS数を増やしすぎ、投資に見合ったリターンを事実上担保できない)</p> <p>自分ならこうする。</p> <p>-法曹資格への道は、LS入試(共通一次(択一)・二次(論述))→LS(既修)→司法予備→法曹実務家。予備試験は廃止。 (予備試験は学部エリートのバイパスにしかない)</p> <p>-LSは既修のみ。学校数も絞る。(定員5000人→2500人) (LSは7科目知識と汎用事案分析・表現力ある者を選抜。試験は共通一次(法律択一)と二次(事例論述、面接)に。基礎は学部なり自学自習なり予備校で)</p> <p>-LS教育は2年間演習 only(民事系、刑事系、公法系)。修習はLS教育に併合する。 (修習は裁判官もしくは検察官教育専門機関に。LSはフルタイム2年とパートタイム3-5年)</p> <p>-司法試験は医師免許的に合格率80%に(合格者2000人)。法曹資格を特権的なものとしなす。 (法曹実務家資格認定試験化。入学者、学校、実務界に必要以上のコスト・リスクかけさせず、期待値もコントロール)</p>
2011. 1. 31	99	私は、法科大学院に未修で入学し、新司法試験に合格後、弁護士になった者です。

受付年月日	No.	ご意見
		<p>私は、法科大学院の未修者教育に大きな問題があることを指摘したいと思います。</p> <p>未修者が法科大学院のカリキュラムを1年分こなしても、既修者に近いレベルに達する人はごく一部であり、未修者段階における効果的な学習の仕方がよくわからないまま法科大学院の授業の予習・復習のみで1年を過ごしてしまった未修者は、既修者と混合クラスになる2年次以降、予習・復習をこなして授業についていくので精一杯になります。</p> <p>私が法科大学院に入学したころは、有名企業を辞めたり、理系から転向したり、多彩で優秀な人材が法曹を志し、未修で入学してきていました。ただ、そのような人たちは、必ずしも、どのように法律知識を身につけ、それを適切に操作したうえでいかに書面や答案に表現するかについて、知っていたわけではありません。また、そういったことについて、教授からこれといったレクチャーがなされるわけでもありません。</p> <p>そのため、法科大学院で提供される授業の予習・復習を懸命に行っていたら、自然と基礎的な法律知識や文書作成方法は身につくのだと、漠然と思っていた人が多く、私もそうでした。</p> <p>また、法科大学院では、新司法試験に類似した形式で公法系・民事系・刑事系の問題を演習する機会がほとんどないうえ、期末試験の答案は成績評価には用いられても、その後返却されることもほとんどなく、学生が自ら書いた文章のどこが優れていてどこが悪いのか、検証する機会に乏しいのです。</p> <p>そのため、私も含めて、2年次や3年次になって危機感を持ち始め、司法試験予備校の出版物や講座を利用したり、文部科学省の指導をかいくぐるように法科大学院の教授と連携して答案練習会を開いたり、法科大学院の授業そのものではないところで、新司法試験に合格する力を身につけていったのです。</p> <p>既修者は、法科大学院に頼るだけでは合格する力が身につかないことをもともと承知している人が多いので、そういった方法論で試行錯誤する人はあまり多くないのではないかと思います。未修者には、そうした点で迷い続け、そのため新司法試験に合格できず、法曹の途を諦めざるを得なかった人が多いだろうと思っています。</p> <p>法科大学院を修了した後にその人にとって初めての司法試験受験があり、それに受からなければ追加で教育を受けられることもなく放置されるわけですから、そこから先は自分なりの方法で「試験勉強」をしていくしかなく、立て直す機会も乏しいのです。</p> <p>結局、法律学を学んでこなかった優秀で意欲のある人を法科大学院に多数受け入れたところで、その人たちを順調に新司法試験合格レベルに到達させ、法曹の第一歩を踏み出させるところまで持っていける教育能力が法科大学院になれば、多くの才能のある人たちの将来を潰すだけになってしまいます。</p> <p>仮に合格し、司法修習を終えたところで、就職状況にも問題があります。新人を採用したいという法律事務所の数は年々減少していますし、仕事の減少の影響で給与水準も悪化し、独立して事務所を構える機運も薄らいでいます。新司法試験へ1</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>回目の挑戦で上位合格する自信があるか、よほどアピールできる経歴を持っていない限り、誰にでも職にあぶれる不安があります。</p> <p>こうしたことを前提とすると、法科大学院があるからといって、多様な人材が法曹になりやすくなっているとはいえません。逆に、法科大学院修了が新司法試験の受験資格となっているため、新司法試験を試しに受けて試験で求められる法文書作成への適性を測ってみることができず自己の適性を把握しないまま法科大学院に入学し、結局新司法試験に合格できず、その人にとって大切な数年間を棒に振り、多額のお金を支出するだけで終わってしまう人が増えているのではないかと危惧します。</p> <p>以上より、私は、司法試験の受験資格から法科大学院修了要件を外すことがひとつの有力な解決策なのではないかと考えます。</p>
2011. 1. 31	100	<p>法科大学院は、どこも多かれ少なかれ問題があると思いますが、外部からはなかなかそれが見えにくいという、ある種の閉鎖性があると思います。そこで、自分の経験を書くことで、外部からは見えにくい法科大学院の問題を知っていただこうと思います。</p> <p>1 法科大学院で、自分にとって、最も大きかった問題は、同級生にストーカー紛いの行動をとる人間がいたことです。屈折したライバル意識のようなものが原因だと思います。</p> <p>自分は、その相手と少し距離を置きつつ、失礼にならない程度に相手をするようにしていました。しかし、その人からすると、自分が比較的相手をしてくれる＝仲がいいと思っていたようです。ある日、「前は仲が良かったのに、自主ゼミに入れてくれないのは意地悪だ」と言いがかりを付けられました。</p> <p>その後は、後を付けてきたり待ち伏せしたりして、言いがかりと付けられました。そして、次第に行動がエスカレートして行って、いたる所で作り話(自分がその人物をいじめている風のもの等)をしてまで自分の悪口を広めたりするようになりました。作り話も稚拙で、少し調べればすぐに嘘とわかる程度のものでしたが、教員の中にはその作り話をそのまま信じている人もいました。この件に関して、教員、大学の相談室、法科大学院事務室等でも相談し、そのうち事務室の職員はきちんと対応してくれ、何度か注意したそうですが、特に変化はありませんでした。</p> <p>この件では、かなり精神力をそぎ落とされました。しかし、ある予備校の所長との面談でこの件について話すと、どこの学校にもそういう人間がいるが、大抵の学校でも、事なかれ主義であり対応しないとのことでした。</p> <p>2 その件とも少し関連するのですが、上記のように作り話をそのまま信じていた教員が何人かいました。他の教員から聞いた話では、そのうちの一人は、自分を嫌って定期試験で不合格にしたそうです。これも、教員の口から直接聞かなければ、自分が不合格というのはちょっと変だとは思っても、何かミスをしたんだろ</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>うと、自分を納得させていたと思います。</p> <p>成績評価の不透明性も、教員以外には分りにくい問題だと思います。</p> <p>3 また、自分の学年では一部の者だけが密度の濃い受験指導をしてもらっていました。一応、教員が呼ぶ人間を選んでいたようですが、連絡役を学生に任せていたため、受験指導を受けられなかったり、不十分にしか受けられない人もいました。教員と一部の学生の間でしか受験指導の存在が知られていなければ、他の教員や学生には見えにくい問題だと思います。</p> <p>ちなみに、卒業後に、教員に対してこの格差を何とかしてほしいと頼むと、「最近受験指導禁止が厳しいから」と断られました。</p> <p>このように、一部の者だけに教員が受験指導をすると、通常の授業でもその人たち向けの授業になってしまいがちです。また、何かあった時にも、自分が受験指導している学生を庇うようになります。そのため、それ以外の学生からすると、授業が分かりにくかったり、様々なことで不公正に扱われたりするため、不満に感じます。しかし、そのような不満についても、「これを言ったら、さらに不公正に扱われるのではないか」と思い、相談できなくなり、問題が見えにくくなります。</p> <p>4 法科大学院には、官庁や第三者機関から視察(?)が行われており、学生から直接話を聞いていますが、上記のような問題を話すと、何らかの不利益が生じると思いい、なかなか率直な話ができせん。学校関係者だけではなく、他の学生もいない状況で、個別に意見を聞くようにする必要があります。また、卒業生のように、もう不利益を受けることの少ない人からの意見を聞くのもいいと思いいます。</p>
2011. 1. 31	101	<p><b>【合格率低迷の原因は文部科学省の教育妨害】</b></p> <p>法律実務を業として行うためには、基礎知識の習得と同時に法的事務処理能力の育成が必須である。限られた時間で事件の概要を把握し、大間違いではない方針を策定して、それを口頭・文書で表現できなければならない。</p> <p>この力を育成するためには、時間を区切って、演習形式で法文書を起案させるという作業を繰り返させる必要がある。</p> <p>ところが、文科省は、このような指導を「受験指導」というレッテルを貼って妨害することに終始してきた。このお達しに馬鹿正直に従った法科大学院は低迷し、面従腹背を貫いた法科大学院は合格者を増やしている。そのあげくに今度は「合格率が低いところは兵糧攻めにする」などとは噴飯ものである。</p> <p><b>【法曹の質の低下とは】</b></p> <p>この言葉も惰性で使われているようであるが、おそらくこの言葉を吐いている人たちは、自分たちが新人弁護士であった頃のことを忘れ去っているであろう。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p><b>【司法研修所信仰への警鐘】</b></p> <p>法科大学院制度に反対する現役法曹の根底にあるのは、「自分の学舎であった司法研修所」に対する恋慕の情である。特に、修習期間が2年間だったころの法曹は、給料付きで2年間遊ばせて貰ったに等しいのであるから、「修習はよかった」と考えて当然であろう。決して教育機関として優れていたからでも何でもない。</p> <p>また、司法官僚にとっては、後継者をリクルートする場としての、自らの組織の牙城ともいべき存在であるから、司法研修所堅持に走るのは当然ともいえる。法科大学院を叩いて、そのあとをどうするか。少なくとも、司法研修所主体に「戻す」という愚行だけは避けてほしいものである。</p>
2011. 1. 31	102	<p>法科大学院の制度は、廃止するべきです。なぜなら、司法試験に合格したことがなく、しかも実務経験がない学者教員が大半の法科大学院で、高度な実務教育を行うことは、そもそも不可能だからです。もし、この制度を存続させるのであれば、学者教員に試験を実施して、一定の能力を有するものみに教員資格を付与すべきです。法学全般、実務能力、一般教養を有しているかを、予備試験、新司法試験、二回試験で判定してはどうでしょうか？おそらく、学者教員のほとんどは、試験に合格できず、法科大学院は、自然消滅するでしょう。学生の質が下がった等と、偉そうに言う教員はいなくなるでしょう。</p> <p>法科大学院では、受験指導を行うことは、是認されないにもかかわらず、新司法試験の合格率で、大学の統廃を検討しようとしています。これは、矛盾でしょう。しかし、これは、法務省、一部の大学が、当初から意図していたことだろうと思います。なぜなら、大学院の定員数が、当初から大幅にオーバーしていたことから、大学院の統廃は必然だったところ、受験指導が行き渡れば、潰す大学の選定が困難になるからです。結局、大学院の評価は、どのような教育をしているかということではなく、新司法試験に合格できそうな学生を入試の段階でいかに集めたかにかかっているのではないのでしょうか？質の高い学生は、結局、大学の先生が否定する予備校や旧司法試験で育てられていた学生、受験生によって供給されているという皮肉な結果になっているのが現状でしょう。</p> <p>また、司法試験から、大学関係者を排除すべきです。なぜなら、試験問題を知っている教員に、公正な授業は期待できないからです。旧司法試験の時代から、学者委員の試験問題類似の内容の授業、ゼミが問題になっていました。試験で出ますなどと馬鹿は言わずとも、それとなく分かれば、当然、公正とは言えないでしょう。年度によっては、漏洩が疑われて、試験問題が差し替えられた科目もあると噂されています。新司法試験でも、行政法の問題のネタになる判例が、試験委員から、メールで洩れた事件がありました。これも、氷山の一角で、長年の試験委員の慣行が不運にも指摘されたにすぎません。そもそも、特定の大学から、多くの試験委員が選任され、長年続けるのは、明らかに、特定の大学を優遇するもので、公平とはいえないでしょう。出題の趣旨等を詳しく公表すれば、大学の教員に試験委員を任せなくとも、試験と教育の連動は図れるはずで。</p> <p>高額な法科大学院の授業料、司法研所の給与制廃止問題、合格者の就職難といっ</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>た事情は、確実に法曹志望者の減少をもたらしています。大学の金儲け、文科省の権益拡大、裁判官・検察官の天下り先の確保のために、法曹志望者の夢を砕いていいのでしょうか？法科大学院を廃止し、公認会計士試験のように、司法試験の受験資格も撤廃するべきです。そして、合格者を1000人程度にして、司法研修所での研修期間を二年に戻すべきです。今の制度では、中途半端な研修に、能力にばらつきのある実務家しかを生み出せないと思います。二年の期間があれば、しっかりと実務も学べ、就職活動も研修中に余裕をもってできます。今の制度では、新司法試験の合格発表前に、就職活動をせざるを得ず、しかも、ブランド大学院の優遇といった弊害もあります。改めるべきです。</p> <p>なお、今年から、司法試験予備試験が実施されます。しかし、問題点がいくつもあります。まず、法科大学院では行わない一般教養を大学卒業者にも一律に課して、社会人の参入障壁となっていること。次に、法律基本科目の論文問題のサンプルが公表されていないこと。これは、受験生に準備の機会を与えず、当日に、およそ、制限時間内では解けないような出題をして、出来が悪いとあって、合格者を極端に絞り込む作戦にあるのではないかと、かんぐってしまいます。また、合格者数の目安を全く公表していないこと。さらに、予備試験に否定的な法科大学院の関係者を試験委員に選任していることです。公正かつ妥当な制度設計と試験の出題・採点を強く要望します。</p>
2011. 1. 31	103	<p>第1 法科大学院の制度と現状について</p> <p>中部弁護士会連合会は、平成21年10月16日の定期総会において、次の「適正な弁護士人口政策を求める決議」を圧倒的多数で採択しました。</p> <p>「我が国の弁護士が、社会的使命を果たし、適正に職務を行い、自治権のある弁護士制度を維持・発展させるためには、実際の需要に見合った適正な弁護士数を保つ必要があり、そのためには、2001年6月の司法制度改革審議会の意見書以後、現在までに行われてきた大幅な弁護士増加政策を見直し、今後、司法試験の合格者を段階的に減少させて、早期に年間1000人程度にすべきである」</p> <p>そして、この決議の提案理由の第3項において、法科大学院、合格者大增員政策の破綻的状況について、次の指摘がなされています。</p> <p>1 法科大学院の状況</p> <p>弁護士人口の大量増員を法曹養成制度として担保することを目的に、2004～5年度にかけて、74校、総定員5825人の法科大学院が開設した。しかし、このような政策が、どのような現実的な結果をもたらしたのか。それを直視する必要がある。</p> <p>(1) 2003年度と2009年度を比較すると、旧司法試験出願者数が約5万人から約2万人弱に、法科大学院適性試験出願者数が約4万人から約1万人にそれぞれ激減し、他学部出身者は大幅に減少し、他職経験者も増加してはいない。今後ますます出願者が減少して行くことが予想される。法科大学院入学者は、生活費と授業料の負担及び給費制廃止を考えると、高額所得者層の子弟の比率が高くなることは必至であり、幅広く優秀な人材を求めるとい</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>う当初の目的と全く逆の結果に陥ることになる。法学部4年，法科大学院2～3年，修習1年という新しい法曹養成制度は，世界に類例のない長期間のものであり，加えて，経済的負担の増加，不合格の危険性，就職難，弁護士の職業的魅力の低下という現実直面すれば，志望者の激減は必然的結果である。</p> <p>(2) 法科大学院の教員不足は深刻であり，一部では教員の枠を埋めるために高齢の教員や経験不足の教員を充てざるを得ない状況もある。また，多くの大学が，退職した教員の後任を見つけるのに苦勞している。法科大学院の教員の過重負担は大きな問題となっており，研究者教員にとっては，研究を犠牲にすることを余儀なくされる。そのため，法科大学院の教職に就くことを希望する研究者が増えず，この面からも教員の確保がますます困難になっている状況がある。</p> <p>(3) 法科大学院を卒業した段階で，受験回数制限のために司法試験の受験を見合わせる受験待機者が多くなり，受験率が低下するという不合理な事態が生じている（平成19年度77.3%）。</p> <p>(4) 司法試験合格者において，基本的な法的知識を欠く者が相当数にのぼることが，司法研修所の教官から指摘されている（平成20年5月23日最高裁事務総局「最近の司法修習生について」）。</p> <p>司法試験合格者が初めて1500人規模になった59期の平成18年実施の二回試験（修習生1493人）において，1回で合格しなかった者が107人（合格保留97人，不合格10人）となり，平成19年実施の二回試験では，不合格者130人（現行60期1468人中71人，新60期986人中89人），平成20年実施の二回試験では，不合格122人（現行61期33人，新61期89人）である。不可答案について，「基本法における基礎的な事項についての論理的，体系的な理解が不足している」と指摘されている（平成20年9月15日最高裁事務総局「新第60期司法修習生考試における不可答案の概要」）。</p> <p>(5) 修習期間の短縮や前期修習の廃止に加え，修習生が就職活動に追われていることも修習の効果が上がらない原因になっている。合格者数の増加と修習期間の短縮は，質の確保という観点からすれば相矛盾する政策であり，修習生の質の低下は必然的結果であるといわなければならない。</p> <p>(6) 修習生の給費制が2010年に廃止され貸与制に切り替えられるために，法曹を志望する者にとって新たな障害となり，司法修習にもマイナスの影響をもたらすことが考えられる。</p> <p>(7) 司法修習を修了した段階で，勤務弁護士の雇用環境が低下しているために，法曹界における失業者及び非正規雇用者の数が増加し，また，弁護士会に登録しない者が現行61期生（2008年9月修習修了）66名も存在する。</p> <p>(8) 弁護士の供給が需要を上回る事態が進行するために，新人を採用する余裕はなく，就職難はますます深刻化し，正規に就職できない者及び未登録者等</p>



受付年月日	No.	ご意見
		<p>が累積して行くことは必至であり、法科大学院制度に大きな影響を与える。</p> <p>2 合格者大增員政策の必然的結果</p> <p>このような今回の司法改革後の現実的状況は、法曹資格者、ひいては弁護士の大増員を正当化するために唱えられた「大きい司法」や「法の支配」（法曹資格者がさまざまな分野に多く進出すると、法の支配が貫徹するという考え方）という改革の「理念」に対し、この改革が誤りであったことを如実に物語っている。司法修習修了者の就職難及び法科大学院の破綻的状況は、これまで改革を粉飾、美化したうえ、事実と弊害に目をつむってきたことの必然的結果というべきである。</p> <p>第2 法科大学院の構想当時の状況と抜本の見直しの必要性について</p> <p>1 法科大学院制度は、もともと多くの法律実務家及び法律学者の反対意見を無視して、一部の者の独走により作られたもので、我が国の法曹養成に合わない制度です。当時から、法学部4年制度に加えて、2～3年制の法科大学院を置く学校制度は、世界に類例をみない、全く無駄、不合理な制度であることが指摘されていました。</p> <p>2 法曹実務教育は、司法試験に合格した者に対して法曹界で教育するのが合理的であり、その一部を法科大学院の教育課程に編入して、司法試験に受かるかどうか分からない者にまで受講させる現在の制度は、全く不合理です。</p> <p>また、法科大学院を卒業しない者が、司法試験で不利に差別的に扱われることに、何の合理性もありません。法科大学院を卒業しただけの者を、他の者よりひどく司法試験で有利に扱うことは、平等の原則に反し、人権擁護と社会正義の実現を使命とする法曹界において、認められることではありません。</p>
2011. 1. 31	104	<p>法科大学院の位置づけについて、既に受験予備校と同様の実態をなすところも多く、新司法試験の受験資格を優先的に付与するに値しないのが実情である。そこで、会計大学院のように卒業生については短答式試験免除にとどめて新司法試験については受験資格を一般受験希望者全員に開放すべきである。</p> <p>また、高い合格率を前提にした5年以内3回の受験制度も、現状では3割未満の合格率にとどまることから最早受験制限の合理性を欠くものであり即時に廃止すべきである。</p> <p>また、司法試験予備試験制度も発展的に解消して試験合格者についてはそのまま司法試験合格者とするか、予備試験合格後に論文式の選択科目のみを受験し合格すれば司法試験最終合格とするよう制度改正すべきである。</p>
2011. 1. 31	105	<p>多様な観点から司法試験合格者の3000人の目標値に達しなかった理由を分析しておられることに敬意を表します。とりわけ、裁判官、検察官等の公職の採用が広がっていないために、合格者の多くが弁護士登録せざるを得ない点に問題があるとの指摘はすばらしいと思いました。司法予算の制限があるならば、裁判官、検察官を増やす一方でその給料も減らさざるをえないのではないのでしょうか。優秀な裁判官に仕事を増やすのではなく、裁判官そのものを増やして一人当たりの負担を軽減するというのが、法曹人口の問題に決着をつける一つと考えます。三振した者に自己</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>責任を押し付けるのではなく、政治家の政策担当の秘書は法科大学院卒であることを義務づけるなど新たな資格とする必要性もあります。また、そうした選択肢がない点からも法科大学院の設立の理念として社会的に多様な人材を法曹界に登用したい旨がありましたが、なお途半ばであるとの印象を持ちます。さらに修習生の給費制を止めるというのはこの改革に逆行するものではないでしょうか。社会的に役立つ存在を社会全体で育成することは、国が永続的な発展を続ける上で必要な投資ではないのでしょうか。形式的なエリートではなく、真に社会に必要なエリートを発掘、育成することにこの国の将来はあるはずです。それを放棄した瞬間に明治以来の曲がりなりにも戦争に明け暮れざるを得なかった日本の近代化が終わり、単なる封建主義的資本主義国家に戻らざるをえない。人が国家の財産であることをきちんと議論していただきたい。その上で、育成には費用がかかることを国民の一人一人に説明すべきではないかと考えます。</p>
2011. 1. 31	106	<p>LS制度が生み出した受験生の苦悩を「問題だ」と言うだけで放置するのはいい加減にしてほしい。多大な学費負担と借金を背負わせ、LSでは試験対策排除理念のもと試験勉強はさせてもらえず、LSでの学業が終われば低合格率の試験を受けさせるために事実上無職という立場で社会に放り出す。学生の多大な経済的将来的リスク負担と引き換えに国と大学・予備校が潤う、これが今のLSの姿である。日本社会で既卒無職という立場がいかに将来不安の酷い立場かわかっているのだろうか。</p> <p>現状の低合格率状況に対する言い訳として「法曹だけではなく法務職へのLS卒者流入をも念等に置いたシステム」と言われることがある。おそらくアメリカの状況を想定しているのだろうが、この言い訳には無理があり、まさに机上の空論しか言いようがない。何より、日本には法学部が存在するからである。法学部の無いアメリカのような状況にはなりえない。アメリカでは法学部が無いので、LSを卒業しても法学経験者としての法務への受け皿がある。新卒採用偏重主義ではなく、既卒だからといって就職が著しく不利になる状況はない。しかし日本は違う。法学部卒の方がLS卒よりも若く雇用しやすいし、新卒である点でも法学部卒を採りたがる。法務は現場で学ぶものという理解もその傾向に拍車をかける。そもそもLS生に就職活動を求めることを前提とした上記議論は成り立たない。何故ならLS教育は試験対策を封じている上課題ばかりで忙しく、また必修科目が多い上に出席要件も厳格であるため「就活のために授業を欠席」などすればそもそも卒業が危ういため不可能だからである。法曹養成を掲げた大学側制度側がそれを目指す学生に他の道もあるなどと言うことは背理でもある。結果、LS卒業者は法曹になれなければ事実上法務に就くことは難しく、無職既卒者として路頭に迷うしかない。年齢が若ければまだ他の道に行くことも可能ではあろうが、年齢が高ければその選択も非常に困難である(20代後半 30前でも非常に厳しい。それほどLS卒者に需要が無い。)。LSに飛び込んだばかりに無職になる危険が不合格率の数値分(70%以上)存在するのである。法学部卒が事実上大半を占める現状で未修者に不利なもの当然である。未修・社会人をも含めた多様な人材を入れるというLSの本来の理念とは</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>反する状況であることは明らかである。</p> <p>本気で現状について問題と思うのなら、次のアクションを採るべき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 合格者数と入学者数を合わせるために法科大学院数若しくは一法科大学院の生徒数を制限し、せいぜい両者の比を1：1.2程度にする。その点こそが全ての制度設計の前提だということを国は当然理解しているはず。それなら問題を問題と言うだけで毎年毎年先送りせずに、根本を改革するべき。</li> <li>2. それができないのなら、法学部を廃止するべき。LS制度は本来法学部が無い状況を前提とした社会の制度であり、法学部が無ければまだ上記状況は改善される（法務職への流入が可能になり、未修と既修の事実上の壁もなくなる結果、多様な経歴を持つ人材が流入しやすくなる）。事実、韓国でも日本と同時期にLS制度を創設したが、その際韓国は全法学部を廃止するという大きなメスを入れる英断を下している。韓国でも出来たことが何故日本ではできないのか。それは法学部という既得権益や現状利益を大学や国が手放したくないからにほかならない。彼らは何かと理由をつけて法学部の価値や改革の困難性をアピールしLSとの併存を図ろうとする。しかしこの両国の判断実行力の差異が、学生に苦悩を強いるばかりでなく、10年20年後必ず法律業界の明暗を分けることになるのは既に目に見え始めている。</li> <li>3. そして法学部を撤廃できないのなら、せめて5年で3回という意味不明な制限をなくすべきであり、もしどうしても5年制限を設けたいのなら5回チャンスを与えるべきである。2,3年かけてLSの方針に従いLSの学業に勤しんだ者が、いざ放り出されて試験を前にし、1年という貴重な時間を棒に振るかどうかに頭を悩ませなければならないこの制度は、そもそも受験者過多を前提としたものである点LS制度の欠陥を裏付けているし、悪しき現状制度自体を守るだけのために存在する制度であるといえる。いい加減に、受験生一人一人が人生の先行きの見えなさに苦しんでいる事実を具体的に直視し実感すべきである。過去旧試験でそれこそ5度以上も何度も諦めずに受けて合格した受験生達、社会人から転身した受験生達が、現在法曹界では大活躍している。3回の不合格が能力不足を意味するのなら、彼らの活躍は何なのだろうか。3回制限に全く理由が無いことは明らかである。そもそも3回制限は高合格率を前提とした制度なのだから、明らかに前提が崩れた今、傍観・様子見をするのは制度運営側の怠慢である。即刻対応を行うべきである。</li> </ol> <p>試験について：</p> <p>LSでは判例に対する批判や理論構成も含め「深くじっくり考えること」を教えられる。しかし試験にはそれでは対応できず、むしろ試験では違う能力を求められているのが現実である。</p> <p>LSや制度側は論証主義の勉強法を批判する。しかし論証暗記をした者と論証暗記をしていない者のどちらが点数をとれるかと考えた時に、前者が勝つことは明らかである。なぜなら、試験では何よりスピードが求められるからである。およそ30</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>分程度で大量の文章を読み構成を練り、残り約1時間半でA4の8ページ、少なくとも6ページ程度を書かなければ事実上合格はできない試験となっている。そのようなスピードを求められる中で、その場で考えていたのでは追いつかない。質的に追いついたとしても量が書けない。量が書けないと、採点ポイントについて触れていないか触れていたとしてもわずかであるという可能性が上がる。結果、もはや一定程度吐き出すだけの前者に比べて点が取りづらくなる。論証についても同じである。その場で論証を練り考えていては、学者や判例の考えた論証つまり一字一句正確な論証を覚えてきた者には、質でも量でも勝てないのである。これは、法学界における模範的論文＝いわゆる論証形式、という事実が確立してしまっていることにもよるものだと思われる。いかに内容で深く考えていても、法学的論文形式を満たさなければ採点評価において消極的な影響は免れない。これは印象であるが、法学界では一文一文が長くつながった文章は読みづらい、という評価がされる傾向にあるとも感じる。</p> <p>このような前提に立った試験はいかかなものかと感じる。LSで教えられたことは何だったのだろうか。LSで日々考え抜いた問題・課題の数々は何だったのだろうか。結局、言い回しを覚えてきた者論証を用意してきた者が有利な試験、そして書く速さを競う試験なのだろうか。試験委員や採点者の方々には、一度自らの手で時間内に筆記で答案を書いてほしい。どれだけのスピードが要求されているかわかるはずである。そしてぜひ一度、受験者全体の平均的筆記量を調査してほしい。もし仮にそれが6ページ程度なら、解答用紙も6ページ程度の配布に抑えて欲しい。そうでなければ、筆記速度が速い受験生ほど有利になり、本来試験で試すべき能力とは異なる要素に合否が影響される可能性が高まるからである。</p>
2011. 1. 31	107	<p>1 総論 法曹養成制度改革について、適正な事後評価を行うことは有用である。</p> <p>2 法曹養成制度改革の評価 法科大学院の卒業を法曹資格取得のための必要条件としてしまったことの弊害は大きかったとの印象を抱いている。</p> <p>現実的な実務に沿った法曹教育を行おうと思えば、現役の裁判官や検察官を招聘することが合理的であるが、全法科大学院に、国が、裁判官や検察官を派遣するのは、財政的にも、人材的にも、現実的でない。研修所に1カ所に修習生を集めて、法曹教育を行うのが、最も現実的である。一方、法曹実務の経験もなく、司法研修所の教育を受けたこともない者が、法曹”実務”の教育を行うというのも、不合理な話しである。(大学教授による法学教育については、学部で4年もやれば、十分である。屋上屋を架す必要がどこにあるのであろうか。)</p> <p>法曹”実務”の教育機関である司法研修所の役割を、様々な地域のローで代替しようとしても、教える側の教員の確保等の観点から、無理があるのではないか。</p> <p>また、法曹志願者の側から見ても、法科大学院に行かなければならないとすることで、時間的負担、金銭的負担が増えてしまい、若い優秀な人材が、法曹を目</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>指さなくなってきたおり、問題である。優秀な人材が裁判官や検察官等を目指さなくなれば、不合理な裁判等を通じ、国民生活全体に悪影響が生じる。(1つの判決で1つの業界が吹き飛んでしまうこともある。)</p> <p>3 結論</p> <p>法科大学院を廃止することが理論的には良いと考えるが、現実的ではないとも思われる。そこで、予備試験を設け、一定の学力があると認められた者は、ロースクールを卒業していなくても、司法試験を受験できるようにすべきである。このようにすることで、より幅広い層の者が、司法試験を受験することができるようになり、法曹のレベルの確保に資すると考えられる。良い教育を施している法科大学院は、それでも、残るのではないか。なお、納税者的な立場からすれば、法科大学院への助成金を行うよりは、司法試験に受かった者(司法修習生)に対する給与制度を維持する等の方向で国費を使って欲しいと考えている。</p>
2011. 1. 31	108	<p>個人が特定されても一向に構いませんが、一応、特定できないように言うと、私は、弁護士としては21年目、その間、司法修習生の指導担当も2期(主副あわせて8名の修習生を担当)させていただき、また、ロースクールの教員も、ロースクール開講2年目から非常勤、昨年からは専任教員も勤めています(都合5年)。</p> <p>法曹養成制度については、現場に居る者として、ある程度の発言は許されるものと考えています。</p> <p>司法修習生からも、ロースクール在校生からも、ロースクール修了生からも、生の声を聞いています。</p> <p>結論として、ロースクールによる法曹養成は、現時点では、明らかに失敗に近い、と言わざるを得ません。</p> <p>「点でなく、線で判断する」「法曹の多様化」という趣旨は理解できます。</p> <p>ただ、このままでは弊害の方が圧倒的に大きい。</p> <p>そのこと自体の論証は、むしろ、すでに貴庁意見書に明らかなので詳細は繰り返しません(合格率の想定外の低さ、司法試験に合格しても勤務先がない、など。ロースクール生の程度が低いのではなく、そもそも2年ないし3年間で、あとは短い司法修習だけで、実務に耐えうる実力を備えよ、というのが土台無理だったのです。さらにもっとも重大と思う症状(←誤植にあらず)は末尾に述べます)。</p> <p>だからといって、私は、直ちにこれを廃止せよ、という短絡的な意見も持っていません。</p> <p>ただ、このままでは間違いなく失敗に終わってしまうと思います。</p> <p>ここにすべてを書けませんが、私が、今後、ロースクールによる法曹養成が、初動の失敗にもかかわらずなんとか息を吹き返すためには、概要、以下の3点が不可欠だと思います。</p> <p>1 司法試験の合格者数の低減と、ロースクールの整理・統合(趣旨)</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>5年程度以内に、司法試験（新、予備合計）の合格者数を1500人に「漸減」（←誤植にあらず）し、それに合わせるためにロースクールの整理・統合を行うこと（理由・説明）</p> <p>法曹人口も、社会的な「受給バランス」の将来予測によるべきです。</p> <p>確かに、かつての司法試験合格者年間500人というのは少なすぎ、変な特権意識も、実際の既得権もあったと思います。だからといって、20年で6倍（3000人）というのは急激すぎると思います。4倍（2000人）の段階で、需給バランスは崩れています。</p> <p>弁護士は在野だからこそ、時に国家権力にも立ち向かえる、でも、在野だから国にも（基本的には）大企業にも属さず、自力で稼ぐ・需給バランスを壊してしまつたら、在野の弁護士が立ち行かない・間違つた予想は修正すべき・私は現時点では、5年で1500人に戻るのが妥当だと思います（もちろん、そのために、既にこちらに来られているロースクール生、修了生に対する手当は必要です。これが3番目の条件として後述）。</p> <p>弁護士のエゴなどではなく、基本的な、現時点における、法的需要についての受給バランスの問題です。さらに、その後、法的需要があれば、増やすのもいいのですが、今、現に、多すぎるのです（弁護士にとって不可欠な、先輩弁護士が後輩弁護士を教育する、というOJTもできないのです）。</p> <p>司法試験の年間合格者を1500人に低減し、需給バランスを維持することを考えれば、合格率50%なら、ロースクールの総定員を3000人にはしなければなりません（今は、7000人以上。実際の入学者は5000人台になっていると思う）。</p> <p>それぞれのロースクールの定員は、これまでの司法試験合格実績で割り振るしかないでしょう。その上で、その試算によって定員が1学年30人となるロースクールが、30人の専任教員（は最低限必要。他に、同数以上の非常勤教員）で運営されることもまた経済的常識に合わないことになる。</p> <p>よって、ロースクールの統廃合は必至です。</p> <p>2 ロースクール制度自体の抜本的改革</p> <p>（趣旨）既存の各大学法学部における2年（法曹を目指す場合、3年は法律を勉強するでしょう）の法学教育を前提とし、ロースクールでは、2年間の実務法学教育機関とする。</p> <p>（理由・説明）</p> <p>次に、現在のロースクール大学院在籍2年ないし3年で、法学教育経験ゼロ（実質未修）の方を含め、かの新司法試験（私は、プレ試験を含め、民事系の論文試験は全部検討しています。短答式も見っていますが、付け焼き刃では対応できない。実務家から見て、かつての試験よりも良問かな、と思う。）での合格率を平均50%まで持って行くのは不可能に近いと思います。</p> <p>これは、学生がレベルが低いのではなく、ロースクール側の責任、制度の不備で</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>あり、そのような形に構築せざるを得なかった国の施策の責任である。</p> <p>ロースクールの学生は、大部分はまじめで、厳しいカリキュラムを消化し、体をこわしそうになるまで努力している。</p> <p>他方、ロースクール教員も、かなりの人たちが、(必ずしも高給とは言えない対価で) なんとかそんな学生達に、(教員自体) いろいろな足枷を受けながら、司法試験ももちろん合格できる力をもってもらうべく努力しているが、全く未修3年間でそのレベルに引き上げるのはきわめて困難である。</p> <p>そこで、もともとは他の教員のアイデアの一部であるが、あえて、法学部→ロースクールの4年で法律実務家のスタートとすることを提案する。</p> <p>「法曹の多様化」は、他学部からの学士入学(実際には母校が多いが、それには限らないから、法学部のない大学卒でも学士入学はありうる)で図るべきである。</p> <p>そのようにして、ロースクール教育自体もスリム化、効率化することが可能であり、かつ、必要である。</p> <p>ほとんどの教員、少なくとも実務家教員は、ロースクール既得権など全く欲していない。</p> <p>心ある研究者教員とっても、未修の人に1年少しで法律の基礎を、既修の人に1年で応用法学を教えて欲しい、という要求により、研究生活をかなり犠牲にされているのではないと思われる。</p> <p>韓国は、ロースクール発足とともに、法学部を廃止したらしい。日本は、法曹を目指す人だけでなく、いや、そうでない方々とともに法律を学ぶ法学部を残したのであるから、上記のような(他学部からの学士入学編入者も受け入れることによる)制度の手直しが可能である。</p> <p>3 学生、修了生、(ちょっとだけロースクール) に対する、公費による手当(趣旨)</p> <p>国は、政策の誤りに対し、ロースクールの学生、修了生に対し、国費により「補償」すべきである(そして、ロースクールに対しても、これは二の次ではあるが、上記の1、2のために必要な資金の一部は国費により補てんすべきである)。</p> <p>(理由・説明)</p> <p>意見書にもあるように、多数のロースクール生を受け入れることを許し(文科省)、その修了生の7~8割の合格には到底とどかない結果(法務省)、多数の、未就業者をロースクールに残し、さらに、司法試験終了後の需給バランスを読み間違った結果(法務省と日弁連)、資格取得後でさえ、実質の未就労者を残していることはもはや明らかである。</p> <p>これは、司法政策、場合によっては、労働政策の誤りでもあり、憲法13条の精神にもかかわると思う。</p> <p>ただ、もちろん、政策であるので、直ちに「賠償」すべき問題ではないかもしれないが、「補償」はしてしかるべきである。</p> <p>国が、あるべき司法体制を目指し、予測を誤って修正するのだからしかるべき予</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>算もつけてすべきである（これは、弁護士の在野性の問題とは別のことである。日弁連も、単純にこの政策に乗ったことによる責任を果たすべきである）。</p> <p>誤りを糾すにはばかる無かれである。</p> <p>このまま時期を失すれば、「補償」でなく、「賠償」の問題になるだろう。</p> <p>「志」を持ってロースクールに進みながら、ロースクール生のときには、GPを気にして教員の前では自由な議論もせず、修了しても、5回制限3振アウトにおびえ（これは当然撤廃、すでにこれによりやめた人も復活受験を許すべきである。ただ、すでに、道を変えた方には「補償」しかない。）、さらに、司法試験に合格・修習を修了しても、就職口がないと、自信のなさそうな法曹被養成者（もちろん、すべてではないと思うが、私から見て多くの人が多かれ少なかれどれかにあたるように思う。）にはこれ以上、見（まみ）えたくない（もちろん、そうでない（ように見える）人もいるが）。</p> <p>それで、巨悪や、大企業に立ち向かう法曹が生まれるであろうか（裁判官であっても、自分の意志・良心に沿った判決を出すことには大きな勇気が必要である）。</p> <p>国にとっても、そういう法曹が居る方が長い目で見ればよいのである。</p> <p>私が、現在のロースクール制度を、現時点で失敗と断じる一番大きな「症例」はそこである。</p> <p>以上まとめると、私の現時点での、ロースクール改革案は、概要、(1)総定員3000人にするための定員の配分をしっかりと同時に統廃合（過去の合格実績、志望者数などによる）、(2)法学部とロースクールで一体的に法曹養成教育をする、(3)制度の修正までの、過去の読み間違いによる損失には、予算をつけて救済する、の3点です。</p> <p>途中文体の混合などがありますが、締め切りが迫ってきたので、このまま提出します。</p> <p>意のあるところをお汲みいただければ幸いです（日本の立派な官僚の諸君の中には、かならずものの「本質」を理解してくれる方がいることも期待して）。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
2011. 1. 31	109	<p>合格者数を年間3000人とするなどの法曹人口急増政策をはじめとする司法制度改革審議会意見書及びこれに基づく閣議決定（司法制度改革推進計画）が破綻していることは、貴研究会における調査を初めとして、もはや確定した社会的事実であろう。これを認めない論者は、代弁すべき利益の主体にとらわれ、社会的事実を曇りのない目で見ることができないだけである。司法審意見書及び閣議決定こそ間違いの出発点であり、これを是正することなしに、法曹養成制度の改善は図れない。</p> <p>毎年3000人の合格者を輩出するためには、司法研修所では対応できないことなどを理由に、法科大学院構想が打ち出され、「理論と実務の架橋」、「点からプロセスへ」などの美名の下に、法曹養成制度の中核なる位置づけが与えられた。しかし、結局は、大学の生き残り策として利用されただけで、72校・6000名を越す定員が承認されるなど粗製濫造となり、さしたる合格率を確保できない法科大学院は淘汰される運命にある。もともと研究者が実務家を養成する機関を運営することな</p>



受付年月日	No.	ご意見
		<p>ど、臨床経験のない医学者が医師を養成するがごときであって、当初から無理であったことは明らかである。法科大学院の修了が義務づけられ、多額の授業料等の負担が余儀なくされ、これと一体のものとして司法修習生に対する給費制まで廃止されたが、これは法曹養成を自己責任に堕したものであって、保護者の資力の差で就業や教育の機会を差別するものにほかならない。法科大学院ために、実地研修というべき司法修習が短縮され、OJTの機会が奪われたのであるから、本末転倒というほかない。</p> <p>公益性・公共性の問われる弁護士や司法の分野にビジネスの論理を持ち込み、競争と自己責任（選択の自由）へと司法を変質させた司法制度改革の結果、2200人前後の合格者数であっても、弁護士の世界では、就職できず、あるいは劣悪な条件で雇用される「ワーキングプア」が生み出され、中堅層も軒並み売上減であり、さながら「構造改革」の荒波に飲まれた「シャッター通り」街のごとくである。大量宣伝・大量処理をモットーとして自らの利益追求を最優先とする「ビジネス系」債務整理事務所が幅を利かせ、昼夜なく外資系企業・大企業のために働いて高収入を得るエリート層など、「勝ち組」の色分けが顕著になった。新自由主義的な規制緩和・構造改革の影響が端的に表れており、はしなくも、法曹が「普通の商売」になり、公益性・公共性を唱える弁護士像は風前の灯の感すらある。</p> <p>果たして、それが国民の求める司法・弁護士像であろうか。国家にとっても、そのような司法の位置づけでよいのか。法科大学院制度の政策評価に当たっては、まさしくこのような観点から、国民の裁判を受ける権利をどう保障するかが問われなければならない。単に志望者が減少したという現象面のみでなく、歴史的かつ社会的な視点が不可欠である。</p> <p>そして、上記のような倒錯した状況を元に戻すためには、結果から原因へと遡ることが肝要である。すなわち、(1)司法修習の2年への復活・給費制の復活、(2)法科大学院の廃止ないし定員削減、(3)3000人計画の見直しと当面1000名程度の合格者数として数年後に経緯を検証すること、が必要である。</p>
2011. 1. 31	110	<p>報告書に関しては、要旨以下の点を留意すべきであると考えるので、今後の行政評価にあたっては考慮して頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法科大学院制度については、法案成立の当初から、関係国会議員等によりその実効性が疑問視されてきた経緯があるので、その根拠となった司法制度改革審議会意見書における理念を所与の前提とするのではなく、その現実的相当性についても調査・評価の対象とすべきである。</li> <li>・ 法科大学院における実務教育については、当初予定されていたような実効性が全く上がっておらず、司法研修所の教官が修習地に赴いて前期修習に代わる出張講義を余儀なくされるなど、その悪影響が司法修習にも及んでいることから、新制度の司法修習に与えた影響についても、十分に調査し評価の対象とすべきである。</li> <li>・ 法科大学院の教育内容については、研究者教員と実務家教員との連携が極めて不十分であり、教育方針の不統一が学生の混乱を招いている懸念もあることから、</li> </ul>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>教員の配置体制など表面的な事項のみならず、実際の連携がどの程度進んでいるかについても、必要な調査を行い評価の対象とすべきである。また、法科大学院の教育内容が実務の需要に即したものとなっているか否かについても、評価の対象とすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法曹養成制度の評価にあたっては、法曹の基本的役割や法曹一元の意義について適切に理解し、これらに対する誤解ないし偏見を有しているとの印象を与えないように留意すべきである。</li> </ul> <p>なお、上記報告書については、当職において全29ページにわたる意見書を作成したが、このフォーマットでは必要な意見や要望を十分に述べるのが困難であるため、改善を要望する。</p>
2011. 1. 31	111	<p><b>基本的視点</b></p> <p>研究会報告書に対する具体的事項に関しては、既に多くの傾聴すべき意見が提出されている。とりわけ、現場の法律家からの意見は、それが自己の職業に関わる限り自己保身的となる傾向を有するという側面を割り引いても、その厳しい現状認識は無視することはできない。ただし、法律家養成制度と法律家人口問題については、その技術的側面や生業的側面だけではなく、現在の政策を継続するか否かに関して、過去における政策決定の前提条件は何だったのか、その前提条件に変化はないのか、今後10年あるいは20年の社会情勢の見通し、実現すべき社会の理念形などの大きな視点を以て、慎重に検討が行われることを望みたい。</p> <p><b>法科大学院制度設計当時の背景とその見通し</b></p> <p>法科大学院制度の設計と司法試験合格者増加は、1990年代後半から2000年代前半における弁護士需要増加見通しに基づくものであった。それは、当時の自民党政権において、米国型の自由市場経済を実現するため、小さな政府という思想の下、そのための制度インフラの構築として構想されていた。当時、金融機関の不良債権問題や大蔵省解体など、近代日本を支えた旧来の制度に対する不信がある中、昭和バブル崩壊以降、失われた10年（当時）のジレンマと閉塞状況を打破するための政策決定であったはずだ。</p> <p><b>政策決定以降における状況変化</b></p> <p>当時抱かれていた法律需要の増加見通しの期待は、さしあたり裏切られてしまった。その要因は多数考えられる。大別すれば、橋本政権以来の規制緩和に対する社会的熱狂と危機的状況下のゆえ冷静な分析を行う余裕がなかったこと、その後、サブプライム問題以降における米国型経済システムへの不信、規制緩和から規制強化社会への転換、マクロ経済政策の挫折と変更などである。</p> <p>まずは、当時における日米の基礎条件に関する分析の限界を考えたい。当時の分析は、米国のロイヤーという概念に対して、即、それは日本における弁護士の謂いであると理解するという基本的誤解に基づく。現在、度々指摘されるように、米国のロイヤーは、日本における弁護士、司法書士、税理士、弁理士その他の隣接法律</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>専門職を含む幅広い職業概念である。</p> <p>小泉政権終焉以降、米国型経済ならびに米国式社会への移行に対しては急ブレーキがかかり、それは現在の民主党政権においても顕著である。そして、日本は、2007年以降、規制緩和政策から規制強化政策に急転換され、消費者問題などに代表されるように、諸官庁の後見的機能と役割が増加している。なお、本家本元の米国においても、2008年の金融危機以降、従来の規制緩和政策に対する懐疑がもたれている状況にある。</p> <p>それに加えて、我が国のマクロ経済動向が、政策決定当時の期待に反して急速に悪化してしまったことで、法律需要が全体的に減少している。また、社会政策に代表されるように、大きな政府としての機能が要請されている。</p> <p>法律家人口の増加とその評価</p> <p>司法試験合格者は、1990年代前半における年間500人から年間2000人台まで増加している。あまり指摘されることはないが、最も弁護士と隣接する法律専門職である司法書士合格者数も、この10年間で、年間500人から年間1000人に増加している。マクロ経済の失速と政府の監督・規制強化による法律需要の減少に反比例する状態が続いている中、一時的にでも供給過剰となるのは当然であろう。</p> <p>他方、法律家の供給増加は、利用者たる国民にとっては、敷居が低く、身近になり、利用しやすいものになりつつあるのも事実である。多重債務者の過払請求問題などを見ても、一部の法律家による不祥事案が存在するものの（それは厳格に取り締まるべきであるが）、従来、法律家を利用できなかった社会層が広く利用できるに至っている。実際、それが貧困者救済という社会政策に代替している。超高齢者社会到来に伴う成年後見制度の普及もまた然りである。</p> <p>試験制度のあり方について — 旧司法試験制度の社会工学的機能</p> <p>法律家人口の増加自体は長期的な問題でもあり、現段階で早急に結論に至ることは困難である。一方、多くの意見が指摘するように、社会の中における多様な法律需要に応じるため、また社会の活力を維持するためにも、法律家の多様性が維持されることが望ましいことは、絶対的な真実である。</p> <p>この点、米国におけるロースクール制度も、その歴史の中で生成され定着してきたものであると同様、日本の旧司法試験制度は、近代日本の歴史の中で多様な人材登用制度として定着し、それが旧司法試験制度の魅力となっていた。</p> <p>例えは悪いが戦前の軍部と同様、旧司法試験制度は、その富裕と貧困を問わず、また、家柄や健康状態も問わず、志ある有用な人材を登用する制度として機能していた。それが日本における司法部門の信頼性に大きく関連していた。大学に進学できなくとも、司法一次試験を経て、あるいは、低額の通信制大学や夜間大学を受講することで司法試験を志し、社会的意義ある事績を成し遂げた法律家の数は多い。残念ながら、法科大学院制度の存在は、既に、貧困ではあるが有能な社会的人材に対する間口を閉ざすような機能を果たしてしているかもしれない。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>二世議員が問題となり、階層化、格差社会が問題となっている日本において、活力ある社会の創造のためには、開かれた人材登用制度であり敗者復活制度でもあった旧司法試験制度を復活させるか、あるいは、予備試験制度を拡充すべきであろう。</p> <p>なお、現在、門戸が開放された人材登用制度としては、過去の司法試験に代わり、受験資格を問わない司法書士試験が代替しており、受験者数が増加する中、3%台の合格率となっている。法科大学院卒業を司法試験受験要件として固定し、予備試験合格者数をごく少数に制限するのであれば、司法試験に代替する社会工学的機能を果たしつつある司法書士試験の内容や研修などの制度的見直しや補充を行うことで、その職能としてのモラルを向上させ、法律家を構成する出身社会階層の多様性を保障すべきである。</p> <p>現在、司法書士の資格要件としての研修制度は存在しないという欠陥がある。法科大学卒業にもかかわらず新司法試験に合格しなかった者に対して司法書士資格を付与するという意見も存在するようだ。しかし、現行の法科大学院における取扱分野の限界という問題に加え、司法書士の職能集団としてのモラルを低下させる共に、更に人材登用の間口を狭め、法律家層の多様性を奪うことことに繋がる。法科大学院自体が司法書士試験や税理士試験などの隣接法律専門職の試験合格に堪え得るようなカリキュラムを導入し、実施することが先決であろう。</p> <p>合格率2%台時代の旧司法試験においても、同じく合格率2%台であった司法書士試験が、旧司法試験不合格者の救済機能をも果たしていたが、あくまで試験対象範囲が異なる司法書士試験のための勉強を行い、受験し、合格することによってであった。</p> <p>したがって、司法試験制度を扱う場合、同じく法務省が所轄し、司法試験の表裏でもある司法書士試験制度も検証されるべきである。この点、今回の検討過程においても隣接法律専門職からのヒアリングが必要である。</p>
2011. 1. 31	112	<p>実際に法科大学院を卒業しないと司法修習試験を受験できないようになってから何年か経ったと思います。</p> <p>新制度の結果は、大部混乱しているようです。</p> <p>混乱の原因の分析が大切です。元々、何故法科大学院を作り、法科大学院を出ないと受験資格がない、ということにしたのでしょうか。知識だけ押し込む予備校に行くことが前提の現実に抗しよう、ということだったと記憶していますが、『箱物』を作ることが何か大きな改革をしている、という考え違いが法科大学院設立案のベースにあったのでしょうか。</p> <p>今のままでは、弁護士資格を取得したい、という若い優秀な人は減る可能性があります。若い人達が弁護士資格を取得するために、何を投資し、そのリターンは何か、ということを考えれば、原因と対策ははっきりとしたいと思います。</p> <p><u>若い人達が投資するのは、①時間、②お金(学資+その間の生活費)です。</u></p> <p>今までは、優秀であれば、大学在学時に司法修習試験に合格することも出来ました。そのため、投資する『時間』が短くて済み、お金も少なくて済みました。今は、</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>法科大学院を修了しないと受験できません。つまり、2年～3年、非常に優秀で自己鍛錬できる若い人達は時間を無駄にすることが強いられることになったのです。(規制強化、といえます)</p> <p>お金の面ではどうでしょうか。法科大学院の学費は、聞くところでは異常に高額です。今までは、予備校に支払っていた『学資』に、法科大学院への『学資』が加わっているようです。(法科大学院に行くだけでなく、予備校にも行っている、というのが実体と聞きます。)司法修習試験を受験するための条件として、新しい形の“『強制』予備校”を作った、という形になっています。司法修習試験の受験資格を取得するために、今まで以上に、若い人達に初期投資(時間とお金)を強要するのは、リスク負担が大きくなった分、優秀な人達はますます集まらなくなります。</p> <p>受験資格は、短大卒(=教育課程修了)であれば受験できるようにすべきです。(飛び級、ということをお優秀な若い人達に対して認めなければ、若い人達の励みになりません。)</p> <p>次に、リターンの話をします。</p> <p>3回しか受験できない、というのは、おかしい。大学卒なら今までは何度でも司法試験を受験できました。何故、3回なのか。明らかに改悪・規制強化です。結論からすると、法科大学院卒業者には、そのリターン(受験資格)を永久に認めるべきです。</p> <p>他のリターンについて具体的に述べます。</p> <p>① 第1次試験では、法科大学院卒業者には、+10点、などの優遇をすることで、直接の受験生との間を点数で調整する。(これは、何も、日本の法科大学院に限定することなく、米国の外人向け短期大学院制度(LLM)の資格保持者にも+10点としたら良いと考えます。)</p> <p>② 法科大学院と一般の法学部大学院とを一本化し、その資格を大学院卒とする。(これにより、各企業での採用時に就学中の2年分を勤務期間として扱って貰える。)</p> <p>③ 3000人合格・採用枠があるのであれば、3000人を必ず合格させる。出来の悪い人達はどうするのか、ということは、司法修習生の段階で考えたら良いと考えます。弁護士資格を与えることが難しいならば、行政書士なり司法書士の資格を与えることで、司法修習過程を修了時点で余程ひどい成績でない限り何等かの資格をえる、ということにして、法律分野で働く人達のレベルの底上げを図る。(入るのは簡単だが、卒業は難しい、という形となり、かつ就業のセイフティーネットになります。)</p> <p>学資を奨学金(ローン)で、賄っている層の人達は、今の制度ではとてもチャレンジできません。受験生の親の方も、資金負担がますます大変になっています。</p> <p>更に追い討ちを掛けるのが、研修期間中の給与です。今までは、受給だったものが貸与、となり、働いて返済しないといけなくなりました。負担は増える一方で、弁護士になってからの給料は保証されていません。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>最低賃金で日中働きながら、受験勉強を続ける人達が今まではいたのですが、そういう人達に対し、経済的なハードルを高くして、門前払いをする、というのが「法科大学院卒業生だけに受験資格を与える」、という新制度の実体であることを、正しく理解してください。</p> <p>法科大学院というものが、何を目的にしたものか、理念を含め再検証が必要です。</p> <p>① 暗記主義でない人間を作るため?(試験問題選別で対応出来ないのか?)  ② 法律に強い人間の層を広げるため?(人の選別ではなく、教育する姿勢へ転換?)  ③ 法科大学院に入りさえすれば、弁護士になることが保証されるため?(実情と違う!)  ④ 弁護士が多くなることで、訴訟費用が安くなるようにするため?  ⑤、⑥...</p> <p>そして、若い人達が投資(時間とお金のリスクある投資)するに見合ったリターンがあるように、また、試験に通らない人達のセイフティーネットを作らないと、今までの試験方式よりも更に人材確保が難しくなります。</p> <p>また、弁護士の収入が多いのか、ということについては、一度、検証し実情を世間が正しく認識する必要があります。大手弁護士事務所の場合には、日本の最優良地に事務所を構えています。その経費は多額になるはずですし、弁護士個人への給与も多額になるはずで、経営的にどうなのか、と思います。一方で毎日続く深夜残業でよく過労死しない、と感心します。きっと労働時間が多いので、サービス残業ということになり、外資企業勤務同様に、単価は決して良いことはないだろうと思います。同じ弁護士でも、日本の弁護士資格では足りず、アメリカなどに留学する必要がある人もいます。そういう人達の給与は、更に良くなければ、留学という追加投資分を回収できません。</p> <p>人それぞれ、幸福感・達成感の尺度は違いますので、何とも云えませんが、若い時代に投下した時間とお金を回収するというポイントに絞ると、新制度では簡単ではないでしょう。つまり、弁護士に依頼する時の料金に最終的には跳ね返ることになります。旧制度で資格を取得した弁護士とは、掛かっているコストが違いますので、価格競争に負け、結果、当面20年ほどは、弁護士料は今のまま、その後は暴騰するか、見返りが少ない、と見限られ、弁護士のなり手が減少するか、というような結果になりかねません。</p> <p>色々な理念の問題、制度の問題など複雑に絡んでいるとは思いますが、今回の司法修習制度改変は、規制緩和の逆であったことが期待された機能を阻害している根本的な原因と考えます。</p> <p>ゆとり教育ではダメ、という結論が出るまでに随分の時間が掛かりましたが、新司法修習制度への移行問題の検証が総務省で早目に実施されることになったことは、とても良いことだ、と考えております。今後の日本の知的レベルの維持をどう図るか、という問題でもありますので、熟慮断行をお願いします。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>ちなみに、私は、上記からご理解いただけるとは思いますが、法科大学院を必ずしも否定してはおりません。むしろ、法律の勉強の場が増えた、と理解すべきだと考えています。しかし、法科大学院が司法試験制度と一体化・パッケージ化していることは問題だ、と考えています。今の時代は、情報、技術、知識の改変が余りにも急速なため、短期間に多くの習得が求められ、それらを理解するには、これまでのように4年間の大学生活では難しくなっている、と考えるからです。法律に関しては、国内法がありますので、法律さえ覚えれば十分、ということではなく、アメリカでの物の考え方などを理解しなければ弁護士資格を取得しても十分には活かせない、と考えます。例えば、クラスアクション、インフォームドコンセント、ダイレクターズ・ライアビリティ、アカウントビリティ(説明責任)、など物の捉え方はグローバル化しているので、法律の世界も大きな影響を諸外国から受けることとなります。若い時代の勉強はますます大切になりますので、法科大学院の果たす役割は本当は大きいと思いますが、新しい時代の流れを教えることが出来る人材がいるのか、という問題は別に出てくるかもしれません。また、法科大学院と米国のLLMとの相互乗り入れが何等かの形で出来ると法学のグローバル化対応になり良い結果を生むと思います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>追伸:次の記事が載っていました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2011年1月28日22時25分読売新聞)</p> <p>法務省は28日、法科大学院を経ずに司法試験の受験資格を得られる「予備試験」の出願を追加で受け付けると発表した。</p> <p>昨年12月に出願を締め切ったが、その後も問い合わせが相次いだため。出願期間は、郵送受け付けは2月3～16日(電子出願は同3～9日)。</p> <p>予備試験は今年5月に初めて実施される。弁護士などを目指して司法試験を受験するには、法科大学院を修了することが条件。今後は、経済的な理由で法科大学院に通えない人や社会人らも、予備試験に合格すれば司法試験を受験できるようになる。</p> <p>詳細は法務省のホームページ(<a href="http://www.moj.go.jp/">http://www.moj.go.jp/</a>)に記載。</p> </div> <p>一見、私の考えに近いようですが、効果は全く違います。問題は、『今後は、経済的な理由で法科大学院に通えない人や社会人らも、予備試験に合格すれば司法試験を受験できるようになる。』の部分です。特別許可がなければ予備試験を受験できないようです。この部分の不透明さを無くさないといけません。</p> <p>制度の告知が不十分であることは明白です。(そのため、『問い合わせが相次いだため』ということになったわけです。)法務省が消極的ながら特例を認めるようなやり方は、恣意が入りますので、私の考えとは違います。</p>
2011.1.31	113	1. 法曹人口、合格率、人材の多様性の3つの問題点に関して、研究会の指摘は概

受付年月日	No.	ご意見
		<p>ね妥当であるとする(報告書 16 ページ)。法科大学院制度は司法制度と密接につながりがあるから、両者を早急に見直し、制度(再)改革すべきである。</p> <p>2. 制度の見直しには、以下の視点が必要であるとする。</p> <p>(1) 法曹の再定義が必要。権利擁護と社会正義の実現という視点から、在野法曹として司法書士(簡裁代理)、行政書士(入管実務)、税理士(租税争訟)、社会保険労務士(労働事件)や弁理士(知的財産)等のいわゆる隣接士業を除外する必要はない。</p> <p>(2) 法科大学院の教育内容はかなり工夫された質の高いものであり、にもかかわらずその後の司法試験が定員を定めた競争試験であることが問題。従来司法試験合格者を出していない大学に設置を認めたことを問題視している意見も多いようだが、これは制度趣旨からは本質的議論ではないと思う。2年ないし3年のカリキュラムをこなして法律を修めた「法務博士」を社会でどのように活かすかを考える必要がある。</p> <p>(3) 法学部+法科大学院+司法研修所(合計7年ないし8年)というような養成システムはコストが大きすぎる。</p> <p>(4) 試験の合格者をコントロールすることにより質の維持を図ることは難しい。法曹養成に市場原理を取り入れた方が、より経済学的最適に近づき、コスト削減と質の向上に資するはず。</p> <p>(5) 人材の多様性は「法曹」の母集団の大きさにより自然と達成できるし、そもそも「法曹」になってから、その後「多様な人材」になればよい。</p> <p>(6) 法曹一元は完全に形骸化しており、今更理念を放棄しても問題は全く生じない。司法研修所が法曹一元の根拠だから研修所を維持するというのは、本末転倒である。</p> <p>(7) 「法曹」が司法制度の担い手であって、司法制度は国民全体が支えることからすれば、日弁連だけが国家機関のコントロールから独立してよいはずはない。法務省なり裁判所なりの監督下におき、必要な予算措置を受けて、他士業団体との連携も密にしながら、司法サービスの拡充に現在の数倍以上の態勢で積極的に取り組むべき。</p> <p>3. 上記2. から、以下の制度をご検討いただきたい。</p> <p>(1) 「法曹」としていわゆる隣接士業を加え、これらの受験資格を法科大学院卒に限る。</p> <p>(2) 「法曹」となるための試験は、司法試験を含めすべて競争試験を廃して資格試験とする(将来的には「司法試験」に統一する)。</p> <p>(3) 司法研修所を廃止し、弁護士・検察官・裁判官志望者は、司法試験合格後それぞれ法律事務所、検察庁、裁判所に採用されて3年程度の修習を受け、その後の資格認定により弁護士になり、あるいは任官される制度とする。</p> <p>(4) 司法書士等の他の隣接士業の育成も同様の制度とする。つまり〇〇士を名乗</p>



受付年月日	No.	ご意見
		<p>るためには、こうした実務修習を要件とする。</p> <p>(5) 検事や裁判官が天降りのように弁護士になる制度を廃止。弁護士になるためには法律事務所で修習することを要する)。</p> <p>(6) 「法曹」となった者が企業なり団体に所属することは禁じない。但し、企業や団体は法曹養成の役割を担うことはできない。</p> <p>(7) 弁護士自治の実質化を図り、弁護士会を国家(司法権ないし行政権の)監督下におくとともに、必要な予算措置を受ける組織とする。</p>
2011. 1. 31	114	<p>第1 はじめに</p> <p>御省におかれましては、法科大学院(法曹養成制度)の政策評価の参考とするために、広く国民の意見を募集されるということでありますので、私は「一弁護士」及び「一国民」として、次のとおり意見を述べさせていただきます。</p> <p>まずは、このような機会を与えて下さいました御省には深く感謝申し上げます。</p> <p>また、研究会の報告書は、詳細なデータを調査・分析され、かつ多方面の分野の有識者の意見や法科大学院関係者からのヒアリング内容が記載されたものであって、法科大学院(法曹養成制度)の政策評価のための研究資料としては大変優れたものであり、このような報告書作成に至るまでの研究会の皆様のご尽力には敬意を表します。</p> <p>以下では、私個人の20年余の弁護士としての業務及び弁護士会の司法問題関連の委員会活動等の経験を通して現在の法曹養成制度の問題として考えておりますところ、及び御省の法曹養成制度についての政策評価の在り方、方法等について考えましたところを、述べさせていただきます。</p> <p>文中で各種データについて触れてはおりますが、データの出典や細かい数字に触れてはおりませんことをお許し下さい。しかし、これらの殆どが日弁連等の作成した資料の中にあるものですので、日弁連等にお問い合わせ下されば直ちに入手が可能なものです。</p> <p>この意見書は弁護士としての仕事の合間に作成しており、また意見募集の締め切りに間に合わせるために急いで作成したものですので、資料の添付ができませんことをお許し下さい。</p> <p>第2 御省の実施する政策評価の在り方、方法等について(報告書第4項関連)</p> <p>1 法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会報告書(以下「研究会報告書」といいます)では、「政策の所轄府省とは異なる第三者的立場から」評価を行うものとし、その際、「制度の『利用者の視点』からの評価が特に必要と考える。」とし、「例えば、法曹志願者及び法曹利用者の側からみた法曹養成制度の改革の効果についての評価や、新司法試験不合格者対策等の関係府省等の取組が不十分とみられる問題などについての評価が必要と考える。」とされています。</p> <p>そして、ヒアリング対象者計12人は、法科大学院の教官・学生、新司法試験の合格者・不合格者などであり、「今後、法曹志願者や法曹利用者からも広く</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>意見を聴取することが必要と考える。」とされています。</p> <p>2 もとより、法曹養成制度の改革を考えるにあたっては、法曹志願者や法曹利用者からの視点が重要であることは当然であります。しかし、現在の法曹養成制度の問題点を考える上では、司法の現場で働いている法曹(裁判官、検察官、弁護士)、法曹養成を担当としている法曹(法科大学院の教官、司法研修所の教官、実務修習において指導を担当する裁判官、検察官、弁護士など)からの視点も重要であり、これらの者からのヒアリングもまた重要ではないでしょうか。</p> <p>現在の法曹養成制度の問題点は、実際に司法の現場や法曹養成の現場で働いている法曹が一番よく認識していることと思います。また、司法の現場や法曹養成の現場で働く法曹は、常に法曹志願者や法曹利用者との接点を持っており、志願者や利用者の求めるところも認識しています。</p> <p>3 「法曹志願者」からのヒアリングは、法科大学院在学学生からも広く行って頂きたいですが、法科大学院への進学を迷っている法学部生あるいは他学部生や社会人からも広く行って頂きたいと思います。彼らがなぜ法科大学院への進学を迷うのかを知ることが重要です。</p> <p>また、ヒアリングにとどまらず、全国の法科大学院生に対して現在の法科大学院制度の問題点についてのアンケート調査を実施して頂きたいと存じます。</p> <p>4 「法曹利用者」とはいかなる方々を想定しているのか明らかではありませんが、おそらく法曹を利用する機会の多い企業や組織、法曹を利用した経験のある個人などを想定されているのだと推測されます。</p> <p>企業や組織の関係者からのヒアリングでは、「国民」全体の司法や法曹養成に対する認識や期待を知ったことにはなりません。もともと司法改革は国民が司法をより利用しやすくする目的もあったのですから、一部の企業や組織の関係者からのみのヒアリングによって「国民」の視点を知ったことにはならないと思います。</p> <p>しかし、個人の法曹利用者の意見を調査することは極めて困難であり、ヒアリングができたとしても、たまたま接した特定の裁判官、検察官、弁護士に対する評価にとどまる可能性もあります。これは、比較的法曹を利用することの多い企業や組織の関係者からのヒアリングについても同様の可能性があることは考慮に入れておく必要があります。</p> <p>5 よって、法曹利用者の視点からの評価のためにも、ぜひ現場の法曹からのヒアリングやアンケート調査を実施して頂きたいとお願いする次第です。</p> <p>現場の法曹は、それぞれの職務上の必要性もあり、法曹利用者の利益には常に注意を払っているものであり、法曹特に直接に顧客である市民と接する機会の多い弁護士の意見を簡単に業界エゴによるものであると切って捨てるのは極めて視野の狭い見方であります。</p> <p>ぜひとも、司法の現場で日々法曹利用者として接している現役法曹の意見もお聞き頂きたいと思う次第です。</p> <p>また、研究会のヒアリングは、法曹養成を担当している者として、法科大学</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>院の教官3人、いわゆる受験予備校で指導する弁護士1人の合計4人を対象とするにとどまっています。前記のとおり、司法研修所の教官、実務修習において指導を担当する裁判官・検察官・弁護士からのヒアリングやアンケート調査も実施して頂きたいと存じます。</p> <p>第3 法曹人口の拡大に関わる評価について(報告書第3項関連)</p> <p>1 研究会報告書は、評価の基本的な設問例として「法曹人口の拡大はどの程度進み、どのような効果が発現しているか。新司法試験合格者3千人目標未達成による支障と、当該目標の現時点での継続の必要性はあるか。」を掲げ、A 「平成22年ころに新司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを旨とする」との目標に対し、22年の合格者数は2,074人と未達成であったが、法的需要に十分対応できているのか、B 訴訟中心ではない新たな活動領域(企業や官公庁等)での法曹需要はどの程度あるか(開拓努力は行われているか)。C 法曹人口の拡大により、どのような問題等が生じているか、という具体的な設問を掲げています(別紙2)。</p> <p>以下では、このABCの設問について意見を述べさせていただきます。</p> <p>A 「平成22年ころに新司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを旨とする」との目標に対し、22年の合格者数は2,074人と未達成であったが、法的需要に十分対応できているのか。</p> <p>(1) この「法的需要」とは、裁判官、検察官に対する需要も含めてのことでしょうか。</p> <p>しかし、裁判官、検察官の採用は僅かしか増加していないことは研究会報告書資料4のとおりです。平成16年と平成22年を比べて裁判官は約18%、検察官は約16%の増加率にとどまるのに対し、弁護士は約42%の増加率となっています。</p> <p>よって、「法的需要」があるかが特に問題となるのは、実際には「弁護士需要」があるかということであり、以下では主に「弁護士需要」について述べます。</p> <p>(2) 司法制度改革審議会意見書(以下「審議会意見書」といいます)は日本の弁護士人口は5万人規模が必要ということでしたが、果たして日本でこれほどの数の弁護士が本当に必要なのか、実証的な調査・検討がなされていないことは多くの方が指摘されるとおりです。</p> <p>審議会意見書は、「諸外国との比較において日本では法曹1人当たりの国民の数が多すぎる」ことを主な根拠としておりましたが、これが日本と諸外国の法制度との比較を全くせず、特に日本には弁護士の隣接士業として司法書士、行政書士等が存在していることを全く無視した暴論であり、論理的な根拠とはなっていないこともまた多くの方の指摘されるとおりで</p>



受付年月日	No.	ご意見
		<p>してもかなりの確率で克服されていると思われます。ノキ弁、即独、ケータイ弁、アパ弁などという大変おぞましい言葉が当然のように使われるようになった現実からみても、ミスマッチがあるために就職がうまくいっていないというような局所的な原因ではなく、全国的、普遍的に司法修習生が余っているとみるのが自然です。</p> <p>むしろ、経営弁護士が(お世話になった弁護士等からの紹介があって)無理をして司法修習生を勤務弁護士として採用したものの、仕事がないため雇用を続けることができず、事実上「ノキ弁」並みの待遇に落ちている(給料は払わず自分で仕事をとって収入とすることを認める。経費のみ一部を事務所で負担する。)というケースも出てきています。このような場合、一応勤務弁護士として就職できたとカウントされますので、実際の就職事情はもっと深刻であると考えられます。</p> <p>司法修習生の就職状況については日弁連も調査しておりますが、勤務先での待遇等についての調査は難しく(待遇の悪いことを明らかにしたくない者が多い)、調査は難しいと思います。しかし、匿名のアンケートやヒアリングであれば調査に応じる者もいると思います。</p> <p>貴庁におかれましても、ぜひとも司法修習生の就職状況、勤務弁護士の待遇調査等につきまして調査・検討して頂きたいところです。</p> <p>このような司法修習生の就職難については、「潜在的需要があるのに掘り起こしが足りないからだ」といまだに主張する弁護士が一部におりますが、具体的にその「潜在的需要」とは何を指しているのかの説明はなされていません。またそのようなことを言う弁護士自身が、就職先が見つからずに困っている司法修習生を雇用して一緒に潜在的需要を掘り起こせば足りるはずですが、実際にはそのようなことをされていないために修習生の就職難が生じていることからこのような主張が詭弁であることは明らかでしょう。</p> <p>また、研修所の2回試験に合格しても裁判官、検察官にもならず弁護士登録もしない者が増えている、弁護士になったものの仕事がなく会費も支払えないために数年のうちに廃業してしまう者が増えている、中堅の経営弁護士であっても経営難となり廃業する者が出てきているという情報もありますので、これらについても調査をお願い致します。</p> <p>② 法律相談数の減少</p> <p>私の所属する愛知県弁護士会が開設している法律相談センターでは現在法律相談件数が激減しており、収益が上がらず赤字となっているところもあり、存続が危ぶまれています。</p> <p>各地の単位会でも同様に法律相談件数が減少しており、弁護士会の法律相談事業の運営が難しくなっているようです。</p>

受付年月日	No.	ご 意 見
		<p>法律相談件数の減少については各地の単位会に資料があると思いますので(少なくとも大阪弁護士会、愛知県弁護士会にはあります)、ぜひ資料の取り寄せをお願い致します。</p> <p>③ 弁護士一人あたりの手持ち事件数の減少          弁護士一人あたりの手持ち事件数の減少については全国的な調査はなされていないと思います。          しかし、「事件数」として調査するのは難しいとは思いますが、「仕事」の減少を感じるか否かについて全国の弁護士を対象とするアンケート調査は可能と思います。          弁護士一人あたりの仕事の減少は、たとえば弁護士の尋問経験が減少するなどにより、実務経験を通して技能を研鑽することが困難になることを意味し(これは外科医の手術経験が減少するのと類似しています)、弁護士の実務能力の低下によって弁護士の利用者に迷惑をかけることになる可能性があります。</p> <p>④ 裁判件数の減少          裁判件数も、ここ数年の過払金返還訴訟の増加により見かけ上は増加しているようにみえますが、実際には漸減していることも明らかとなっています。貸金業法の改正と消費者金融の破綻により今後は過払金返還訴訟は激減していくことが見込まれます。更には、今後の日本経済にはかつてのような経済成長は期待できず、少子化と相まって、裁判件数が減少していくことは容易に推測できることです。</p> <p>⑤ ゼロワン地域の解消          この問題については日弁連に資料が豊富にありますので、ぜひご参照下さい。          2010年10月現在、弁護士ゼロ地域は0カ所、弁護士ワン地域は5カ所となっており、既に弁護士過疎・偏在は解消されているに等しいといっていでしょう。そして、これは日弁連が全会員から特別会費を徴収して「日弁連ひまわり基金」を創設し、ひまわり基金法律事務所(2010年10月現在102カ所)を支援してきたからこそできたことです。          審議会意見書が指摘する「弁護士人口の地域的偏在」の解消はこのような日弁連及び会員の尽力によってなされたものであり、単純に新司法試験の合格者数の増大によって達成されたものではないことをご理解頂きたいと存じます。          また、既に地方であっても弁護士が加速度的に増加したため飽和状態にあり法律相談件数等も減少しているとの情報もあり、この点についても調査して頂きたいと存じます。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>いずれにせよ、弁護士過疎・偏在の解消のために、弁護士人口を増大する必要性が乏しくなったことは明白です。むしろ、弁護士ではなく裁判官がいないために住民のニーズに応えられていない弊害を重視すべきであり、常駐の裁判官がいなかったり 1 人しか配属されていない支部等の減少が計られるべきでしょう。</p> <p>⑥ 「経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処」、「知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を有する法的紛争の増加」について</p> <p>ア 審議会意見の掲げる「経済・金融の国際化の進展・・・国際犯罪等への対処」とは具体的にはどのような需要を指しているのかは不明です。本当に弁護士でなければならないことがどの程度あるのか、調査・検討して頂きたいと存じます。</p> <p>日本の法科大学院制度は、大学法学部を存置したまま創設されており、法学部出身者が企業、官庁等の組織で活躍しており、これらの需要もかなりの部分で満たしているものと推測されます。</p> <p>なお、昨今弁護士人口のさらなる増大の必要性を唱える弁護士の中には、涉外分野での日本の国際競争力を高めるため語学力を有する弁護士の増加が必要であると主張する者がいます。</p> <p>しかし、実際には世界的不況のため大手渉外事務所も勤務弁護士の採用を手控えたり、今後は事件の減少によりリストラが進む可能性が高まっているという情報もあり、本当に彼らの主張するような涉外分野での需要があるのかも調査・検討して頂きたいと存じます。</p> <p>また、語学力を有する弁護士が増えることは確かに望ましいことですが、弁護士となる資質を十分に有しており、かつ語学力についても法科大学院入学前に既に一人前に通訳や翻訳等の仕事ができるという人材は極めて少数でしょう。通訳や翻訳者としても一人前に仕事ができる人材が果たして今の弁護士の実情(ハイリスク、ローリターン)を見て弁護士となろうと思うのでしょうか。</p> <p>また、このようなことを言うのであれば、語学力のみではなく、理科系の能力を有する弁護士ももっと必要ということになりましょうし、たとえば医療過誤であれば医師の資格を持つ弁護士ももっと必要ということになり、際限がありません。しかし、法科大学院に入学するまでに他の優秀な能力や資格を有している人材は、今の制度と状況ではもはや弁護士を目指さなくなっているでしょう。</p> <p>そして、他の分野で中途半端な能力しか有さない人材が弁護士となっても、結局はその分野で中途半端な仕事しかできないので、それなら弁護士とは別にその分野で優秀な者(たとえば優秀な通訳や翻訳者)</p>

受付年月日	No.	ご 意 見
		<p>に別途依頼した方がコスト面を考えてもましであるということになりかねません。</p> <p>「多様な人材を法曹界に呼び込む」という審議会の掲げる目的を達成するには、現在の金も時間もかかる法科大学院制度は方法として間違っておりますし、また「多様な人材」といっても前記のとおり他の分野で中途半端な能力や経験を有する者を多数呼び込んでも仕方がないことです。</p> <p>まずは、法曹として優秀な資質を有する者を必要な数だけ確保すべきでありましょう。</p> <p>イ 審議会意見書が提出されてから既に 10 年近くを経過しておりますが、「知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を有する法的紛争」がどの程度増加したかという調査はなされているでしょうか。</p> <p>私は他の弁護士に比較して医療過誤紛争を担当することが多い弁護士であります。ここ 10 年医療過誤訴訟は弁護士増に見合うほどには激増していないと思います。少なくともここ 2, 3 年は減少傾向にあるという統計が裁判所から発表されているはずですが。</p> <p>他の知的財産権、労働関係等に関する法的紛争が増加しているか否かは知りませんが、弁護士が付いて職業として成り立つほどの報酬を得られる事件がどの程度あるかという観点からは、現在の弁護士増加ペースに見合うほどには増えていないだろうというのが私の推測です。この点についても調査をお願いしたいところです。</p> <p>⑦ 「社会経済や国民意識の変化を背景とする『国民の社会生活上の医師』としての法曹の役割の増大」について</p> <p>極めて抽象的な文言であり、司法改革の指針とされるにはもともと不的確なものであったと考えます。</p> <p>ただ、私の弁護士の仕事を通じての感想では、ここ 10 年の間に日本の社会経済や国民意識が劇的に変化したとは思えません。</p> <p>日本国民には、依然として「和をもって尊ぶ」という方が多く、紛争の解決手段として訴訟よりもADRを望んでいる方が多いと思います。また、企業であっても、裁判での解決を望むケースが増えたとも思えません。</p> <p>裁判所の統計では見かけ上裁判事件が増えているようにみえるかもしれませんが、これは消費者金融等に対する過払金返還訴訟が増大したためです。実際に法廷に行って頂ければ分かることですが、裁判所はものすごい数の過払金返還訴訟を事務的にさばいており、その中には弁護士が代理人となっていない事件(原告は本人—法廷の傍聴席で司法書士が本人を指導、被告が支配人—訴訟対策用の名目上の支配人)も多数あります。</p>



受付年月日	No.	ご意見
		<p>私には、審議会意見書のこの文言の意図するところは全く不明であります。今後日本で社会経済や国民意識が劇的に変化して法曹の役割が増大するとは思えません。</p> <p>もし、そのようなことがあるとすれば、日本の法制度、社会制度の抜本的な変革(たとえば地方裁判所以上の裁判所では本人訴訟を禁ずる、官庁の特定の部署には一定割合の弁護士の配属を義務づける等)が必要になるでしょうが、私にはそのような必要性があるとは思えません。</p> <p>以上のとおり、「平成 22 年ころに新司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とすることを目指す」との目標に対し、22 年の合格者数は 2,074 人と未達成であったが、法的需要に十分対応できているのか、という設問に対しては、「弁護士については国民の法的需要に十分対応できている。むしろ現時点の約 2,000 人の合格者数でも過剰となっている。」というのが私の意見です。裁判官数、検察官数は不足しており利用者のニーズに十分応えていないと考えますが、この点については裁判官、検察官を対象とするアンケート調査等をお願いしたいところです。</p> <p>B 訴訟中心ではない新たな活動領域(企業や官公庁等)での法曹需要はどの程度あるか(開拓努力は行われているか)。</p> <p>1 企業や官公庁等における活動領域というのは、企業内弁護士や任期付公務員等の需要のことでしょうか。</p> <p>私は、組織内弁護士というのは在野法曹としての弁護士のあるべき姿ではないと考えておりますが(この点については後述します)、ここでは「需要があるか」という視点のみから意見を述べます。</p> <p>企業内弁護士については、弁護士会のかなり強引な売り込みにもかかわらず、漸増にとどまっています。</p> <p>日弁連の企業を対象とするアンケート調査によっても、将来的に企業による弁護士の採用数の増加は見込み薄であることは明白となっています。</p> <p>日本の大企業は、法務部において優秀な法学部卒業者を採用しており、それらの者が社内の法的問題の解決をはかっており、訴訟対応など必要なときは顧問弁護士に依頼をすれば足ります。一方、日本の中小企業は、日本経済の衰退の直撃を受けており、顧問弁護士ですら持てなかったり、顧問契約を解除したりしている状況にあり、企業内弁護士を雇用するどころではありません。</p> <p>企業が企業法務の経験のない法科大学院卒業の新人弁護士を企業内弁護士として雇用するとすれば、一般職の新入社員と同等ないしは多少上乘せした給与待遇であればメリットがあるかもしれません。しかし、それでは弁護士側には、高額な弁護士会費の負担(月 3 万円から 10 万円程度)があること、弁護士となるまでに法科大学院の学費等の多大なコストがかかって</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>いること等から、あまりメリットはありません。</p> <p>今後も企業内弁護士は大幅に増加するということはないだろうというのが私の推測ですが、この点は企業の採用部門担当者、現役の企業内弁護士、及び企業内弁護士となったものの退職してしまった弁護士等からのヒアリングをして頂きたいと思います。</p> <p>任期付公務員の需要がどれ位あるかは推測の域を出ませんが、やはり予算の関係上限界があるでしょうし、「任期付」ということが募集に応じる弁護士の不安材料となっていると思います。現在の弁護士の雇用情勢からすれば、任期終了後に勤務弁護士の雇用先があるか、あるいは独立しても仕事があるか、という不安があるからです。公務員としての経験が必ずしも弁護士の仕事に役立つかも分かりません。</p> <p>この点も、官庁等の採用部門担当者、現役の任期付公務員、任期終了後に弁護士の仕事に戻った者などからのヒアリングをお願いしたいと存じます。</p> <p>2 ところで、この設問には、かつこ内に「開拓努力は行われているか」とあります。これは、個々の弁護士や弁護士会が「訴訟中心ではない新たな活動領域」の開拓努力を行っているか、ということでしょうか。</p> <p>私は既に弁護士会は司法修習生の就職先の確保のためには目一杯努力をしていると思っています。その他にも「訴訟中心ではない新たな活動領域」の「開拓」（これは弁護士人口の大量増員論者がよく使う「掘り起こし」という言葉と同意義と解します）が必要なのでしょうか。</p> <p>そもそも弁護士に対する需要とは「開拓」したり「掘り起こし」たりしなければならないものか、私には疑問です。</p> <p>泣き寝入りをしてしまいそうな被害者を救済するために様々な法的情報を公開したり、110番を実施したりすることは弁護士の職務であると考えますが、それ以上に弁護士が「自身の仕事を得る」ためだけに需要を掘り起こす必要などあるのでしょうか。</p> <p>弁護士は人の不幸を飯の種にしている職業です。本来、市民にとって弁護士の需要などない方がいいのです。</p> <p>弁護士を喰わせるために、あるいは弁護士が自ら喰っていくために、弁護士会や弁護士が新たな仕事を開拓したり掘り起こしたりすべきだというのは、本末転倒な非常に不幸な考え方だと思います。</p> <p>弁護士は、本来、需要を「掘り起こし」たり、「開拓」したりすべき職業ではないのです。</p> <p>とはいえ、現在の過払金特需がまもなく終焉することが明らかであるにもかかわらず、弁護士数だけ激増しているため、現実には弁護士会も弁護士も需要の「掘り起こし」や「開拓」に必死です。</p> <p>地下鉄内の広告、市バスの音声広告、テレビ・ラジオのCMなどすさまじいものです。地下鉄内の広告などは、消費者金融の広告の横に法律事務</p>

受付年月日	No.	ご 意 見
		<p>所の債務整理の広告が掲載されることもあり市民にあきれられています。弁護士会もテレビCMに乗り出したり、委員会で中小企業対象に需要掘り起こしをするための対策を練ったりしています。</p> <p>しかし、それでも需要は掘り起こせず、司法修習生の就職難が生じていることを直視すべきです。</p> <p>C 法曹人口の拡大により、どのような問題等が生じているか。</p> <p>1 現時点で法曹人口の拡大によって生じた弊害を具体的に述べるのはかなり困難です。なぜなら、既存の弁護士も新人弁護士もまだ職業倫理を捨てずに踏ん張っている者が多く、弊害が表面化していないからです。</p> <p>この問題は他の問題に比し統計的に図ることが難しい問題であり、特に弁護士には守秘義務があること、相談者や依頼者も自身のプライバシーを公開してまで調査に応じる者は少ないと思われること等から最も調査が難しい分野であると思います。</p> <p>しかし、日々の仕事を通じて、現在の弁護士の業務や公益的活動に対するモチベーションの低下は著しいものを感じています。</p> <p>マスコミは「具体的な弊害を明らかにせよ、明らかにできないのは国民にとって弊害がないからだろう。」と執拗に言われます(これは弁護士の守秘義務を理解しない暴論です)。</p> <p>そこで、以下では、差し障りのない程度で私の見聞した具体例を交えて現在既に表面化しつつある弊害について述べます。</p> <p>2 オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)の機会が乏しくなることによって生じる弊害</p> <p>本来、弁護士は、職人的な仕事であります。弁護士資格を得た後も仕事をしながら知識や技能の習得に不断に研鑽を積む必要があり、実際には机の前に座ってコツコツ記録や資料を読んだりパソコンで書面を作成したりすることが仕事の大半を占めます。これは仕事の内容が訴訟中心であろうとなかろうと同じでしょう。</p> <p>一方、弁護士は、勤務弁護士時代に、先輩弁護士から様々なことを学びます。これは職人の親方から弟子が学ぶようなものです。法的知識は自分で学べることが多いでしょうが、マニュアル書には書いていない仕事のコツやマナー、顧客の獲得の仕方、顧客との接し方、報酬のもらい方、ひいては弁護士としての生き様など、やはり実際には勤務弁護士として働いてみないと分からないことがたくさんあります。</p> <p>これらは、法科大学院の授業や(いわばお客さんとして扱われる)実務修習では教えてもらえないことです。</p> <p>ところが、勤務弁護士としての経験を持ってない即独弁護士や組織内弁護士からいきなり独立した弁護士などが増えてくると、これらのことを学ぶ</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>機会がない者が増えてきます。かつては、地方などでは弁護士が不足していたためいきなり独立した弁護士に対して先輩弁護士が仕事をまわして一緒に仕事をする事などにより、新人弁護士も上記のことを学ぶことが可能でした。しかし、都会でも地方でも弁護士の競争が激化して余裕がなくなったため、先輩弁護士からこれらのことを学ぶ機会は激減しました。</p> <p>即独弁護士がこのような機会がないために顧客らに迷惑をかけ、ひいては弁護士に対する社会的信用が失墜することを怖れて、弁護士会や有志の弁護士が、就職先がなくこのような機会に恵まれない新人弁護士に対して手を差し伸べておりますが、それも現在の弁護士激増のもとではどれだけ続けることができるか分かりません。</p> <p>現在はまだ弊害がひどくは顕在化しておりませんが、私は遠からぬ将来、より顕在化して、法曹利用者にかんがりの被害が発生する事態になるのではないかと危惧しております。</p> <p>3 弁護士業務のビジネス化の弊害</p> <p>ア 比較的定型処理がしやすい過払金事件を中心に大量に事件を集め、依頼者と面談もせずベルトコンベア一式に事件処理をする事務所が東京を中心にたくさん生まれました。</p> <p>彼らが実際にどのような事件処理をしているのか、私は詳細を知りませんが、聞くところによりますと、ある事務所では派手な広告を打って全国から多重債務者を集め電話やファックスのみで事務員が事情を聴取して書面にまとめ、東京の裁判所に自己破産申立書類を提出しており、そのため裁判所の信用も乏しく、本来同時廃止事案として処理されるべきものも(裁判所が書面に記載された事実関係のチェックをさせるべく)管財人をつけて少額管財事件として処理しているということです。少額管財事件となれば、裁判所に納める予納金数十万円も必要となりますし、依頼者も東京の裁判所や管財人の事務所に出頭しなければならず、大変な負担となります。このような事実が本当にあるのか、ぜひ裁判所等からのヒアリングをお願いしたいと存じます。</p> <p>日弁連は債務整理の指針を打ち出し、依頼者との面談を義務づけるべく規約の改正に着手したりしていますが、過払金回収のみを目的とし他の債務整理をおろそかにする(放置したり、いいかげんな処理をする)ケースもあると聞いております。例えば、「東京の弁護士に債務整理を依頼した多重債務者が過払金回収のみしかやってもらえず、債務が残って相談にきたところ、その東京の弁護士は依頼者に対し報酬や預り金の明細書も発行していなかった。」という話も聞きました。</p> <p>私は、弁護士会等の多重債務者相談員として15年以上債務整理事件を担当しておりますが、多重債務者となるには一人一人事情が異なり、また家計の立て直しのためには家計簿をつけさせて問題を把握する必要が</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>あり、これらは電話やファックスで事情聴取するだけでできることではありません。ときには、何度も面談する必要があります。</p> <p>債務整理事案は、過払金回収に有利な判例が次々と出されるまでは、弁護士にとって労多くして益少ない事件であったため、取り組む弁護士数も十分ではありませんでした。それでも多くの弁護士が闘って有利な判例を獲得し、かつ法制度を有利に導いたりして、多重債務者の救済にあたってきたのです。もし、過払金回収の利益を将来的に見込むのならグレーゾーン金利を存続させた方が弁護士の営業的利益(業界エゴ)としてはメリットがありました。しかし、多くの弁護士がグレーゾーン金利廃止のために立ち上がったことは評価して頂きたいものです。</p> <p>多重債務者の救済が遅れて社会問題にまでなったのは、弁護士数が少なかったからのみではなく、法律扶助制度が不十分なものであったこと(現在も十分ではありませんが)、国や自治体による救済策が遅れたり、法制度に問題があったからであることをご理解頂きたいと思います。</p> <p>弁護士の仕事はなかなか定型処理することができるものではなく、今後過払金事件がなくなった後、もっぱら過払金回収に特化して弁護士業務をビジネス化していた大規模事務所の帰趨は注目されるところです(これらの事務所が、今まで新人弁護士の受け皿となっていたことから、弁護士人口問題とも無関係ではありません)。</p> <p>イ 弁護士は個人事業者としての私人としての立場と「社会正義の実現と人権擁護」という公益的使命を与えられた公的な立場を併せ持つ存在です。</p> <p>依頼者の利益や弁護士個人の利益と公益が対立する場合もあります。その場合は、公益を優先して、たとえば事件の依頼を断ったりせざるをえないこともあります。</p> <p>しかし、最近は、本来は断るべき事件(勝訴の見込みの乏しい無理筋の事件、法的には主張は立つものの訴訟による解決にはなじまない事件等)も、弁護士が依頼を受けているケースが目立ってきているように思います。</p> <p>また、弁護士は、個人事業者として事務所経費(弁護士会会費も含む)を負担しつつ収入も得なければならないという立場から、一定の収益を上げる必要があります。しかし、弁護士の過剰増員によって競争が激しくなり、真面目に職人的仕事をコツコツやるだけでは収益を上げることが難しくなっています。</p> <p>もっと営業努力をすべきとか、仕事を掘り起こせ、開拓せよ、と言われるかもしれませんが、弁護士は依頼者のため日常業務に尽力し、かつ不断に法的知識の研鑽や技能の向上のために努力をしなければならず、これらよりも営業活動を優先させざるをえない状況というのは問題であると思います。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>最近、私はある公的機関の開催する多重債務者を対象とする法律相談で、相談ブースの隣に座った若い弁護士が相談者に対して「うちの事務所は土日もやっています。スタッフは皆慣れていきますので、ご心配はいりません。ぜひお越し下さい。」等と繰り返し述べ、相談時間のほとんどをこのようなセールスに費やしているのを聞きました。本来、多重債務者の相談は、なぜ多重債務に陥ったのか、生活状況はどうか(家計簿などで収入、支出をチェック)等を聴取し、救済策(生活保護受給や債務整理の方法等)をアドバイスし、相談者が求めるなら依頼を受けるというものです。家計のチェックなどに時間もかかるので、そのようなセールスに費やす時間は殆どないはずですが、私は耳に入ってきたこの弁護士の相談時間の利用の仕方には暗澹たる思いを抱きました。</p> <p>ウ 一生に一度弁護士を利用するかしないかという一般市民は、どの弁護士に依頼すればいいのか判断に迷い、特に人間関係の希薄化した都会では、弁護士を紹介してくれる知人等もおらずネット広告などによって弁護士を探すことが増えてきました。そのため、真面目にコツコツと仕事や研鑽に努める弁護士よりも広告方法にたけ営業活動に余念のない弁護士の方が競争に勝つということにもなりかねません。</p> <p>このような状況は市民にとって望ましいことでしょうか。営業能力にたけた営業マンのような弁護士の増加を市民は望んでいるのでしょうか。</p> <p>もちろん、どこに依頼したらいいのか分からない市民が弁護士を探すのにネット広告などは必要かもしれません。最近では弁護士会もネットやテレビで法律相談センターの宣伝をするようになりました。しかし、広告の自由化によってもたらされている弊害はもはや無視できないものがあり、この点も調査・検討して頂きたいと思います。</p> <p>エ 弁護士のビジネス化の弊害として、「本来救済すべき事件も断わる」ということもあります。儲かる仕事は争って手に入れようとするが、儲からない仕事はあっさり断るとのことです。</p> <p>たとえばヤミ金被害者救済などは弁護士にとってあまり収益の見込みのないやっかいな仕事ですが、弁護士会の法律相談などでは相談員に受任義務を課して救済をはかっています。</p> <p>しかし、ネット広告などで大量の相談者を集めている事務所などの中には、ヤミ金被害者の相談は断るか、高額な報酬を請求するところもあります。</p> <p>このようなことはヤミ金被害事件に限ったことではなく、一般の民事事件についても同じで派手な広告をしてたくさんの相談を集め高額な報酬が得られる見込みがありそうな事件のみを選別して受任し、採算があまり取れそうもない事件はあっさり断るとのことを行っている弁護士も少なからずいます。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>これは弁護士業をビジネスと見れば、もっとも効率のよい「ビジネスモデル」といえましょう。</p> <p>広告も報酬も自由化されており、弁護士には医師と異なり受任の義務は課されておきませんので、何ら問題もありません。広告を見た相談者があちこち「たらい回し」されるだけのことです。</p> <p>しかし、こういうことが市民の望んだ司法改革の成果なのでしょう。</p> <p>4 能力・経験が不足する弁護士が増加する弊害</p> <p>弁護士が加速度的に増加したため、弁護士の人口ピラミッドは若年者が多く中高年が少ないという一般社会とは逆転状態にあります。OJTが難しくなってきたことは前述のとおりですし、若手弁護士の数に比し中堅、ベテラン弁護士の数が少ないため、司法修習生の研修や指導を担当する弁護士の確保も難しくなっています。かつては司法修習生の指導担当弁護士は能力、識見、人格などに優れた方が厳選されていましたが、今ではそもそも指導担当弁護士の募集に応じる弁護士が少ないため(競争に勝つための業務で余裕がないことがその大きな原因です)中には不適任ではないかと思われる方も指導担当弁護士として選任されているように思います。</p> <p>新人弁護士の質の低下を疑問視する意見もありますが、もともと新司法試験の合格者数を急激に増加させたのですから、普通に考えてかつての合格率の低い司法試験では不合格であった者も合格しているとみるのが自然でしょう。そういう状況で、十分な研修やOJTができないとなれば質が低下するのは当然というべきです。</p> <p>これには法科大学院の教育がそれを補完しているのではないかという意見もあるようですが、実際の実務においては法科大学院の教育があまり役に立っていないことは修習生や新人弁護士の指導に当たっている弁護士、あるいは法科大学院出身の若手弁護士の大方の見方ではないでしょうか。これについても、ぜひヒアリングやアンケートによって調査をして頂きたくお願い致します。</p> <p>このような新人弁護士の能力や経験不足に前記の弁護士のビジネス化が加われば市民にどのような被害が生ずるかについては言うまでもありません。</p> <p>5 懲戒事案の増加と事件屋等による勧誘行為</p> <p>若手弁護士に限らず中高年の弁護士も、事件数の減少等による経済的な困窮を背景に、事件屋に利用されたり、依頼者の利益よりも自分の利益を優先する事件処理をしたり、果ては横領行為に及んだりする懲戒事案が増えています。</p> <p>事件屋に利用される弁護士が増えていることについてはNHKが番組で</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>取り上げていたことは記憶に新しいところです。</p> <p>狡猾な事件屋は、巧妙な脱法行為を考え、経済的に困窮している弁護士をそれに利用します。NHKの番組の中で、事件屋が「弁護士が増えて仕事がしやすくなった。」とうそぶいており、これにはぞっとしました。</p> <p>懲戒事案は、もちろん被懲戒弁護士個人が責められるべき問題ではありますが、経済的困窮が背景にあるものが多くなっていると推測され、弁護士会を中心とした調査が望まれるところです。</p> <p>また、事件屋の弁護士への勧誘行為等についても、アンケート調査等を実施すべきであると考えます。</p> <p>6 公益的活動に対するモチベーションの低下</p> <p>弁護士会には多数の委員会が設置されており、その多くが公益的な意味を有する調査・検討・活動を行っています。この委員会活動は無償であり、いわば弁護士のボランティアでなされているものです。</p> <p>弁護士数の激増にもかかわらず、この委員会に出席する弁護士は年々減少傾向にあります。但し、多少なりとも収益の上がる仕事を得るのに役立つと思われる委員会には参加者が多数集まります。</p> <p>また、研修なども、たとえば過払金回収や破産管財人の仕事に関わる情報が得られるような研修会には大きな講堂の席がなくなるほどに多数の弁護士が集まりますが、あまり収益を得られる仕事とは結びつかないような研修会や活動報告会等には弁護士が集まりません。</p> <p>更には、社会的意義のある被害者救済のための集団訴訟事件等で多数の代理人弁護士が必要となる場合がありますが、報酬の見込めそうな事件には代理人の応募が集まっても、あまり報酬の見込めそうもない事件には応募は集まりません。</p> <p>これらは弁護士数の激化によって競争が激しくなったため、たとえ市民のためになる公益的な活動であっても業務以外に時間を費やすことに躊躇する弁護士が増えてきた結果でしょう。</p> <p>7 以上は、私個人の見聞したところを根拠とする意見にすぎません。御省におかれましては、ぜひとも多方面にわたってヒアリング、アンケート調査等により弁護士過剰の弊害を調査・検討して頂きたくお願い致します。</p> <p>D 今後、法曹人口の在り方を見直す際に、どのような事項を検討すべきか。</p> <p>法曹の役割、社会的需要、隣接法律専門職との役割分担等を踏まえた検討が不十分ではないか(別紙2)。</p> <p>1 この設問は法曹人口問題の本質を把握した極めて優れた設問であると考えます。</p> <p>司法試験の合格者数を決定するには、法曹の役割、社会的需要、隣接法</p>



受付年月日	No.	ご意見
		<p>律専門職との役割分担のいずれも重要な要素として考慮されるべきです。</p> <p>2 新司法試験は資格試験か</p> <p>新司法試験は、法曹に要求される一定レベルの能力を有する者であれば全員合格させるべき資格試験であるから、新司法試験の合格者数に人数制限を加えるべきではない、という主張があります。</p> <p>しかし、平成14年3月の閣議決定が「①現在の法曹人口が、我が国社会の法的需要に十分対応することができていない状況にあり、②今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務となっていることを踏まえ、司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを旨とする。」(丸数字は私が付したもの)としたのも、結局は法曹人口を政策により決定したのであって、もし新司法試験が前記主張のような純粋な資格試験であるのであれば、「3,000人程度」と予め合格者数を定めることができるはずがありません。</p> <p>旧司法試験の時代から、司法試験合格者数は政策として決定され、500人、800人、1000人、1500人、2000人と政策的に増加されてきました。もし、新司法試験が純粋に合格者の能力のみによって合否が判断される資格試験であるとするならば、このように3,000人を目標に都合よく合格者数を増やしていくことができるはずがありません。</p> <p>よって、過去も現在も、新司法試験の合格者数は政策により決定されているというべきでしょう。</p> <p>3 新司法試験の合格者数を決定する要因について</p> <p>(1) 司法試験の合格者数を政策決定すべきではないという意見もあるでしょうが、実際には試験の成績のどこで線引きするかによって合格者数は変わってくるわけです。</p> <p>分かりやすく言うなら、80点なら2,000人、70点なら3,000人という場合、70点では法曹としての能力に欠けるが、80点なら法曹としての能力を充たしている、というふうに司法試験管理委員会は合否決定をしているようですが、これは、結局、ある程度の合格者数の枠(1,000人とか2,000人とか)を予め決め、合否判定のときにはその枠に合わせて何点なら合格、何点なら不合格と線引きしていると思います。</p> <p>(2) それでは、その合格者数の「枠」はどのような要因によって決められるべきでしょうか。</p> <p>私は、結局、「我が国にとって法曹が何人必要か」という観点から決めざるをえないと思います。</p> <p>法曹養成にはコストがかかり、それは国民の税金によって賄うべきも</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>のです。法曹の需要と法曹養成に要するコストを衡量することは、国の施策として当たり前のことです。</p> <p>これに対して、私人である弁護士の養成費用は国が全額負担する必要はないという意見が、昨年の司法修習生の給費制維持運動の際に展開されました。</p> <p>即ち、給費制を廃止して貸与制とし、裁判官と検察官となった者のみ貸与金の返済を免除する、弁護士は過疎地の弁護士となる等公益的な仕事をした者のみ免除するなどという意見です。</p> <p>しかし、この考え方は間違いであると思います。</p> <p>前記のとおり、弁護士は、個人事業者としての私人としての立場と「社会正義の実現と人権擁護」という公益的使命を与えられた公的な立場を併せ持つ存在です。後者の立場を有するため、法律によって弁護士には各種規制(守秘義務、非弁提携の禁止等)が課されています。そして、国民の基本的人権の擁護者であるためには国家権力からの自立が必要であるため、その方策として弁護士の指導・監督・懲戒などが弁護士会によってなされるという弁護士自治が認められています。</p> <p>弁護士の私人としての立場のみをみれば、なぜ弁護士を国民が費用負担してまで養成しなければならないかという疑問を抱かれるかもしれませんが、弁護士の上記の公的な立場を重視すれば国民が基本的人権の擁護者としての弁護士の養成コストを負担することに矛盾はありません。</p> <p>これに対して、企業の営利のために働く弁護士(企業内弁護士や企業法務弁護士等、いわゆるビジネスローヤーら)の養成コストまで国民が負担しなければならないのか、という疑問を呈する方がおみえです。</p> <p>しかし、彼らも国民の人権擁護に無関係であるといえるか、というとそうではないと思います。企業のコンプライアンス遵守は、ひいては消費者、労働者、住民等の立場となる国民の権利を守ることになるからです。</p> <p>企業の顧問弁護士は、企業が市民の人権侵害をしないように企業に法令遵守や道義上の責任を忠言してきたと思います。</p> <p>(企業に社員として経済的に依存してしまう企業内弁護士にこの役割を果たせるかには疑問があります。このため、かつては日弁連も企業内弁護士を認めることに反対していました。</p> <p>しかし、規制緩和により企業内弁護士の存在が容認され、弁護士が激増されて就職先のない司法修習生のために就職先を確保するという目的のもと、今や日弁連は企業に弁護士採用を懇願するまでに成り下がってしまいました。</p> <p>このような状況下では、企業内弁護士に人権擁護の役割を求めることはますます困難になっているといわざるをえません。企業内弁護士について、もう一度考え直す必要があるかもしれません。)</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>上記のような理由により、私は、たとえ企業の顧問弁護士のようなビジネスローヤーであっても、国がその養成の費用を負担すべきであると思います。</p> <p>そうすると、国が費用を負担して養成すべき「裁判官、検察官、弁護士」の数は、結局、日本の法制度・司法制度下、社会情勢下で、一体どの位の人数の裁判官、検察官、弁護士が必要であるか、ということに尽きると思います。</p> <p>(3) このことは、前記閣議決定も「① 現在の法曹人口が、我が国社会の法的需要に十分対応することができていない状況にあり、② 今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務となっているということを踏まえ、司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし、」としているように、「我が国社会の法的需要」「今後の法的需要の増大」を司法試験の合格者の増加の根拠としており、法曹人口は「法的需要」「社会的需要」に応じて決められるべきというのが、国民の代表者たる政治家の一致した意見であり、国民の意見でもあると思います。</p> <p>私も、弁護士という立場を離れて一納税者としても、社会的需要がないにもかかわらず、税金を使って必要もない法曹を養成することには反対ですので、上記閣議決定の前提は当然のことだと思います。</p> <p>(4) しかし、日本社会における法的需要がどの程度あり、どの位の人数の裁判官、検察官、弁護士が必要であるかを知るのは、非常に難しいことでしょう。</p> <p>審議会意見書に基づいて、前記閣議決定は①、②のように平成14年時点で法曹人口が少なすぎて法的需要に対応できていない、今後も法的需要が増加するので法曹人口の大幅な増加が必要、と判断しておりますが、この「法的需要」をどのように量ったのか、審議会意見書からも明らかではありません。</p> <p>平成14年時点でも既に企業などの法的ニーズはそれほど見込めないというアンケート調査結果が出ているという意見もありますし、少なくとも、10年近くを経過しても前記司法修習生の就職難などで明らかのように弁護士人口の増加のペースほどには法的需要は増えていないと考えられます。</p> <p>私は、前記のとおり、現在の新司法試験合格者数で弁護士需要は十分に充たされており、むしろ弊害が生ずるほどに供給過剰に陥っていると考えておりますが、御省におかれましては、ぜひ法曹人口が足りているかどうかについて、社会科学的、実証的な調査・検討を行って頂きたいと思います。</p> <p>調査には、弁護士を利用する国民を対象とする調査も重要ですが、前記のとおり一部企業、一部組織以外の国民は一生に一度程度しか弁護士</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>を利用しないことが多く(審議会意見書は弁護士を「国民の社会生活上の医師」などと述べておりますが、弁護士と医師ではこの点に決定的な違いがあります)、弁護士需要の調査においてはぜひ弁護士会、弁護士を対象とする調査も実施して頂きたいと存じます。</p> <p>そして、弁護士の社会的需要を考える上では、司法書士、行政書士等の隣接法律専門職が実際に日本の法的需要においてどのような役割を果たしているのかの調査・検討も必要であると考えます。</p> <p>第4 法曹養成制度の改革関係に関わる評価について(報告書第3項関連)</p> <p>1 法曹養成制度の問題、特に法科大学院の問題は、前記の法曹人口の拡大関係の問題と表裏一体をなすものです。</p> <p>法科大学院制度は、法曹人口の拡大の目的のために、法曹の質を確保しつつ(理念上はプロセス重視により質をより向上させ)、国の負担する法曹養成のコストを極力抑えるために設計された制度であると理解しています。よって、前記のとおり、もはや法曹人口の拡大の必要がないのであれば、その目的において不要な制度ではないでしょうか。</p> <p>そして、法科大学院の教育で本当に法曹の質の向上が望めるのであれば、法曹をめざす方々(特に法学部以外の学部出身者、社会人等)、あるいは法曹となっても専門教育等を求める方々が教育の機会を求めて積極的に入学・受講されるでしょうから、法科大学院卒業を新司法試験受験のための資格要件とする必要もないのではないのでしょうか。</p> <p>法科大学院制度ができる前の旧司法試験は合格率が極めて低いものの誰もが受験資格を有する公平な試験(丙案時代を除く)でした。働きながらマイペースで受験をする人もたくさんおり、三振制度もなく、受験生からは今の新司法試験制度に対するような不満の声も上がっていませんでした。しかし、合格率が飛躍的に上昇したにもかかわらず、なぜこれほどまでに法曹志望者から不満の声が上がっているのか、法科大学院適性試験の志願者数がなぜ激減しているのか、ぜひとも考えて頂きたいと思います。</p> <p>2 私は法曹養成に直接関わっている弁護士ではありませんし、意見の提出期限も迫っておりますので、各設問に一つ一つ意見を述べることは避けさせていただきます。</p> <p>ただ、私は、意見募集に応じられた多くの方が指摘されているように、法科大学院制度は大失敗であった、直ぐにでも撤廃すべきである、と考えていることだけは述べさせていただきます。</p> <p>第5 最後に</p> <p>日本弁護士連合会は、先頃、御省に対し、「法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会報告書」に対する意見書について(要望)なる書面をあたかも日弁</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>連の全会員の総意であるかのごとく提出しています。</p> <p>しかし、この意見書は、日弁連の全会員の総意などでは全くないことをご理解頂きたいと存じます。この意見書作成に関わった弁護士はごく一部であり、その作成の過程についても何ら説明はありません。多くの会員にとって、このような意見書は「寝耳に水」でした。</p> <p>法科大学院制度も司法試験合格者数の設定も、いずれも国の政策であり、中立的立場の御省が調査・検討されるのに何ら問題はないはずで。どうして日弁連が法科大学院の調査を慎むべきなどと言えるのでしょうか。</p> <p>このような意見書が会員の意向を問うことなく公表されてしまう日弁連内の内部事情をお察し頂きたく、かつ実際には日弁連の会員の多くが、御省においてこの問題に対する十分な調査・検討、そして中立的な立場での評価がなされることを期待しているということをご理解頂きたいと存じます。</p> <p>多くの人間の利害が絡んだ大変難しい問題であるとは存じますが、中立かつ客観的な立場から、国家、国民のための制度・政策として評価されることは、この問題の解決に大変意味のあることだと考えます。</p> <p>御省の本問題についての入念な調査・検討・評価に期待しております。</p> <p>長文失礼致しました。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
2011. 1. 31	115	<p>第1 はじめに</p> <p>1 法科大学院の評価に関する研究会(以下単に研究会といいます)の委員構成は見直していただくべきではないでしょうか。</p> <p>法曹3者という特殊専門的な職業人の養成制度を論じる場合、それらの専門家を委員に加えないと、専門家でなければ知り得ない事情を正しく踏まえる事が出来ない結果、的外れな議論となる危険が大きいと考えます。</p> <p>例えば、法科大学院(以下ロースクールといいます)制度以前の法曹の選抜並びに養成の制度にどのような問題があったかを知らずにこの制度の当否を論じることは困難ですが、従前の制度を詳しく知る委員がいなければ、その功罪を如実に明らかにすることが出来ません。</p> <p>その点は専門家からヒアリングをすれば賄えるというような単純な問題ではなく、議論の場に法曹3者の委員を加えて、実体験に基づく詳しい情報を得る事が是非とも必要と思われます(郷原委員を検察官としてカウントすることは出来るでしょう)。</p> <p>司法制度改革審議会(以下司法審といいます)や司法制度改革推進本部が広く法曹3者の意見を聞かなかったことの積み重ねが、今回の失敗の大きな原因であると考えます。</p> <p>今回、その轍を踏むことがないよう、今からでも法曹3者を委員に加えて下さるようお願いいたします。</p> <p>2 本報告書の内容は、各種調査結果をまとめているほかは、現状についての委員並びに関係者の個人的な意見を報告するに止まるもので、法曹養成制度改革</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>の当否や今後の方向性についての研究会の意見を示すものとはなっていません。</p> <p>研究会として現状をどのように評価するのか、問題があるとすればどのような解決策があるのかについての方向性を示してパブリックコメントを求めるべきではないでしょうか。</p> <p>パブコメを踏まえた議論の後、方向性を出す事になるのであれば、その方向性が出された後に再度パブコメを募集すべきではないでしょうか。</p> <p>3 以下、報告書に盛られた各種のデータや意見に関連して私の見解を述べさせていただきますが、それに先立ち、我が国の弁護士のあり方に関する私の認識を述べる事をお許し頂きたいと思えます。</p> <p>その理由は、法曹養成についての意見を述べるためには、法曹のあり方、特に近時議論の多い弁護士のあり方をどのようにとらえるかが大きな要素となり、その認識を前提にするのでなければ、意見の趣旨を正確にご理解いただく事が困難であると考えます。</p> <p>そこで、以下におきましては、まず弁護士のあり方についての私の見解を述べ、次に法科大学院(以下ロースクールといひます)制度の導入を決めた司法審意見書の見解を検討したうえ、ロースクール制度についての意見を述べることに致します。</p> <p>第2 我が国における弁護士制度の位置づけ</p> <p>1 基本的人権擁護の重要性</p> <p>日本国憲法の基本原理の第一は、基本的人権の尊重(個人の尊厳)です。</p> <p>国民(以下外国人も含む意味で使用します)は総ての基本的人権の享有を妨げられず、侵す事の出来ない永久の権利として保障されています。(11条)</p> <p>憲法上、「国民の権利及び義務」の規定は国会・内閣・司法の規定に先立って置かれており、この位置づけは、憲法が個人の尊厳を何ものにもまして重要と考えているという思想を表しているといわれています。</p> <p>また、憲法は、すべて国民は個人として尊重され、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とすると規定しています。(13条)</p> <p>すなわち、基本的人権の擁護は、国政の上で、何ものにも優先する課題であるということになります。</p> <p>したがって、国家は国民の権利を守るために、必要なあらゆる措置を執る義務がある事になります。</p> <p>2 憲法は国民に弁護士制度を保障している</p> <p>憲法に規定する各種の基本的人権は、弁護士制度を前提として定められていると見る事が出来ます。</p> <p>例えば、法定手続の保障(第31条)、裁判を受ける権利(第32条)、刑事手続に関する各種の規定(第33条乃至第40条)は、法律専門家の関与がなければ十全に守られる事は期待できませんので、これらの規定は弁護士の関与を当然の前提としていると見る事が出来ます。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>特に、刑事被告人は資格を有する弁護人を選任する権利を明文でもって認められていますが、この「資格を有する弁護人」は弁護士を予定していることに疑いはありません。(37条3項)</p> <p>3 弁護士制度は基本的人権保障のための制度</p> <p>このように、憲法が国民に保障する基本的人権を擁護するための制度として、弁護士制度が設けられています。</p> <p>① 弁護士の使命</p> <p>弁護士法1条は、弁護士は「基本的人権擁護」と「社会正義の実現」を使命とすると定めています。</p> <p>これは、国家が憲法の規定によって負担する責務の履行を、弁護士に付託することを意味します。</p> <p>すなわち、弁護士は、国家の付託を受けて、国民の基本的人権を擁護する事を使命としている事となります。</p> <p>このような構造になっている事からして、国は、国民の人権保障に欠けるところがないような制度として、弁護士制度を制定・運用しなければなりません。</p> <p>したがって、弁護士の養成も、この制度趣旨にふさわしいものとする必要があります、そうすることが国家の責務であるといえます。</p> <p>② 弁護士の職務の独立</p> <p>弁護士の場合は、医師の場合(医師については、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとするとの定めとなっています、医師法第1条)などと異なり、業務の独立が不可欠の要件となっているところに特色があります。</p> <p>国民の人権を侵害するのが国家(公共団体を含む、以下同じ)である場合(憲法の人権規定は主としてこの場合を想定しています)、弁護士がその使命を十分に果たすためには、国家から独立していなければなりません(在野性)。</p> <p>弁護士と権力との関係を説明する際、「弁護士は、時として国家権力と対峙する必要もあります。」と表現されることがあります。</p> <p>しかし、このような表現は、対権力関係を十分認識していないというべきです。</p> <p>刑事事件における訴訟行為は、すべからず検察官と裁判官という国家権力に対して、被疑者・被告人の権利を守るために行われるのですから、常に対権力関係であることは当然で、「時として」対峙するものではありません。</p> <p>民事事件においても、国家権力との対抗関係であるという基本構造に変わりはないというのが私の持論ですが、今はこの点について多くを語ることは控えます。</p> <p>国家権力に対峙して職務を行うときに、弁護士が国家権力から独立していなければならないことは、当然のことです。</p> <p>次に、国家以外の相手との関係で職務を行うときも、同様にして、職務の</p>

受付年月日	No.	ご 意 見
		<p>完全な独立が図られなければなりません。</p> <p>それは、相手方や関係者からの不当な圧力に屈するようでは、依頼者の権利・利益を守ることは出来ないからです。</p> <p>相手方は、大きな経済力を持っていたり、社会関係上の強い影響力を有するものであったり、暴力団のように不当な実力を用いるものであったりするわけですから、これらのものから完全な独立を保持することは、容易ではありません。</p> <p>更に、弁護士は外部からの圧力のみではなく、依頼者からも独立していなければなりません。</p> <p>依頼者も、弁護士に対して、違法又は不当な圧力を掛けたり違法又は不当な要求をすることがあります。</p> <p>このような場合に、その圧力・要求をはねのけることが出来なければ、「社会正義の実現」という使命を果たすことはかないません。</p> <p>このような場合、弁護士は依頼者を説得し、それがかなわないときは辞任することにより職務の独立を保つことが必要となります。</p> <p>③ 弁護士会の独立(弁護士自治)</p> <p>弁護士の独立を保障するためには、弁護士の登録・指導・監督・懲戒などを、国家から切り離さなければなりません。</p> <p>そこで、弁護士法は、これらの役目を果たす機関として、弁護士会の制度を設けています。</p> <p>日本の弁護士会は、国家権力から独立して活動することが保障されています。</p> <p>ア 弁護士会は、弁護士法上の特別法人とされており、会社でないことは勿論、財団や公益社団でもありません。</p> <p>イ 弁護士の登録とその可否の決定は、都道府県の弁護士会及び日弁連に任されています。</p> <p>ウ 弁護士の指導・連絡・監督は弁護士会が行うものとされ、国家はこれに関与しません。</p> <p>エ 弁護士に非違行為があるとき、弁護士を懲戒するのも弁護士会であり、国家が口を出すことは認められていません。</p> <p>これら登録・指導・監督・懲戒などの機能は、本来国家に帰属すべき行政作用ですが、法は弁護士の独立を保障するために、これら行政作用の一部を、弁護士会に付託しているのです。</p> <p>その結果、各弁護士会や日弁連の会長・副会長は、刑法上公務員として扱われています。(弁護士法 35 条)</p> <p>これほどまでに、徹底的に職務の独立を保障している制度は、世界的にも例がないといわれています。</p> <p>④ 弁護士の独立</p> <p>弁護士が依頼者の権利・利益を守るためには、何ものからも独立して職務</p>



受付年月日	No.	ご意見
		<p>を行わなければなりません、そのためには、弁護士は強くなければなりません。</p> <p>弁護士が弱ければ、国家からの干渉に耐えることは出来ませんし、巨大資本や社会的な巨大勢力、暴力団等からの圧力をはねつけることは出来ません。</p> <p>強くあるために弁護士は、次のような条件を満たすことが必要になります。</p> <p>ア 独立の気概(精神的な強さ)</p> <p>まず第1には、独立の気概です。</p> <p>これを持たせるためには、司法修習を通じて、先輩の弁護士から(更には裁判官や検察官からも)マンツーマンで叩き込み、その教えに基づき、弁護士自身が実務を通じて自ら研鑽する以外にありません。</p> <p>イ 外部圧力からの独立</p> <p>弁護士が周囲から独立するためには、個人としての独立した立場が必要です。</p> <p>弁護士は、従前、事業体として各人独立していたのですが(共同事務所であっても同じ)、弁護士法人制度が認められるようになってからは、法人に支配される関係が出来てしまいました。</p> <p>しかし、弁護士法人は弁護士のみによって構成されていますので、問題は少ないといえます。</p> <p>顧問関係なども、従属の怖れがありますが、顧問契約を解除することは自由ですので、必ずしも顧問先の意向に従うとは限りません。</p> <p>この関係では、会社内弁護士や自治体内弁護士などのいわゆるインハウスローヤーの問題があります。</p> <p>インハウスローヤーは、所属団体から給料を貰って生活しているわけですし、所属団体に対して、忠誠を誓っています。</p> <p>退職の自由はありますが、それを行使することは生活の行き詰まりを意味することでもありますから、容易に行使することは出来ません。</p> <p>従って、インハウスローヤーは、職務の独立を十分保持することが難しいことから、弁護士としての人権擁護機能を十分発揮することが立場上難しいという問題を抱えていることとなります。ところで、上にも述べましたが、インハウスローヤーは、雇用主に忠誠を誓う立場ですし、給料で生活する以上、雇用主に従属する立場であり、制度の予定する本来の弁護士像とは異なります。</p> <p>インハウスローヤーが少数のうちには特に問題にはなりません、弁護士会の中で一定の多数を占めるようになれば、日本の弁護士制度は変質を余儀なくされる可能性があり、問題が生じると思われます。</p> <p>インハウスローヤーが少数のうちには特に問題にはなりません、弁護士会の中で一定の多数を占めるようになれば、日本の弁護士制度は変質を余儀なくされる可能性があり、問題が生じると思われます。</p> <p>ウ 経済的な自立</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>弁護士が不当な要求や利益誘導に屈することなく、依頼者の権利利益を守りとおすためには、経済的に自立していなければなりません。</p> <p>経済的に困窮した弁護士には、権力や強者に独力で立ち向かつて依頼者の利益を守りとおす事は期待できません。</p> <p>生活に窮した弁護士は、真実依頼者の利益のために行動するというよりは、自己の利益のために行動するようになるでしょうし、相手方やその他の関係者から利益誘導を受ければ、これに従ってしまう怖れも強くなります。</p> <p>その依頼を逃せば生活が出来ないとなれば、本来依頼を受けるべきでない事件も、巧言を弄して受任に結びつけようとするでしょうし、今月の支払いが苦しいとなれば、依頼者の利益を軽視して和解を成立させてしまうなど、自分のための事件処理をするかも知れません。</p> <p>又、依頼者から違法や不当な要求を受けたときも、報酬を逃すことが出来ない結果、辞任することは出来ないでしょう。</p> <p>このような弁護士に依頼した国民やその相手方は、弁護士によって反って権利を侵害される結果となる怖れが十分にあります。</p> <p>このような弁護士が現れても、弁護士会がそれを見破って、指導・監督することは容易ではありません。</p> <p>従って、制度全体を健全に運用するには、弁護士が経済的に自立していることが不可欠の条件となります。</p> <p>どのような施策を講じても、弁護士の中に経済的に自立出来ない者が含まれることを完全には避けられないでしょうが、全体として見た場合、弁護士が経済的に自立していることは、国民の基本的な人権擁護の機能を果たすために、欠くことの出来ない条件であることを理解する必要があります。</p> <p>勿論、弁護士は一般国民よりも豊かな生活をすべきだといっているのではありません。</p> <p>むやみに人数を増やして、過当競争になれば、弁護士の独立は保てず、制度の趣旨が没却されてしまうこととなるという意味です。</p> <p>多数の飢えた弁護士が徘徊する社会は、国民にとって、望ましい「法化社会」などでは決してありません。</p> <p>エ 弁護士の養成には、今も昔も、少なからぬ国費がすぎ込まれています。司法試験の実施に始まり、司法修習終了までに費やされる国費は、すべて国民の税金で賄われています。</p> <p>弁護士を養成し、その能力を保証することは、国民のためであり、憲法上の国家の責務であることは既に見てきました。</p> <p>従って、国費をもって弁護士を養成することは当然といえます。</p> <p>しかしながら、養成された弁護士が、その使命を果たすことなく、利益の追求に汲々としていたり、弁護士の業務を行うことなく他の方面に転進するという事になれば、何のために税金をすぎ込んだのか判らなくなり</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>ます。</p> <p>また、国家財政でもって社会に溢れるほどの弁護士を養成するなどということは、税金の無駄遣いに過ぎません。</p> <p>それによって、国民が利益を受けることなどはありません。</p> <p>オ 独立した弁護士会に所属し、独立の気概をたたき込まれ、経済的に自立しているからといって、弁護士の誰もが法の趣旨を体現して行動するとは限らないことも事実です。</p> <p>弁護士は生身の人間ですから、悪い考えを持つ者も出ますし、利益に惑わされて間違った事務処理をする者が出ることもあります。</p> <p>そこで、法曹養成は、そのようなリスクを出来るだけ少なくするために、厳格で充実したものでなければなりません。</p> <p>又、十分な気概を持っていても、相手方の力が余りに大きいときには、個人としての弁護士の力では太刀打ちできないこともいくらかあり得ます。</p> <p>そのようなときは、グループでもって対処することが必要になります。</p> <p>更には、時として相手方弁護士との信頼関係が重要な役割を果たすこともあります。</p> <p>そのためには、高度で均質な能力と高い倫理性を備え、相互に信頼しあえる弁護士が、国民の需要に見合った適正数が確保されなければなりません。</p> <p>カ このように、何ものからも独立してその使命を達成するためには、過当競争となることを排除する必要があり、弁護士人口は、国民の需要に適正に対応したものとすることが不可欠です。</p> <p>したがって、弁護士界を、他の営業と同様の競争社会にすることが必要などと考えるのは間違っています。</p> <p>⑤ 弁護士の権限と規制</p> <p>弁護士の独立と公正さを確保するために、法は弁護士に次のような権限と規制を設けています。</p> <p>(権限)</p> <p>ア 法律事務の独占</p> <p>現在は、司法改革により、司法書士らに一定の法律事務が割譲されましたが、基本的には、法律事務を弁護士が専権的に取り扱うこととされており、弁護士でない者が法律事務を取り扱うことを刑罰でもって禁止しています。</p> <p>イ 名称の独占</p> <p>「弁護士」「法律事務所」の名称は、弁護士にのみ許されており、違反は刑事罰の対象です。</p> <p>ウ 弁護士会照会制度</p> <p>弁護士は、弁護士会長を通じて、公私の団体に事実の照会をすることが</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>出来たり戸籍謄本や住民票を取り寄せることが出来るなど、事務処理上一定の権限が認められています。</p> <p>(規制)</p> <p>ア 資格取得の厳格制          弁護士の資格を取得するためには、裁判官や検察官と同一の、厳しい試験と司法修習を経るものとされており、厳格な制度となっています。</p> <p>イ 強制加入          弁護士は各都道府県の弁護士会に加入すると同時に日弁連に所属することが強制されています。          これは、職務の独立を確保する反面であることは既に述べました。</p> <p>ウ 法律事務所の届出及び法律事務所たる名称の強制          弁護士の事務所は「法律事務所」の名称を使用しなければならず、その事務所は弁護士会に届け出なければなりません。</p> <p>エ 所属弁護士会内の地域規制          弁護士は事務所の所属する都道府県の弁護士会に所属しなければなりません。</p> <p>オ 2つ以上の事務所の規制          弁護士は、2つ以上の事務所を設けることは出来ません(但し平成13年の法改正により、弁護士法人は規制の対象から除外されました)。</p> <p>カ 会則を守る義務          弁護士には所属弁護士会及び日弁連の会則を守る義務が法定されています。</p> <p>キ 秘密保持義務          依頼者の秘密を保持する義務が法定されています。</p> <p>ク 官公署委託事務の受話強制          弁護士は、官公署から事務の受託を求められたときは、これを受諾しなければなりません。</p> <p>ケ 受任規制          弁護士と一定の関係がある事務を受任することが禁じられています。</p> <p>コ 汚職行為の規制          弁護士が、受任事件の相手方に利益を要求したり利益を約束したり利益を受けたりすると、汚職行為として3年以下の懲役に処せられます。</p> <p>サ 非弁提携の禁止          弁護士の紹介等を業とする者から事件の紹介を受けることを禁じています。</p> <p>シ 係争権利譲り受けの禁止          依頼者から係争中の権利を譲り受けることを禁止しています。</p> <p>ス 営利業務の規制(旧)          現在は解除されて単なる届け出制になりましたが、弁護士が営利業務を</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>行うことは原則として禁止されていました。</p> <p>これは、弁護士の公益性を純粋なものとするため、本来必要な制度でしたが、法改正により平成16年4月1日以降原則自由となったことは残念です。</p> <p>セ 法人化の禁止(旧)</p> <p>弁護士の責任を明確化し、営利事業化を防止するために法人化を禁止していたのですが、平成13年の改正により、法人化が可能となりました。</p> <p>これも、日本の弁護士制度の本質に反する改正で、残念なことです。</p> <p>ソ 広告規制(旧)</p> <p>従前は、会則により、原則として広告が禁止されていましたが、平成12年10月1日以降原則自由となりました。</p> <p>法人化の解禁同様、間違った改正と考えます。</p> <p>この改正の結果、テレビやラジオの広告で、全国から依頼者をかき集めて、粗略な処理をする弁護士が現れて、現在問題になっています。</p> <p>タ 報酬基準の制定(旧)</p> <p>以前、弁護士会は報酬の基準規定を定めることとされていましたが、平成15年の改正で、この規定が削除されました。</p> <p>カルテル類似で独占禁止法に違反する恐れがあるとの理由でしたが、弁護士の公益性からして、むしろ不当な報酬の請求を禁止する意味で設けられていた制度で、国民の権利保護に資するべきものです。</p> <p>弁護士法は独禁法の特別法と解すべきであり、廃止することは間違いだったのですが、日弁連も殆ど反対することなく改正となってしまったことは残念です。</p> <p>⑥ 以上に見たように、日本の弁護士制度は、弁護士法1条の使命を達成するために、公益を最大限重視した特殊な構造となっています。</p> <p>民間の事業者団体である弁護士会に行政権限の一部を委譲するなどは、相当思い切った制度ということが出来ます。</p> <p>そこまでしてでも、弁護士に人権擁護の使命を達成させる事の意味を重視していることが判ります。</p> <p>このように見ると、弁護士が一般の営業とは根本的に異なるばかりでなく、医師や司法書士・税理士などのその他の専門職種とも根本的に異なるものであることが判ります。</p> <p>このような制度の特色、特に弁護士に汚職の罪を設けたことなどからして、日本の弁護士は公務員に準じた性格・機能が付与されていると見ることが出来ます。</p> <p>しかし、だからといって、弁護士が偉いと言いたいわけではなく、弁護士制度に手を付けることをタブー視するものでもありません。</p> <p>要は、国民の人権保障の制度としての特殊性を理解する必要があり、これを踏まえずに弁護士制度や法曹養成制度を論じることは出来ないことを強調</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>しているにすぎません。</p> <p>⑦ 司法審の意見書は、「今後は、弁護士が、個人や法人の代理人、弁護人としての活動にとどまらず、社会のニーズに積極的に対応し、公的機関、非営利団体、民間企業、労働組合などの社会の隅々に進出して多様な機能を発揮し、法の支配の理念の下、その健全な運営に貢献することが期待される。」としていて、いわゆるインハウスローヤーを増加すべきであると述べています。</p> <p>しかし、その掛け声にも関わらず、実際には、インハウスローヤーは、僅かな増加にとどまり、今後も大幅に増加する気配はありません。</p> <p>司法審意見書のこの方針は、実情に即していなかったことが明らかであると同時に、企業が多数の弁護士を求めているとの認識が誤りであったことも示しています。</p> <p>産業界からも、外国企業との交渉に役立つ弁護士を求める声が出てはいますが、本当にそのような強いニーズがあるのであれば、弁護士が激増した現在、弁護士を雇用する企業が極めて少ないことを説明することが出来ません。</p> <p>そのような強いニーズがあるのであれば、大企業などでは、弁護士を採用し外国に留学させて養成するなど、ニーズを満たそうとするに違いないのですが、そのような動きは見られません。</p> <p>従って、そのようなニーズが企業にあるわけでもなさそうです。</p> <p>大学の法学部を卒業して組織に入り、法務部などの当該部署で研鑽を積んで法律問題を扱う従業員が確保出来ているのであって、弁護士の資格を有する社員がどうしても必要なわけではないのです。</p> <p>また、実際にニーズがあるとしても、その様なニーズの規模は大きなものではなく、そのために法曹養成制度を根本的に変更したり、年間合格者を何千人も増やす理由とはなり得ません。</p> <p>後に述べるように、アメリカと日本では、社会における法教育制度全体が基本的に異なることが原因といえます。</p> <p>⑧ 弁護士の公共性又は公益性については、大新聞の社説などでもその必要性に触れています。</p> <p>そこでいわれる公益性は、公害事件、冤罪事件、貧困者の事件、過疎地での開業など、いわば不採算事件を指しています。</p> <p>これらの業務は、公益性の強いものとして、理解しやすいことは事実です。これらの事件を扱う弁護士は、殆ど又は全く報酬を得られないにもかかわらず、自費をもってこれらの業務に取り組んでおり、費用の持ち出しが数百万円とか1千万円単位になることも珍しいことではないと思われます。</p> <p>しかし、理解する必要があるのは、弁護士の業務の公益性の根本は、不断の民事・刑事等の事件処理において、法が予定する機能を果たす事です。</p> <p>依頼者の説明を虚心坦懐に聞き、証拠を収集してその証明に努め、法律関係を研究してその主張を裁判所に受け入れさせるなど、弁護士に課せられた責任ある業務を誠実にを行うことにより、適正な司法判断を導いて、国民の権</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>利を正しく実現する事自体が、法の予定する弁護士が一番の使命であり公益性なのです。</p> <p>公益性の本質がこのようなものであることは、マスコミはあまり重視していないように思われます。</p> <p>⑨ また、弁護士は不断の弁護士会活動を通じて、国民の利益に寄与しています。</p> <p>私の所属する愛知県弁護士会には60の委員会がありますし、日弁連には92の委員会があり、日々活発に活動をしています。</p> <p>会員の大部分がこれらの委員会に所属して、多数の弁護士が日夜活動に従事しています。</p> <p>委員会の業務の内容は様々で、中には弁護士自身のための委員会もありますが、大部分の委員会は、直接的または間接的に国民の権利擁護に向けられたものです。</p> <p>これらの委員会の活動を財政的に支えているのは、会員の会費です。</p> <p>日本の弁護士は、弁護士会に加入することが強制されていますので、会費も強制的に払われます。</p> <p>会費は、単位会毎に異なりますが、1ヶ月約4万円前後ですので、3万3000人の全国会員が支払う会費の総額は、年間約158億円に上ります。</p> <p>会費の額は単位会毎に原則一律ですから、登録したばかりの弁護士や、収入の乏しい弁護士も一律に支払わなければなりません(但し最近になって登録直後の弁護士には減額等の特例が設けられましたし、高齢者には以前から免除の制度もあるなど、例外的な扱いもあります)。</p> <p>それらの会費の大部分は、直接または間接的に、国民の人権擁護という弁護士の使命実現のために使われ、弁護士の個人的な利益に使われる部分は僅かです。</p> <p>過疎地に「ひまわり公設事務所」を設けたり、当番弁護士制度や少年事件の付添人制度の充実などにも使用されています。</p> <p>すなわち、全国の弁護士は、各種の委員会活動を通じて国民の人権擁護に寄与すると共に、毎月約4万円の会費を拠出して、公益活動を支えているのです。</p> <p>また、各弁護士会の会長・副会長(愛知県の場合合わせて6名)は、一年の任期中自分の仕事は全く出来ず、連日会務に尽瘁しています。</p> <p>このように、特定の業界団体が、全構成員を上げて公益活動を行っている例は、国内は勿論、おそらく世界的に見ても類例がないのではと思われます。</p> <p>弁護士の養成に国費をつぎ込んだからといって、決して国民が不利益を被るようなことはなく、弁護士は国費で養成された何倍ものお返しを国民にしているはずです。</p> <p>司法修習生時代に受けた給料など、登録後数年もすれば返済してしまう勘定になるといっても過言ではありません。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>4 司法改革による法曹増員政策の誤り</p> <p>① 司法改革を通じて、法曹を一般の営業と同視する考え方が広く主張されてきました。</p> <p>特に規制改革会議においては、自由競争が弁護士の質を担保するとの意見が強く、そのためにも弁護士の数を増やさなければならないといわれていました。</p> <p>しかし、弁護士の場合は、大量生産の商品や大衆を対象とするサービスなどとは異なり、サービスの質を利用者が判断することは非常に困難です。</p> <p>その理由は、取り扱い業務の内容が高度に専門的であることばかりではなく、法律関係というものは、2人以上の当事者の関係で、またこれを判断する裁判官の判断作用を通じて初めて成果が産み出されることとなる結果、結果に結びつく変数の種類や数が多いため、その業務執行を外から見て、正しく評価することが極めて困難であることによるものです。</p> <p>弁護士同志でも、他人の業務を正しく評価することは、容易ではありません。</p> <p>それに、第一、大規模な企業の場合と異なり、一般の国民にとって、弁護士に事件処理を依頼することは、一生に一度あるかないかの数少ない機会ですから、その国民に弁護士の良し悪しを見極めろということは、無理な要求です。</p> <p>ウェブ上で弁護士の情報を公開するとしても、正確を期することは不可能です。</p> <p>したがって、消費者の選択が弁護士の質を高めるなどの効果は、全く期待できません。</p> <p>それが期待できないからこそ、日本の弁護士制度は、国民に仇をなす弁護士が出現しないように、厳しい試験と周到な養成制度を設け、資格と業務を厳しく規制しているのです。</p> <p>弁護士を継続反復して使用する大企業の場合には、弁護士の増員により、市場原理が働き、報酬が低廉化する効果があるかも知れませんが、一般国民の依頼者にとっては、むしろ報酬の高額化が生じるとも考えられます。</p> <p>② 弁護士人口の激増に反対する意見に対しては、マスコミを中心として、「業界エゴ」であるとか、「既得権益擁護を図るもの」とかの非難が浴びせられてきました。</p> <p>しかしながら、詳しく述べたように、弁護士を過当競争させてならないのは、その業務の独立を害して、国民の権利擁護に支障を来すからであり、決して弁護士の個人的な利益を保護するためなどではありません。</p> <p>このような批判は、弁護士制度の本質を理解しないことから来るもので、近視眼的で的外れなものです。</p> <p>③ 以上のとおり、弁護士の人口は、現実の需要に応じた適正な規模とすることが制度の機能をよく発揮させる所以であり、これを超えて弁護士人口を激</p>



受付年月日	No.	ご意見
		<p>増することは、反って国民の基本的な人権が侵害される事態を招くものというべきです。</p> <p>第3 司法審意見書の問題点</p> <p>1 司法審の基本認識の誤り</p> <p>司法審意見書は、日本における法曹人口は、諸外国におけるそれと比較しても大幅に少ないとの認識の下、今後の法曹人口は大幅に増大させる必要があるとの方針を立て、大量増員のための制度としてロースクール制度を導入する事としました。</p> <p>しかしながら、この基本認識自体に問題があります。</p> <p>当初、法曹人口が不足する状況にあったこと自体を否定する意見はなく、最も消極的な意見でさえも、漸増すべき事は認めていました。</p> <p>問題は、平成2年以前はほぼ年間500人であった司法試験合格者数が、司法審意見書が出された平成13年当時は既に大幅に増加していて、約2倍の1000人に達していたにもかかわらず、これを更に激増させて年間3000人にするとの目標を設定した点にあります。</p> <p>2 意見書後の推移</p> <p>意見書は、「今後国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大すると共に、質的にますます多様化、高度化する事が予想される」として、「法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題である。」としました。</p> <p>また、意見書は、法曹需要の増大要因として、「経済・金融の国際化の進展」「人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処」「知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加」「弁護士人口の地域的偏在の是正」「国民の社会生活上の医師としての法曹の役割の増加」など、枚挙に暇がないと述べています。</p> <p>しかしながら、これらの要因が、どのような仕組みを通じて法曹需要の増加に結びつくのか、それがどの程度の法曹需要を生み出すのかなどの実証的な検討は全くなされておらず、単に机上で論議された印象的なものに過ぎませんでした。</p> <p>意見書が掲げたこれらの要因は、実はその殆どが法曹需要の増加に結びつくものでなかった事は、その後の推移がこれを物語っています。</p> <p>意見書は、十分な検討も根拠もなく、机上で将来の法曹需要を想定した事により、根本的に誤った政策判断をする事となったと見る事が出来ます。</p> <p>3 意見書の方策が現在の混乱を招いた</p> <p>このように、意見書は、新たに大幅な法曹養成が必要となる所、従前の養成制度によっては、この要請に応える事は出来ないとして、ロースクール制度を導入することとしました。</p> <p>しかしながら、日本の社会には、意見書が想定したような法曹需要は存在しなければ生まれもしなかった事から、大量生産された法曹資格者があふれ返ると同時に、にわか作りの制度から未熟なままに生み出された法曹資格者が、</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>十分な素養を身につける機会を与えられなかった事から、法曹養成をめぐる今日の混乱が生み出されているといえます。</p> <p>従って、ロースクール問題を議論するときは、意見書を前提にした検討では根本的な改革は出来ないというべきで、机上の空論ではなく、現実を実証的に調査研究した上、改めて日本の法曹制度(特に弁護士制度)の有り方を踏まえた議論をして、従前の養成制度をどのように改革するべきかの地に足のついた議論をする事が不可欠であるということが出来ます。</p> <p>第4 ロースクール制度の問題点</p> <p>1 社会には、法律知識を持つ多数の人材が必要</p> <p>人間の社会が法によって規律されている以上、社会には、法を解釈することの出来る十分な量の国民が必要なことは疑いありません。</p> <p>このことは、洋の東西を問わない問題です。</p> <p>法運用の専門家たる法曹に限らず、社会のあらゆる分野で、法を適正に解釈運用することの出来る人材を、どのように養成するかは国家の基本政策が重要です。</p> <p>法を知る国民を、どのようにしてどの程度育てるのかは、それぞれの国家の歴史・風土・文化によって様々であり得ます。</p> <p>2 アメリカの制度と日本の制度の比較</p> <p>① アメリカの大学には日本における様な法学部がありません。</p> <p>ですから、アメリカで法律を学んだ人というのは、ロースクールの卒業生以外にはいないこととなります(若干の例外があるようですが)。</p> <p>社会には、法の解釈運用が出来る大量の人材が必要ですので、アメリカにおいては、ロースクールで多数の国民に法教育を施すことが必要になります。</p> <p>現在、ロースクールの定員や卒業者の累計がどの程度であるかは寡聞にして知りませんが、1998年当時には、181校のロースクールに年間4万3000人の入学者があり、3年間のロースクールには13万人の学生がいるとのことでした。(帝塚山大学、藤倉皓一郎教授)</p> <p>ロースクール卒業生の7割程度が司法試験に合格すると聞いていますし、司法試験合格者(これは全部弁護士と呼ばれる)の累計が110万人を超えたとされています。</p> <p>この度の法曹養成制度改革は、アメリカのロースクール制度を導入したのですが、アメリカと我が国とでは事情が異なり、アメリカの制度を導入するには、それが日本の法律教育制度全般とどのように調和するのかわからないのが充分検討されなければなりません。</p> <p>② 日本では、大学に法学部があり、その1学年当たりの学生数は、全国で約4万5000人に上ります(司法審意見書71頁)。</p> <p>22歳で法学部を卒業した法学士が、平均60年生存すると仮定すれば、法学士の累計人数は約270万人となります。</p> <p>その一部は、大学院を経て修士や博士になっています。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>この数は、アメリカにおける司法試験合格者累計数の約 2.45 倍に当たり、人口比にすれば約 6 倍となります。</p> <p>すなわち、法教育を受けた国民の比率を比較すると、日本はアメリカの約 6 倍であることとなります。</p> <p>現実にも、我が国において、法学士は社会のあらゆる分野において活躍しており、日本社会をリードしていると言っても過言ではありません。</p> <p>国会議員・地方議員、企業経営者やその他の各分野における第 1 人者に占める法学士の比率は相当高いと思われ、大学における法教育の効果は十分発揮されていると見る事が出来ます。</p> <p>もし、法学部を卒業しただけでは、社会人としての法的な素養が不十分ということであれば(司法審意見書 61 頁)、それは大学教育を見直すべき問題です。</p> <p>従って、アメリカには 110 万人の弁護士がいるから、我が国でも弁護士を増やさなければならないとの論は、この基礎的な条件を考慮しないもので、間違っているといえます。</p> <p>むしろ、アメリカにおいて、法教育を受けた人材が僅か 110 万人しかいないことの方が問題と見ることも出来、彼の国においては、更に法教育の拡充を期すことにより、日本における如く多数の人材を配する必要があると解すべきかも知れません。</p> <p>③ 次に、社会一般人のレベルではなく、法解釈の専門家レベルで比較してみます。</p> <p>アメリカのロースクール卒業生は、入学以前には法律を学んだことがなく、3 年間のロースクールにおいて初めて法律を学ぶことになるのですから、現在の日本のロースクールの未習者コース修了生と同様のレベルではないかと推測されます(この点については、法教育の内容も英米法系と大陸法系では大きく異なるので比較のしようがないとの意見もあります)。</p> <p>更に、日本においては、ロースクール修了は司法試験受験資格に過ぎず、その後、司法試験に合格した後、司法修習を受けることになるのですから、司法修習修了者のレベルは、アメリカの司法試験合格者よりも高度な能力を身につけていると見る事が出来ます。</p> <p>④ 次に重要なのは、日本では、弁護士の外に司法書士、行政書士、税理士、弁理士、社会保険労務士等多数のいわゆる隣接職種があり、それぞれが専門的な教育と試験を受けて、それぞれの分野で活躍していることです。</p> <p>これに比べて、アメリカでは、これらの業務はすべて「弁護士」が取り扱っているといわれています。</p> <p>このように、我が国においては、国家試験によってその能力を担保された様々な専門家がいて、国民は安心してその道の専門家に依頼することが出来る態勢が整備されており、国家が国民に保証する法関係のサービスは、きめ細かくて利用しやすい制度となっています。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>要は、法教育制度や法専門職の制度が、アメリカでは一元的・単層的であるのに対して、日本においては多元的・重層的であって、その全体像を比べれば、日本の方がよほど充実した親切な制度といえるのではないのでしょうか。</p> <p>⑤ このように、日本とアメリカを比較すると、法教育体制全般も、法律関係職種 of 制度設計も全く異なるのであって、ロースクール制度だけを導入すること自体が大きな誤りであったということが出来ます。</p> <p>3 従前の法曹養成制度</p> <p>① ロースクール制度制定以前の法曹養成制度は、国民の誰もが受験することの出来る司法試験に合格すれば、後は国費をもって2年間の司法修習を受けさせ、修習を修了すれば、法曹として判事・検事・弁護士になることが出来る制度でした。</p> <p>大学の教養学部を修了している者に対しては、第一次試験が免除されていましたが、受験をするのに特段の資格は必要ありませんでした。</p> <p>受験には年齢制限や回数制限もありません(いわゆる丙案は別として)。</p> <p>従って、社会人が司法試験に挑むにも、現在の職業に従事したまま、夜間や休日に猛勉強して合格することも出来ましたし、経済的社会的制約の大きい人も挑戦することが出来ました。</p> <p>ところが、ロースクール卒業を受験の条件としたことにより、職業人が職業に従事したまま受験することは殆ど出来なくなりましたし、ロースクールには多額の費用がかかりますので、経済的に苦しい人は受験から排除される結果を招きました。</p> <p>従前の制度は、受験生がその自由意思と自己責任で受験するもので、国家が援助するわけでもない代わりに、受験資格を制限されることもありませんでした。</p> <p>すなわち、従前の制度は、司法試験は広く国民に門戸を開き、これに合格して法曹としての基本的な素養を認められた者に、国家の費用をもって2年間の濃密な実務教育を施すことにより、国民に対して、十分な能力を持った法曹を供給することとしていたものです。</p> <p>司法試験を広く国民に開かれた制度とするべき事からすれば、当然というべきです。</p> <p>ロースクール制度のように、法曹になるかどうかは決まっていなくても国費を用いて教育を施し、司法試験に合格できないときは、国費の無駄遣いに終わる制度に比較して、よほど簡明で且つ合理的な制度ということが出来ます。</p> <p>② 従前の司法修習は2年間で、当初の4ヶ月は全員を東京の司法研修所に集めて、民事・刑事の裁判につき、検察官・弁護士・裁判官の観点から、実務的な教育を施していました。</p> <p>それが終了すると、全国各地に派遣し、やはり検察・弁護・民事裁判・刑事裁判の実際をそれぞれ4ヶ月ずつ体験させると共に、法曹としての心構え</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>をマンツーマンシステムによってたたき込み、最後の4ヶ月は再び東京に集めて、仕上げの教育を施していました。</p> <p>又、様々な社会的な場面を見聞・体験させることにより、知識・経験を積み重ねるための多様なカリキュラムが用意されていました。</p> <p>弁護修習は、弁護士会で配属修習生全員を対象にした合同修習や模擬裁判、見学旅行等を実施しますが、それ以外は、指導弁護士の下で日夜見習いに励みます。</p> <p>正規の弁護士業務ばかりではなく、弁護士業務の裏側や弁護士の家庭生活を見せたり、修習生の将来に役立つと思われる様々な経験を積ませます。</p> <p>4ヶ月間の指導のためには、弁護士に多額の自費負担も発生します。</p> <p>事務所にデスクを用意したり、行く先々の旅費、宿泊代、食事代、入場料等はすべて指導弁護士の負担ですし、飲み代やテニス・ゴルフ・登山などを経験させる費用などまで含めると、その費用は馬鹿になりません。</p> <p>そのような費用負担をしても、司法修習に心血を注ぐのは、後輩の養成は法曹共通の社会的な義務であると認識していることと、指導弁護士自身も同様にして先輩法曹から養成されて来たことに対する恩返しと認識しているからです。</p> <p>最近の司法修習は、期間が1年に短縮されて、じっくりと学ぶ余裕がなくなったことと、修習終了後の進路が厳しいことから就職活動に時間を割かれ、修習に専念できなくなっていることから、限られた効果しか期待できないものになってしまっていますが、従前の司法修習は、単に実務を習得させるにとどまらず、法曹としての自覚・精神・倫理・情熱を注ぎ込む場であり、他の制度をもってしては代替できない勝れた制度でした。</p> <p>このように、連綿として繰り返されてきたマンツーマンによる司法修習こそは、プロフェッションの養成に必須の教育制度といえるでしょう。</p> <p>③ 司法修習の経験やそこで学んだものは、その法曹の一生の財産ともいえるもので、仕事と生き様を左右する程の重要な影響を与えてきました。</p> <p>このような制度が唯一無二であるとはいえませんが、大変勝れた制度であったと評価することは、この教育を受けた法曹にとっては、殆ど異論を見ないところでしょう。</p> <p>今回の改革は、司法修習を1年に限定して体系的に勝れた法曹教育制度を崩し、ロースクールという無用のプロセスを導入したものと評することができます。</p> <p>新たな法曹養成制度を論じるときは、従来この制度の功罪を正しく把握することがどうしても必要になります。</p> <p>④ 更に、司法修習制度の重要性は、判・検・弁の法曹3者を統一的に養成することにあります。</p> <p>統一修習制度は、いわゆる法曹一元の理想に向けた段階的な制度と位置づけられますが、3者を統一的に教育することにより、3者間の差別意識をなく</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>し、相互理解を図ることは、司法を民主化するためと訴訟制度を円滑に運用するために欠かせない制度です。</p> <p>とりわけ、司法部においては、官尊民卑の風潮は排除されるべきですが、統一修習はその目的を果たすのに極めて有効ということが出来ます。</p> <p>4 ロースクール制度の問題点</p> <p>① 裁判官や検察官は当然のこととして、弁護士についても、国家の責任で養成することが憲法上の責務であることは、既に述べました。</p> <p>国民が法曹になる権利は、憲法上の職業選択の自由として、最大限尊重されるべきです。</p> <p>又、法曹になる機会は、公平に保証されなければならない、合理的でない事由により差別されてはなりません(法の下での平等)。</p> <p>司法試験の受験資格は、合理的な制約に止めなければなりません。</p> <p>しかし、ロースクールの修了を司法試験の受験資格とすることは、合理的な制約の範囲内といえるでしょうか。</p> <p>ロースクールに入学するには、平行して職業を持つことは原則として出来ません(少数ではあるが、夜間課程を持つスクールもある)。</p> <p>ロースクールに入学し修了するには、相当な費用がかかります。</p> <p>現在のロースクール生の多くは、借金でもって学費と生活費を賄っているといわれ、ロースクールを修了して司法試験に合格した修習生の53%は平均318万円の借金をしているといわれています。</p> <p>これでは、経済的に余裕のない者はロースクールを諦めなければならない、法曹の資格を通じて経済格差を拡大する結果を招く恐れもあります。</p> <p>借金をしなければ、入学・卒業出来ないロースクールは、一般国民から受験の機会を奪っていると見るべきです。</p> <p>また、地理的・身体的条件、家族の介護の関係で通学できないなどの生活環境からして、ロースクールに入学することが困難な者は、少なくないものと推測されます。</p> <p>現実のロースクールは、言語・聴覚・視覚等の障害者などに配慮された制度ともなっていないようです。</p> <p>② ロースクールに入学できないときに、そのルートとは別のルートが保証されているのであれば、あまり問題はないかも知れません。</p> <p>現行の司法試験にも、予備試験のルートが用意されています。</p> <p>予備試験制度がどのように運用されることになるのかは、未だ明らかではありませんが、関係者の意見を見る限り、合格者100名未満の狭い門となることが確実の状況です。</p> <p>この道を広げれば、ロースクールは生き残れないと考えられているからです。</p> <p>となれば、予備試験のバイパスは、機会均等の原理に反するとの批判を避けるための体裁に過ぎず、実質的に機会均等を保証するものとはなり得ませ</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>ん。</p> <p>日弁連等が「バイパスを狭めろ」というのは、不合理な差別を是認するもので、法律家の言うべき事とも思えません。</p> <p>このように、ロースクール卒業を受験資格とすることは、あまりにも窓口を狭めるもので、合理的と評することは困難です。</p> <p>従って、ロースクール制度は、国民の職業選択の自由を侵害する恐れがあり、法の下での平等にも反する恐れがあつて、憲法抵触性があるといわなければなりません。</p> <p>③ 逆に、ロースクールを卒業するまでもなく、司法試験に合格する能力のある者を想定するとき、この者にロースクール教育を強制することは意味がなく、この者に受験させないことは不当な差別というべきでしょう。</p> <p>規制改革を叫ぶ人々は、法曹への新たな参入規制というべきロースクール制度にどうして異議を唱えないのでしょうか。</p> <p>④ この度の法曹養成制度改革の理由として、大学における法教育と法律実務とが乖離しており、従前の司法試験制度の下では受験予備校が繁盛して大学離れを起し、ダブルスクール化している(司法審意見書 61 頁)、試験答案は金太郎飴の如く同じ答案が並び、司法試験という一回的な試験では、本当の能力を試すことは困難で、これに代えて法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度が必要であるといわれ、その中核をなすものとしてロースクールを設けることとされてきました。</p> <p>しかしながら、この基本的な発想自体が問題です。</p> <p>大学教育と実務教育は異なる段階であり、理論的な法学を学んだ者の中から司法試験によって選抜をなし、合格者に実務を教育することで特に問題があるとは思えません。</p> <p>ロースクールによって理論的な法学と法律実務の有機的結合を図るといわれていますが、ロースクールに実務的な科目を含めれば、両者が有機的に結合するとも思えません。</p> <p>そもそも、乖離しているとか有機的に結合させるとかは何をいうのかも明らかではありません。</p> <p>単に、教育目的の混乱を招くだけと評することもできます。</p> <p>従前の司法試験による判定を、「点」によるものと比喻することも問題です。</p> <p>司法試験は、1次試験、2次試験に分かれ、2次試験には短答式・論文式・口述式と3段階の試験が含まれます。</p> <p>このような試験制度は、法曹適格を確実に判定するための制度として、考え抜かれたもので、単なる偶然や運によって突破できるものではなく、十分な素養を持たないものが合格することは殆どありませんでした。</p> <p>少なくとも、ロースクール制度の下で適格性を認定された者よりは確かな結果を導いていたといえます。</p> <p>更に、ロースクールにおける教育自体が、法曹養成のプロセスとしてどれ</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>だけの効果を上げることが出来るかについても、疑問があります。</p> <p>ロースクール卒業後司法試験による選抜を通過しない以上法曹にはなれないのですから、学生が司法試験に合格するための勉強に傾いてしまうのは当然で、落ち着いて幅広い勉強を目指すという理想の実現は実際上困難です。</p> <p>ロースクール生の不安を払拭して、試験対策に惑わされないでプロセス教育を実現しようとするれば、ロースクール修了生の殆どが司法試験に合格する様な制度としなければなりません。未習者は入学試験で法律的素養の有無が試されていないわけですから、その大部分が合格するような司法試験では、法曹の質を確保することは到底できません。</p> <p>逆に、ロースクールの入試において法律的な素養を試すこととすれば、ロースクールの入試がすなわち司法試験の実質を持つことになり、それならば、従前の司法試験をロースクールの入学試験に置き換えたことになってしまい、目指すプロセス教育ではないことになります。</p> <p>いずれにしても、プロセス教育の理想を実現することは出来ません。</p> <p>このように考えてくると、現在のロースクール制度よりは、従前の司法試験と司法修習制度の組み合わせの方がよほど合理的であったといわなければなりません。</p> <p>⑤ それ以外にも、ロースクール制度には様々な問題があります。</p> <p>その一つは、既に述べた如く、未だ法曹適格を判定されていない者に法教育を施しても、結果として司法試験に合格しなければその教育は無駄になるのですから、試験と教育の順序が逆であるという点です。</p> <p>法曹になれるかどうか未知数の者に、莫大な時間と費用を掛けさせて実務教育を施することに、どれだけの意味があるのでしょうか。</p> <p>既に、いわゆる3振アウトとなった1700名以上のロースクール修了者にとって、実務教育が所期の目的を達したとはいえないでしょう。</p> <p>その第2は、従前の制度を改め、ロースクール制度を導入した思想にあります。</p> <p>司法審意見書は、法曹適格性として、法的な知識解釈能力(リーガルマインド)のほかに、『法の支配』の直接の担い手であり、『国民の社会的生活上の医師』としての役割を期待される法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得と、かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに深く共感しうる豊かな人間性の涵養向上を図る。」と述べています。</p> <p>しかしながら、ロースクールにこのような教育理念を押しつけて、その習得を受験資格とすることは、誤りであるというべきです。</p> <p>まず、「法の支配」が何を意味するかの問題はさておくとして、「国民の社会生活上の医師」が何を意味するものか明らかではありません。</p> <p>医師と同様に身近にあるという意味で法曹の数をいうのか、ホームドクターと同じ意味での不断からの接触をいうのか、それとも外の意味なのか、不詳です。</p>



受付年月日	No.	ご意見
		<p>おそらく、この語を多用する人たちの間でも、統一的な理解はないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>改革のための教育理念を示すのに、このような情緒的で不明確な言葉を使うことは不</p> <p>適当です。</p> <p>更に、「かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに深く共感する」などの道徳</p> <p>的な価値は、国家制度としての法曹養成制度の教育理念を示す基準としては全く不適</p> <p>当といわなければなりません。</p> <p>このような素養は、一般社会人にとって望ましいとはいえても、司法試験の受験資格</p> <p>として要求することは許されないというべきです。</p> <p>このような人生態度若しくは道徳的価値は、個人の思想信条の分野に属する問題で、</p> <p>国家が強制すべきものではありません。</p> <p>このような素養は、資格を取得した後に、各人の責任で磨くべきもので、司法修習に</p> <p>おいてその助力をするというのであれば格別、それをロースクール卒業の判定要素と</p> <p>して受験生に強制することは許されないというべきでしょう。</p> <p>この点においても、現行のロースクール制度は、憲法抵触性があると考えられます。</p> <p>また、このこととの関連で、近時弁護士のあり方としても、高度の人格的水準が要求</p> <p>されるかのように論じる向きがありますが、弁護士は聖人君子であることを求められる</p> <p>ものではないことに注意すべきでしょう。</p> <p>弁護士は、法律の解釈運用の能力を備えることは必須ですが、人格面の資質を強制</p> <p>することは正しいとはいえず、その他の素養は、実務修習や実務の実践の中で、自己</p> <p>の基準に従い、自発的な研鑽として養われるべきものというべきです。</p> <p>⑥ 現行の司法試験は、ロースクール卒業後 5 年以内に 3 回までの受験しか認めてい</p> <p>ません。</p> <p>しかし、なぜ 3 回を超えてはいけないのか、合理的な理由がありません。</p> <p>推測するところ、受験を繰り返すものが増えれば、当面の合格率が低くなり、「7、8</p> <p>割の合格率」というセールスポイントが成立しなくなるからでしょう。</p> <p>すなわち、7、8 割という誘い文句で、受験生を誘導するために、3 回以上の受験生に</p> <p>犠牲を強いていると見ることが出来ます。</p> <p>5 年程度で司法試験を諦めて他に転進した方がよいから、この制度は本人のためだ</p> <p>との意見もありますが、それは当人が自己責任でもって判断することで、他人が強制</p> <p>することは「大きなお世話」というものです。</p> <p>この点においても、現行制度は不合理な差別の制度であり、法の下での平等に反す</p> <p>るというべきで、国民の基本的な人権を侵害するものと考えます。</p> <p>⑦ ロースクール修了生には「法務博士」の称号が与えられることとなりますが、いわ</p> <p>ゆる 3 振アウトとなった法務博士の就職も問題になっています。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>法務博士の称号は、就職には無意味どころかその障害になるので、これを掲げて就職活動を行う者はいないということのようです。</p> <p>「法務博士」の称号が社会から評価されないのは、それが単なる受験資格に過ぎず、社会が必要とする資格ではないからです。</p> <p>国家は、司法試験受験の資格としてロースクールを卒業することを要求しておきながら、3振アウトとなれば何の責任も負わないというのでは、あまりに無責任ではないでしょうか。</p> <p>従前の司法試験受験生の場合は、受験を続けた事による年齢的な問題はありますが、ロースクールを卒業しながら司法試験に合格できなかったという烙印を押されるわけではありませんでした。</p> <p>3振アウトとなった者の再就職は深刻でしょうが、なぜ深刻なのかを考えなければなりません。</p> <p>この問題は、ロースクール制度そのものの矛盾から生み出されるというべきです。</p> <p>「7, 8割合格」のキャッチフレーズに乗せられた当初の受験生が、国家的詐欺と怒るのも当然です。</p> <p>逆に、その法務博士の養成に、多額の国費を投入した(補助金以外にも判事・検事・公務員を教員として送り込んでいる)ことが無駄になったことについて、国民に対する責任はどうなるのでしょうか。</p> <p>平成22年には、3振アウトとなった者が、1700人を超えているのです。</p> <p>⑧ 法曹養成制度としては、従前の制度のように、司法試験によって能力が認定された者を対象に、国家の責任で養成する事が当然です。</p> <p>試験に合格して能力を認定された者に司法修習を強制すること自体は、国家が国民に対して、理論的且つ実務的能力ある弁護士の供給義務を負っているとの制度の趣旨から、充分合理性が認められますが、修習を強制する反面として、その者の生活を保障しなければならない事もまた当然です。</p> <p>昨年、司法修習生の給費制廃止が問題になりましたが、既に資格を認定された者に、司法修習を義務づけるのですから、その間、国が給料を支払って生活を保障することは当然です。</p> <p>昨年の給費制維持運動は、修習生が多額の借金を抱えているとしてその窮状を訴えましたが、そのような借金漬けの法曹を送り出すことが間違っているとの意味からは当然といえますが、給費制が国家の義務である点を明らかにしなかった点において的外れでした。</p> <p>単に窮状を訴えたにすぎなかったことから、「借金は修習生に限らない」とか、「裕福な修習生には給費制は必要ない」とか、「返済期間が長いから問題がない」などという的外れな反論を招いたのです。</p> <p>5 ロースクールをめぐる問題の根本原因</p> <p>以上の検討から、現在の法曹養成制度は、根本的に誤った発想に基づいていることを見てきました。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>2年の学部教育を含む4年間の大学教育、1年間の実務修習という従前の制度に2年間または3年間のロースクール教育を上乗せする現在の制度は、屋上屋を架するもので、合理性に欠けます。</p> <p>このような「改革」がなされたのは、法教育全体の仕組みも、法律関係職種 の制度体制も異なるにもかかわらず、それらの違いを無視してアメリカの制度 を無批判に取り入れたことによるものです。</p> <p>法務省と文部科学省合同の研究機関が作成した「法曹養成制度に関する検討 ワーキングチームにおける検討結果」においてさえも「新たな法曹養成制度は、 制度全体が悪循環に陥りつつある。」と指摘され、「ロースクールの統廃合を含 む組織見直しを促す必要がある事に異論はない。」と述べられている状況な のです。</p> <p>しかし、ロースクール制度は、制度設計の基本理念が間違っていることに原 因することからして、一部のロースクールの廃校や定員削減や教員の充実や卒 業の厳格化などといった弥縫策では、到底解決できない問題です。</p> <p>法曹養成制度をあるべき姿にするためには、現在の制度を可及的速やか廃止 し、制度の根幹を見直す以外に道はないでしょう。</p> <p>6 司法試験は単なる資格試験ではない。</p> <p>司法試験は資格試験だから、その資格をどの水準で要求するかは、国家政策 として自由に設定することが出来る、だから合格水準を下げて、法曹の自由競 争を促進すべきであるとの論がありますが、この論は誤りというべきです。</p> <p>既に詳しく述べたように、弁護士は国民の憲法上の権利擁護の使命を充分果 たせる資格として厳格に選別され、十分な研修を施さなければならないのであ って、そうでない限り国家はその責務を果たしたとはいえません。</p> <p>弁護士は、様々な側面で独立していなければなりません。</p> <p>そのためには、過当競争にならないように、社会の需要に見合うように、人 数を調整して養成しなければなりません。</p> <p>したがって、司法試験は法曹に必要な知識能力の水準を保つという点で資格 試験であり、人数を調整する必要があるという点で競争試験であり、両方の要 素を持つ試験というべきです。</p> <p>法律事務の需要と供給を適合させる事により、初めて弁護士の業務の独立を 保障することが出来るのです。</p> <p>この点は、医師につき、適正な医療を確保する観点から、医学部の定員を国 家が調整していることと同様です。</p> <p>第5 まとめ</p> <p>法曹養成制度をめぐる問題状況は、司法審意見書を出発点とするものです。</p> <p>司法審意見書は、法曹養成制度の設計を誤ったばかりでなく、そのいうところ の「21世紀の司法」のグランドデザインを描き誤ったのです。</p> <p>それは、司法をめぐる現在並びに将来の状況把握を誤り、我が国における司法 の位置づけを誤ったからです。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>司法審がロースクール制度を検討していた当時から、私たちは今日の状況を予想していました。</p> <p>法学部を持つすべての大学にロースクールが出来ることを防止できないだろう、ロースクールの格差が拡大し弱小ロースクールは廃止の憂き目を見るだろう、7, 8割の合格など実現するはずもないから国は空手形を発行したと非難されることになるだろう、弁護士人口が急激に増え過ぎて新規参加者は仕事にあぶれるだろう、そればかりか、既存の弁護士も経営の危機に見舞われ全体として公益業務は先細りになるだろう、弁護士会は求心力を失って独立が危うくなるだろう、などの予想をしていました。</p> <p>そのようなことは、法曹界の実情を知り、法曹制度をまじめに心配する者には、当時から明らかなことで、きっとこのような状況になるだろうと話し合っていました。</p> <p>そして、当時からこのような改革には反対の声を上げていました。</p> <p>弁護士界内には、そのような改革に反対する声が少なくなかったのですが、日弁連は推進してしまいました。</p> <p>日弁連も、判断の誤りを反省しなければなりません。</p> <p>出発点において誤ったばかりか、見直しに取りかかるのも遅きに失したというべきですが、法曹養成制度を見直すためには、出発点における状況に立ち返って、改めてあるべき司法のグランドデザインを描き直すことが求められているのです。</p>
2011. 1. 31	116	<p>法科大学院制度は、根本的に見直されるべきです。</p> <p>① この制度は、もともと、多くの法律実務家及び法律学者の反対意見を無視して、全く一部の者が独走し、作られたもので我が国の法曹養成に合わない制度である。法学部4年制度に加えて、2－3年制の法科大学院を置くという学校制度は、世界に類例をみない全く無駄、不合理な制度です。</p> <p>② また、法曹実務教育は、司法試験に合格した者に対して、法曹界で教育するのが合理的であり、その一部を法科大学院の教育課程に編入して、司法試験に受かるかどうかかわからない者にまでやらせる現在の制度は全く不合理です。</p> <p>③ 法科大学院を卒業しない者が、司法試験に不利に扱われることに何の合理性もありません。法科大学院を卒業しただけで、他の者よりひどく司法試験が有利になるのは、甘やかしであり、退廃です。正義、人権平等の実現を使命とする法曹の出発点において、差別的選別をするという間違いを犯しています。</p>
2011. 1. 31	117	<p>法科大学院・法学部に属さない新興私大の一教員からの意見</p> <p>1. 法科大学院設立の経緯</p> <p>① 02年当時、多数の法学部教員・法学部長から、法科大学院を持たない法学部は将来法学部学生を確保できなくなる、との理由から設立に動く。</p> <p>② 法科大学院は大学のブリステージ(広告塔)になる。財政的にはマスプロ教育をして大学財政に貢献している法学部が法科大学院設立後も責任を持つ。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>③ 雇用と特別待遇を保障し、全国から法科大学院教員をかき集める。</p> <p>2. 設立後の情況</p> <p>① 法科大学院定員の半数は授業料全額免除、残り半数は半額免除で学生募集。</p> <p>② 1年、2年目は志願者を集めたが、その後は激減、定員確保できず。</p> <p>③ 当初から司法試験合格者を増やすため、表に出ないように試験対策講座実施。</p> <p>④ 努力にも関わらず、司法試験合格者は少数に止まる。</p> <p>⑤ 最近は入学定員すら確保できず。</p> <p>3. 法科大学院設立後の大学の情況</p> <p>① 法学部・法科大学院教員数が学内最大勢力となり大学行政の主力になる。学長選挙も法学部・法科大学院関連者が実質的に左右。</p> <p>② 暗黙の約束通り、学部法学部は志願者数が減じていても、定員よりも多くの学生を入学させ、財政貢献をアピール。</p> <p>4. 法科大学院の当該大学での将来</p> <p>① 法科大学院教員は雇用を保障されているので、危機感が少ない。</p> <p>② 法科大学院入学学生がなくなる限り、法科大学院の閉鎖はない。</p> <p>以上、かなり特殊例かと思いますが、参考になれば、と思います。</p>
2011. 1. 31	118	<p>1 はじめに</p> <p>1月24日までの意見を全て拝見しましたが、ほとんどの意見が法科大学院廃止ないし法科大学院修了を新司法試験の受験資格にしないことが必要と訴えています。かかる結論に至る理由は異なりますが、そのほとんどの理由は頷けるものであり、法科大学院を中核とした現在の法曹養成制度は問題だけであるという認識は多くの法曹関係者の一致した見解であると思われます。</p> <p>現在これほどまでに制度が迷走しているのは、司法制度改革の理念そのものが社会情勢に基づかない理想論であったためであり、そのような理念は根本から疑問視されるべきでしょう。したがって、評価にあたっては、司法制度改革審議会意見書の路線、すなわち法曹需要の増大との予測に基づく法曹人口拡大の必要性、質量ともに法曹を一層充実させるための方法論としての法科大学院制度といったものを所与の前提とするのではなく、そもそも、法曹人口拡大の必要性があったのか否か、仮にあったとしても新たな法曹養成制度がそれにふさわしいのか否かという観点からの考察は必須であると考えます。</p> <p>2 直ちに司法試験合格者を1000人以下に抑えるべきこと</p> <p>今般の司法制度改革における最も根源的かつ致命的な欠陥は、需要に見合った法曹人口政策になっていないということです。この10年間で弁護士人口は約1.7倍に急増しましたが、最高裁判所の司法統計上、過払い訴訟を除けば事件数は増えるどころかむしろ減っていると思われます。弁護士の需要が増えていないのに</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>司法試験合格者数を急増させるのですから弁護士の就職難や待遇の悪化、飽和状態による収入の低下などの現象が生じるのは当然です。既存の弁護士ですら将来予測困難なのですから、これから弁護士を目指そうとする者が減少するのも当然のことでしょう。また、裁判官、検察官志望者にとっても、採用されなかった場合、弁護士となる者がほとんどですから、その弁護士業界が壊滅状態なら非常にリスクの高い進路選択になります。多くの弁護士は自営業者ですから、過当競争となれば、収入の安定性、それなりの収入額、充実した福利厚生などは望めず、これらを満たす大企業の正社員、公務員などといった職業に人材を奪われ、近い将来深刻なレベル低下が誰の目にも明らかになることでしょう。</p> <p>新たな法曹養成制度は、今や文部科学省や法務省自身も認めざるを得ない悪循環に陥っています。直ちに司法試験合格者を1000人以下に抑え、その後情勢に応じて減員または増員させられるような態勢にしなければ、悪循環から抜け出すことは不可能と考えます。</p> <p>なお、総務省行政評価局は、平成20年8月に「公共事業の需要予測等に関する調査」の調査結果に基づき、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省に勧告を行いました。その内容は、「需要予測等の実施に当たっては、人口減少・超高齢社会の到来等の社会経済情勢の変化を考慮するほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需要予測等に用いた数値の根拠や算出過程を明確にし、かつ利用可能な最新の数値等を使用すること。</li> <li>・ 時期を失わずに需要予測等の見直しを実施されるよう、見直し時期を設定すること。</li> <li>・ 需要予測値と実績値がかい離している場合には、原因分析を行い、その結果を事業に反映させること。</li> <li>・ 需要予測等の実施方法等に関する情報を国民に分かりやすい形で公開すること。」</li> </ul> <p>と至って当然のものでした。かかる勧告の手法に基づいて、司法制度改革審議会意見書における法曹需要の算出過程や方法を検証してその結果を公表すべきですし、今後の法曹需要についても概ねこのような方法で検討、公表されるべきです。</p> <p>3 法科大学院制度では優秀な法曹を多数輩出することはできないこと</p> <p>司法審意見書は「司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的な法律知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力、職業倫理等が広く求められることを踏まえ、法曹養成に特化した教育を行う法科大学院を中核とし、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成制度を整備することとし、そのための措置を講ずる。」としました。</p> <p>しかし、このような多岐にわたる能力が法科大学院で身に付くというのは全くのフィクションです。仮にそのような人材を輩出しようとするなら、元々その素</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>養がある優秀な人材を集めるしかありませんが、そのような人材が集まる制度になっていないことは既に明らかです。</p> <p>法曹として最低限必要な法的な知識、思考能力は自学自習で身につけるものです。自ら読み、考え、それを表現することで実力を蓄えるのであり、決して法科大学院での講義やその予習復習に追われる生活では実力は身に付きません。法科大学院制度は、法曹としての実力を培うという観点からは無益であるというだけでなく有害であると言ってもよいでしょう。法科大学院生及びその卒業生から、法科大学院のカリキュラムを賛美する声が全く聞こえてこないのはその証左であると考えます。</p> <p>4 法科大学院制度は廃止すべきこと</p> <p>No. 17 の意見でも言われていましたが、法科大学院制度は無駄な大型公共事業そのものです。必要性が疑問視される大型公共事業が行われる場合、過大な需要予測がつきものです。例えば地方空港など一部の大型公共事業は、どうしてそんな需要が見込めるのかというような過大な需要予測のもとに行われ、案の定毎年赤字を生み出し続けているのですが、天下り先を確保できる関係省庁や関係業者など、一部の者にとっては手放せない利権となります。ハコモノを一旦作ってしまえば、それを廃止することは容易ではありません。このあたりは、法科大学院制度に当てはめてみても思い当たるところでしょう。</p> <p>昨年ようやく廃止となった「私のしごと館」の実態はマスコミでも大々的に取り上げられ、国民的な非難を浴びることとなりましたが、何故かマスコミは法科大学院制度に対しては極めて及び腰であり、法曹激増に反対する弁護士会などに対して既得権益を守ろうとしているなど見当違いの非難をしています。昨年の司法修習生給費制の存廃問題の際、あれほど税金の使途にシビアであったマスコミが、法科大学院の無駄を指摘しないのは何故なのでしょう。</p> <p>有効なカリキュラムによる教育ができず、ただ経済的、時間的な参入障壁としてのみ存在する法科大学院は廃止するより他にないと考えます。なお、仮に廃止が無理であっても、法科大学院卒を司法試験の受験資格とはしないという改正が最低限なされるべきであり、税金の投入についてもゼロベースで再検討されるべきです。</p> <p>5 おわりに</p> <p>先日、日弁連が、総務省は口を出すなどと言わんばかりの意見書を出したようですが、大多数の弁護士は、このような意見書を出す一部の人間が中枢を占める日弁連に対して全く失望しています。法科大学院、文部科学省、法務省をはじめとする法科大学院制度の関係者と利害関係のない第三者的な立場でなされる今回の行政評価に、多くの法曹関係者が期待を寄せていることを忘れずに取り組んでいただきたいと思います。</p>